令和４年第３回　飯塚市議会会議録第５号

　令和４年６月２０日（月曜日）　午前１０時００分開議

○議事日程

日程第８日　　６月２０日（月曜日）

第１　一般質問

第２　議案に対する質疑、委員会付託

１　議案第５６号　令和４年度 飯塚市一般会計補正予算（第２号）

（　総務委員会　）

２　議案第５７号　飯塚市税条例等の一部を改正する条例

（　総務委員会　）

３　議案第５８号　飯塚市総合体育館条例

（　協働環境委員会　）

４　議案第５９号　飯塚市特別用途地区建築条例の一部を改正する条例

（　経済建設委員会　）

５　議案第６０号　飯塚市公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

（　経済建設委員会　）

６　議案第６１号　財産の取得（移動式観覧席）

（　協働環境委員会　）

７　議案第６２号　財産の取得（消防ポンプ自動車）

（　総務委員会　）

８　議案第６３号　訴えの提起（建物退去土地明渡請求事件）

（　経済建設委員会　）

９　議案第６４号　市道路線の認定

（　経済建設委員会　）

10　議案第６５号　専決処分の承認（令和４年度 飯塚市一般会計補正予算（第１号））

（　福祉文教委員会　）

11　議案第６６号　専決処分の承認（令和４年度 飯塚市小型自動車競走事業特別会計補正
予算（第１号））

（　経済建設委員会　）

第３　追加議案の提案理由説明、質疑、委員会付託

１　議案第６８号　令和４年度 飯塚市一般会計補正予算（第３号）

（　総務委員会　）

２　議案第６９号　契約の締結（口春（頭首工）災害復旧工事）

（　経済建設委員会　）

○会議に付した事件

　議事日程のとおり

○議長（秀村長利）

　これより本会議を開きます。６月１７日に引き続き、一般質問を行います。７番　土居幸則議員に発言を許します。７番　土居幸則議員。

○７番（土居幸則）

　通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。私からは今回、「放置車両と不適正保管について」、それから「スポーツ施設におけるテニスコート」について、そして「自治会について」、以上の３点についてお尋ねさせていただきますので、ご答弁よろしくお願いします。

まず、不法投棄、不適正保管の概要についてですが、放置車両、投棄車両の定義についてのお尋ねです。自動車リサイクル法の制定前、自動車の不法投棄、不適正保管は大きな問題となっており、これらの防止は、法制定の１つの大きな目的であった。自動車リサイクル法の施行以降、リサイクル料金が預託され、自動車製造業者の引取り義務等の関係者の責任が明確化されたこと、使用済自動車の流れが、電子マニフェストシステムで透明化されたこと、地方公共団体による指導や、公益財団法人日本リサイクル促進センターによる支援が順調に進捗していること等により、不法投棄、不適正保管は大幅に減少している。自動車リサイクル法施行前の平成１６年９月末に、２１万８３５９台存在した放置車両を含む不法投棄車両は、平成２２年３月末には１万１４６５台までに減少した。１００台以上の大規模案件も、平成１６年９月末の１３万１７０９台から、平成２２年３月末には１４４５台まで大きく減少していると、ガイドラインでは示されております。

今回は、この対応についてのご質問です。まず、整理したいと思うのですが、放置車両、投棄車両と呼び方は様々ですが、これらを使用済自動車と判断するかどうかで、その対応も変わってくるかと思われますが、放置車両や不適正保管については、昨今、マスコミや報道機関において取り上げられることが多くなっております。そこでまず、放置車両及び投棄車両の定義についてお尋ねします。

○議長（秀村長利）

　都市建設部長。

○都市建設部長（中村洋一）

　道路法には、放置車両や投棄車両の定義というものはございませんが、警察関係のホームページによりますと、放置車両とは、違法駐車と認められる場合の車両で、運転者がその車両を離れて直ちに運転することができない状態にあるものとされております。また、投棄車両とは、これら放置車両の中で、明らかに不動状態にあるものが、投棄車両であると考えられます。

○議長（秀村長利）

　７番　土居幸則議員。

○７番（土居幸則）

　それでは、本市におけるそれぞれの現状についてです。飯塚市の現状についてのお尋ねですが、定義については理解しました。それでは、これら放置車両の飯塚市における現状についてお尋ねします。資料によると、全国的にその数、苦情件数等も減少しているとのことですが、数値では、減ればよくなってきていると判断されがちですが、この問題は、１台でも道路上や敷地等にあると、非常に迷惑で危険であるということだと思います。たった１人の無責任な考えや行動が、多くの人に迷惑をかけることになり、ひいては事件や事故を招くことにもなりかねません。そこで、本市における現状についてお示しください。

○議長（秀村長利）

　都市建設部長。

○都市建設部長（中村洋一）

　放置車両が駐車禁止の取締対象外の道路上にある場合についてお答えいたします。また、道路につきましては、市道、県道、国道など様々ございますが、市道上での過去３年間の状況についてお答えさせていただきます。過去３年間の市道上の放置車両件数についてですが、令和元年度に３件、令和２年度に１１件、令和３年度で３件の合計１７件となっております。また、これら放置車両は全てナンバーのついた可動車両であったことから、現在は所有者により撤去されている状況でございます。

○議長（秀村長利）

　７番　土居幸則議員。

○７番（土居幸則）

　では次に、放置車両の現状、市道上以外についてです。市道上以外の場所での飯塚市内における放置車両の現状についてですが、この問題については、様々な状況があり、道路や河川、公共施設等の公共用地に放置された自動車から、個人の敷地や空き地、森林等に投棄されたと思われるものまで様々ですが、本市、飯塚市の市道上以外の場所での市内における放置車両の現状はどうなっているのか、お尋ねします。

○議長（秀村長利）

　都市建設部長。

○都市建設部長（中村洋一）

　市道上以外の場所での放置車両の現状につきましては、飯塚市を管轄区域としております飯塚県土整備事務所に確認いたしましたところ、県道上の取扱いにつきましては、所有者による撤去にて対処できているとのことでした。放置車両件数につきましては、記録がなく不明との回答でございました。なお、国道や公有地、個人地などにつきましては、所管が多岐にわたりますことから、把握できていない状況でございます。

○議長（秀村長利）

　７番　土居幸則議員。

○７番（土居幸則）

　それでは、他自治体での状況についてお尋ねします。この問題は本市のみならず、日本全国、都会や田舎を問わず抱える問題だと思います。田舎というと語弊があるかと思われますが、地方に行くと、人口密度も低くなり、山林や空き地等も多く、人目につきにくい場所も多々あるかと思われます。そこでお尋ねですが、近隣自治体での状況が分かればご紹介ください。

○議長（秀村長利）

　都市建設部長。

○都市建設部長（中村洋一）

　近隣の嘉麻市と直方市の道路管理担当課に聞き取り調査を行いました。嘉麻市では、年間２件から３件程度とのことです。また、直方市におきましては、直近５年間で３件とのことでございます。

○議長（秀村長利）

　７番　土居幸則議員。

○７番（土居幸則）

　次に、放置車両の原因についてです。本市の道路上においては、過去３年間で１７件の放置車両が発見されていることが分かりました。放置するということは、当事者にとって不用になったからだと思いますが、これが適正に処理されず、不法に放置または投棄されるに至った原因については、どのようにお考えでしょうか。

○議長（秀村長利）

　都市建設部長。

○都市建設部長（中村洋一）

　近年、各家庭における自家用車の保有台数が増加し、住宅敷地内に駐車することが困難となったことや、不動車両を処分するにも費用がかかるなどが主な原因だと考えております。

○議長（秀村長利）

　７番　土居幸則議員。

○７番（土居幸則）

　それでは、その影響についてお聞きします。この放置車両が与える影響についてですが、最初は駐停車しているだけの車かなと思う程度ですが、気がつくと、ずっとあるよねとなり、隣組長さんや自治会長さんの耳に入る頃には、かなりの日数がたっていることとなります。このような事象は、発生する場所によって被る被害も変わってくると思いますが、これら放置車両が生活環境に与える影響についてどのように考えておられますか。

○議長（秀村長利）

　都市建設部長。

○都市建設部長（中村洋一）

　幅員が狭い道路上に放置車両があると、歩行者や一般車両、緊急車両の通行の妨げとなり、事故発生の原因にもなります。また、不動車両が道路上に長期間放置されることは、地域の景観を損ねるなど、様々な影響が考えられるところでございます。

○議長（秀村長利）

　７番　土居幸則議員。

○７番（土居幸則）

　次に、今後の対策と課題についてです。自治体、警察、担当所管の対応についてですが、それぞれの場所や状況下で対応する担当は変わるかと思いますが、迷惑を被っている市民の方にとっては、真っ先に相談しやすいのは、近くの行政機関であると思います。放置車両が発見された際に対応するのは、飯塚市になるのでしょうか。

○議長（秀村長利）

　都市建設部長。

○都市建設部長（中村洋一）

　放置車両にナンバープレートがついている場合につきましては、警察により所有者を確認し、道路交通法等に基づき対応いたします。ナンバープレートがついておらず所有者が確認できないもの、明らかに廃棄された車両などにつきましては、道路管理者である土木管理課や各支所経済建設課が対応することとなります。また、警察により指導済のケースであっても、状況の改善が図られないものにつきましては、所管課から車両撤去の指導文書を送付するなど、警察と連携して対応しているケースもございます。

○議長（秀村長利）

　７番　土居幸則議員。

○７番（土居幸則）

　それでは、本市担当所管にでき得る対応についてです。土木管理課や各支所経済建設課が対応するケースでは、具体的にどのような対応を実施するのか、お尋ねします。

○議長（秀村長利）

　都市建設部長。

○都市建設部長（中村洋一）

放置車両の通報を受けた際は、放置現場を確認した後、警察へ所有者の照会を行います。所有者が判明した場合は、警察からの指導もしくは市から車両撤去の指導文書を送付しており、放置状況が解消されない場合は、所有者宅への訪問指導を行うなどしております。所有者が不明の場合は、放置車両に警告書を貼付し、１か月ほど状況を確認いたします。放置状況が改善されない場合には、撤去についての告示を２週間行った後、市により放置車両を撤去した後に３か月間保管いたします。保管期間中に所有者より申出がない場合は、最終的に市費により車両を廃棄することになります。幸いなことに、近年５か年では廃棄に至るケースはなく、所有者への指導や警告書の貼付により、放置状況は解消している状況でございます。

○議長（秀村長利）

　７番　土居幸則議員。

○７番（土居幸則）

　次に、対応における課題・問題点です。この問題解決には、どの自治体も苦慮され、個人レベルであれば弁護士に相談されるケースもあるようですが、どの場合もすぐに解決するのはまれで、長きにわたる時間と煩雑な事務対応が必要なようです。放置車両は、単なるごみのポイ捨てとは異なり、所有権や財産権といった縛りがあると思われますが、これらに対する法的対応策はどうなっていますか。

○議長（秀村長利）

　都市建設部長。

○都市建設部長（中村洋一）

　放置車両の処分につきましては、長期間放置されていたとしても、個人の所有物である可能性が高く、財産権の侵害に当たることのないよう注意して手続を進める必要があります。放置車両の撤去、処分の手続については、違法放置等物件に対する措置として、道路法第４４条の３に定められております。また、その詳細につきましては、道路法施行令第１９条の５から第１９条の１１に定められているところです。前述のとおり、本市においては、近年、車両廃棄に至るケースは起きておりませんが、撤去、廃棄の必要性が生じた場合は、警察の指導を仰ぎながら、関係法令に基づき、遺漏のないよう処理すべきものと考えております。

○議長（秀村長利）

　７番　土居幸則議員。

○７番（土居幸則）

　それでは、問題解決における予算措置についてです。放置車両の撤去には費用が必要になると思いますが、予算措置はどのようになっていますか。

○議長（秀村長利）

　都市建設部長。

○都市建設部長（中村洋一）

　放置車両撤去に係る予算につきましては、１台分の放置自動車対策費として、自動車リサイクル料及び不法放置車両撤去委託料の予算を計上しております。

○議長（秀村長利）

　７番　土居幸則議員。

○７番（土居幸則）

　それでは、今後の予防・啓発についてお尋ねします。これら放置車両を発生させない予防策や啓発活動などについては、どのようにお考えですか。

○議長（秀村長利）

　都市建設部長。

○都市建設部長（中村洋一）

　現在、放置車両については、市民や警察からの通報により対応しているところです。放置車両は長期間にわたり同じ場所に駐車している状態と考えられますので、日頃の道路パトロールにおいて発見に努めたり、悪質な放置車両が多発する箇所につきましては、啓発看板を設置するなどの対応が可能であると考えております。

○議長（秀村長利）

　７番　土居幸則議員。

○７番（土居幸則）

　それでは最後に、市民、地域住民にできる行動や対策についてお尋ねします。これまでの答弁で、放置車両に対する本市の対応についてはよく分かりました。それでは、これら放置車両について、市民や地域住民ができることがあれば、お示しください。

○議長（秀村長利）

　都市建設部長。

○都市建設部長（中村洋一）

　さきに答弁いたしましたとおり、放置車両は通行の妨げとなり、事故発生の原因ともなりますので、快適な住環境を維持するためにも、放置車両に対する市民お一人お一人の意識の向上が不可欠だと考えております。このことから、回覧板などにより、放置車両について注意喚起を行っていただくなど、対応していただければと考えております。

○議長（秀村長利）

　７番　土居幸則議員。

○７番（土居幸則）

　こういう事例が発生した際には、お互い協力して問題解決に努めたいと思いますので、今後ともご対応よろしくお願いいたします。

次は、「スポーツ施設におけるテニスコートについて」のお尋ねです。本市におけるテニスコート施設の概要についてですが、私自身、高校生の頃は軟式テニス、今はソフトテニスと言うようですが、そして現在は、硬式テニスにて体力増進と健康維持に取り組んでおります。ゴルフと同じように、生涯スポーツとして、本市においても愛好者が多くいらっしゃると思われます。飯塚市においては、嘉麻市、桂川町、直方市、田川市といった近隣自治体を含めると、たくさんのテニスコートがあるかと思います。車で１時間足らずで行ける利便性もあり、福岡市や北九州市からも来られる利用者が見受けられます。そこでお尋ねですが、市内各所のテニスコートの面数やその特徴、利用料金等についてお示しください。

○議長（秀村長利）

　市民協働部長。

○市民協働部長（久家勝行）

　本市が設置しているテニスコートでございますが、まずは、市民公園テニスコート、穂波テニスコート、頴田テニスコート、そして、いいづかスポーツ・リゾートのテニスコートがございます。その概要として、市民公園テニスコートはクレーコートが８面、全て屋外で照明はございません。次に、穂波テニスコートはクレーコート２面、ハードコート２面の計４面あり、全て屋外で、全てに照明を設置しております。頴田テニスコートはクレーコート２面、屋外で照明を設置しています。この３施設は一般の方で１コート１時間２００円、照明料は１時間２００円で使用できます。いいづかスポーツ・リゾートはハードコート７面、うち屋外が４面、全て照明を設置しております。利用料金は、市内居住者で屋内コートでは１コート１時間８４０円、照明は１時間４００円、屋外コートでは１コート１時間３４０円、照明は１時間４００円でございます。市内には、このほかに県が設置する筑豊緑地テニスコートがありますが、これは砂入り人工芝コートが８面、ハードコートが７面、うち屋内が２面、そして照明設置は９面分となっています。利用料金は２時間で６８０円、照明は３０分で５４０円となっております。なお、この筑豊緑地といいづかスポーツ・リゾートのテニスコートは、一体的な利用が可能ですが、合計２２面ございます。これは県内でも最多で、西日本でもトップクラスの規模となっております。

○議長（秀村長利）

　７番　土居幸則議員。

○７番（土居幸則）

　それでは次に、利用状況についてです。コロナ以前の利用者数、利用世代、利用時間帯ですが、ここ数年はコロナの影響でスポーツ施設のみならず、いろいろな場所や施設において、イベントや大会などが延期、中止となり、施設運営や維持管理等において、人的、経済的負担も相当だったことと思います。そこで、参考となる数値、データを理解するため、コロナ以前の施設利用者数や利用世代、また利用時間帯や利用形態等、それぞれの施設での利用傾向や特徴があればお示しください。

○議長（秀村長利）

　市民協働部長。

○市民協働部長（久家勝行）

　市民公園テニスコートの利用者数は、平成２９年度が６５件、１８９８人、平成３０年度が７１件、３４６２人、平成３１年度が１００件で２８５８人の利用となっております。土日の利用で、ソフトテニスでの大会利用が大部分を占めております。穂波テニスコートの利用者数は、平成２９年度が９８１件の５１２３人、平成３０年度が１０７１件の５１７７人、平成３１年度が１１０３件の５１９３人の利用となっていますが、こちらは個人利用の割合が多く、平日の夜の利用も多く、土日の利用も含めて、個人利用の割合が多い状況でございます。いいづかスポーツ・リゾート、当時は筑豊ハイツでございますが、こちらのテニスコートの利用者数は、平成２９年度が１万５８１９人、平成３０年度が１万１９３８人、平成３１年度が、この年は建て替えの関係がございまして１１月まででございますが、８５１９人の利用となっております。このテニスコートは穂波テニスコートと同じように、平日の夜、土日の利用で個人利用が多くありますが、夏休みや春休みなどでは団体での利用も多くあっております。

○議長（秀村長利）

　７番　土居幸則議員。

○７番（土居幸則）

　それでは、コロナ禍における利用者の概要についてです。平常時における通年利用の状況についてはよく理解できました。それでは、今回のコロナにおける利用禁止や制限といった状況下では、どのような状態であったのか、お尋ねします。

○議長（秀村長利）

　市民協働部長。

○市民協働部長（久家勝行）

　市民公園テニスコートの利用者数は、令和２年度が７１件で１６４８人、令和３年度が１１７件で２５８４人、穂波テニスコートの利用者数は、令和２年度が９０３件で３２６２人、令和３年度が１２３７件で４２８６人となっております。いいづかスポーツ・リゾートテニスコートの利用者数は、令和２年度が１万１９４９人、令和３年度が２万４９９４人の利用となっております。いいづかスポーツ・リゾートを除く施設は、コロナの影響で利用者が減少しておりますが、いいづかスポーツ・リゾートについては、テニススクールの開校によってスクール参加者が増加し、全体として利用者が増加しております。

○議長（秀村長利）

　７番　土居幸則議員。

○７番（土居幸則）

　次に、現状認識と課題についてお尋ねします。今回改修予定の市民公園テニスコートの概要、コンセプトです。今般改修予定の新体育館東側の市民公園テニスコートについてですが、あの施設では高校時代に大会でお世話になったり、また社会人になってからは、各種大会が年間を通じて開催され、たくさんの思い出をつくらせていただきました。最近では、屋根つきテニスコートやオムニコート敷の施設などが増え、利用者が少なくなったように感じますが、あの頃から既に４０年以上の時がたち、これまで多くの市民の方々に親しまれてきたんだなと、感慨もひとしおであります。その施設が、今回リニューアルされるということで、私はもとより、地域の愛好者をはじめ、近隣の中学校・高校のテニス部の部活生も大変気になっていることと思います。そこでお尋ねですが、施設の概要やコンセプトについてお示しください。

○議長（秀村長利）

　市民協働部長。

○市民協働部長（久家勝行）

　市民公園テニスコートは、クレーコート８面を全て全天候型の人工クレーコートに改修いたします。合わせて４コート分に照明設備を設置いたします。今回のテニスコートリニューアルによって、軟式、硬式を問わず、大会開催もできますし、一般利用としても、より多くの方にテニスを楽しくプレーしていただきたいと考え、改修を行うものでございます。

○議長（秀村長利）

　７番　土居幸則議員。

○７番（土居幸則）

　それでは次に、概要決定に至る経緯についてです。軟式、硬式を問わず、大会開催ができ、ナイター照明つきの全天候型コートということで、若者から仕事で忙しい社会人、そして高齢者に至るまで、多くの方に利用していただける施設になるようでありがたい限りです。そこでお尋ねですが、コートの広さについては同じかもしれませんが、球種の違いや部活の大会実施など、利用者の年齢、性別、目的によって、施設の在り方が変わってくるかと思われますが、改修の概要決定に至る経緯についてお尋ねします。

○議長（秀村長利）

　市民協働部長。

○市民協働部長（久家勝行）

　市民公園テニスコートの改修については、以前より市ソフトテニス協会、中体連関係者から、全天候型のテニスコートへの改修の要望があっておりました。一昨年、テニスコート改修の設計に当たっては、コートサーフェスやその他仕様について、市スポーツ協会、中体連や一般利用者、そしてリトリートのコーチなどにも聞き取りを行い、サーフェスについては、ソフトテニス協会から要望のあった全天候型でメンテナンスが容易である人工クレーを選定いたしました。テニス競技においては、ソフトテニス、硬式テニスがございます。それぞれに好むコートがあり、また競技性を追求するのか、一般性を求めるのかでもコートが異なります。市内には、リトリートと筑豊緑地にハードコートが１４面あり、砂入り人工芝コートが８面ありますので、今回、市民公園テニスコートについては、よりクレーコートに近い全天候型のテニスコートということで、人工クレーを選定したところでございます。

○議長（秀村長利）

　７番　土居幸則議員。

○７番（土居幸則）

　それでは、利用者からの施設の現状に対する意見や要望についてです。改修の概要、コンセプトについて、各種団体、有識者等の多様な意見や要望を酌み取っていただき、感謝申し上げます。例えば、仕事や各種サービスにおいても、提供する側と、それを受け取る側では、双方の認識のずれや違いによるミスマッチが起こりがちです。家は３回建てなければ、本当にいい家はできないと言いますが、行政でつくる箱物は、そうたびたび作り直しができませんので、十分な意見交換、協議がなされた上で着手されるようで安心しました。そこでご質問ですが、既設コート利用者の現状に対する意見や要望があればお答えください。

○議長（秀村長利）

　市民協働部長。

○市民協働部長（久家勝行）

　これまでいただいたテニスコートへのご意見、ご要望は、コートラインが浮き上がってイレギュラーする、少しの雨でも使えないというご意見が多くありました。そのため、全天候型のテニスコートに改修してもらいたいという要望があっております。また、観覧席に日陰が欲しいとの要望もございました。

○議長（秀村長利）

　７番　土居幸則議員。

○７番（土居幸則）

　次に、中高部活生を含むテニス愛好者に対する施策や考えについてです。先ほども述べさせていただきましたが、市民公園テニスコートは、大人のみならず、中学、高校の部活生も利用されているかと思います。大人利用の場合は数名から十数名程度のグループ利用が予想されますが、学生利用になると、部活利用など大人数での使用があるかと思います。そこで、学生や部活生への配慮や施策があればお聞かせください。

○議長（秀村長利）

　市民協働部長。

○市民協働部長（久家勝行）

　これまで中体連のソフトテニス競技では、市民公園テニスコートで大会が開催されていましたが、先ほどの答弁でも述べましたとおり、決してよい状態のテニスコートではございませんでした。嘉飯桂地区において、ほかに大会に適したコートがないことからも、今回の改修によって、状態のよいコートでプレーしてもらえればと考えております。また、ソフトテニス、硬式テニスともに一般の愛好者の方も状態のよいコートで気持ちよくプレーしていただきたいと考えております。なお、市民公園テニスコートは、現在建設中の体育館の隣になりますので、更衣室やシャワー室などは体育館を使用できますので、より多くの方に気持ちよくプレーしていただけるものと考えております。

○議長（秀村長利）

　７番　土居幸則議員。

○７番（土居幸則）

　それでは、今後の方向性についてです。車いすテニス大会と市内既存施設との連携についてお尋ねします。本市では、１９８２年、市内労働福祉事業団、総合せき損センターにおいて、脊髄損傷者のリハビリテーションとして、車いすテニスが紹介されたのを機に普及活動が始まり、その後、九州車いすテニスクラブが設立され、１９８５年、飯塚国際車いすテニス大会の第１回大会が開催されたそうですが、現在は、いいづかスポーツ・リゾート（ザ・リトリート）や県営緑地テニスコートをメイン会場に実施されているそうですが、他の既存施設との連携等についてお考えがあればお示しください。

○議長（秀村長利）

　市民協働部長。

○市民協働部長（久家勝行）

　飯塚国際車いすテニス大会は、スーパーシリーズに位置づけられており、同一のサーフェスで行う必要があります。ハードコートの中でもセミハードといわれるコートで試合を行っておりますので、他のコートでの使用は考えておりません。

○議長（秀村長利）

　７番　土居幸則議員。

○７番（土居幸則）

　次に、車いすテニス事業と地元大学や地域ボランティアとの連携は有名ですが、地元テニス愛好者とのコラボや橋渡しについての質問です。本市には、近畿大学をはじめ、九州工業大学、高校テニス部、地域テニスサークル等で活動されている愛好者がたくさんおられますが、試合や練習を通じた交流等があれば、バリアフリーやジェンダーフリーに対し、より理解を深め、お互いを認め合える機会づくりになるのではないかと考えます。同じ釜の飯を食うという言葉がありますが、同じコートで同じボールを追いかけ、お互いに打ち合う、このような連帯行動こそが、性別や国籍、そして宗教や信条を超えたつながりになるものではないかと思います。私が以前、大会を観戦に行った際、ローラースケートを履いたコーチが、車いすテニスの選手と練習をしている光景を目にしました。いろいろなやり方があるんだなとびっくりしました。テニスとはこういうものという既成概念にとらわれず、あらゆる可能性を信じ、それぞれの多様性を認め合うことこそが、これからのグローバル社会の形成に必要ではないかと思います。まちづくりについても、ワールドワイドな視野とフレキシブルな発想で取り組む必要があると感じました。そこでご質問ですが、車いすテニス選手と地元テニス愛好者との交流など、何かお考えがあればお示しください。

○議長（秀村長利）

　市民協働部長。

○市民協働部長（久家勝行）

　車いすテニス大会でのボランティア参加については、テニス愛好者に限らず募集を行っております。今年の飯塚オープンにおいても一般のボランティアの方に参加していただいております。また、車いすテニスのプレーヤーと一般のテニス愛好者との交流につきましては、車いすテニスのプレーヤーと一般のテニスプレーヤーとでダブルスを組むニューミックスという競技種目がございます。これは例年、本市で開催されている県民体育大会の車いすテニスの部門にもなっており、今後は、車いす利用者の方も、そうでない方も一緒に同じスポーツを楽しむことができる環境づくりの整備を進めていきたいと考えております。その一つの取組として本市では、２年前から車いすの方、健常者の方に区別せずテニス教室を開催し、その中では、健常者の方に車いすテニスをしていただいたり、先ほど述べたニューミックスでのゲームを行っており、車いすテニスに限定せず、広くテニス競技の普及ができればと考えております。

○議長（秀村長利）

　７番　土居幸則議員。

○７番（土居幸則）

　私ごとではありますが、昨日、筑豊緑地公園テニスコートで筑豊地区のテニス大会が開催され、２年ぶりくらいに参加しました。筑豊地区をはじめ、福岡市内からも選手が参加され、皆さんすごく楽しまれておりました。私も九州工業大学や近畿大学の選手と対戦させていただきました。結果は想定どおりぼこぼこに負けましたが、久しぶりに気持ちのよい汗をかかせていただきました。テニスコートの改修を機に、本市のスポーツ全般に対する機運が盛り上がることを祈念し、この質問を終わらせていただきます。

最後は、「自治会について」です。組織としての自治会の果たす役割についてですが、自治会の問題・課題については、同僚議員から幾度も質問がなされていますが、私からは、その細部の詳細について的を絞り、お尋ねさせていただきますので、ご回答のほどよろしくお願いします。

自治会、隣組組織については、私が子どもの頃から存在し、その役職の輪番については、ごくごく自然で当たり前のことと思っておりましたが、最近では、未加入世帯も増え、同じ地域に住みながら、何かしらの隔たりを感じることがあります。そこでお尋ねですが、自治会が果たすべき役割についてお示しください。

○議長（秀村長利）

　市民協働部長。

○市民協働部長（久家勝行）

　自治会は、地域の人々が安心して暮らせる住みよいまちを築くための役割がございます。自治会には、その地域に住む住民同士が助け合い、支え合って、暮らしやすい地域社会をつくっていくという目的があります。その目的を果たすために、防犯灯など地域の安全や身近な生活環境の整備及び管理、あるいは公園や区域内の清掃美化、防災・防犯及び福祉活動、さらには祭りや運動会、敬老会、新年会など、地域の人々との交流、相互扶助、親睦行事などの活動を行っています。その活動を通じて人と人の触れ合いや地域の連帯感高揚は、行政が主体となって築かれるものではなく、住民同士が交流を深めた上で築かれるものであり、その果たす役割は大きいと言えます。

また、自治会は、地域住民同士のつながりや絆を深めることによって、昨今頻発する自然災害への対応などにも大きな役割を担っています。飯塚市協働のまちづくり推進条例第６条には、自治会の役割について明記しておりますが、「自治会は、その区域内の自治会活動において、市民等が交流し、助け合いながら、課題の解決に取り組むとともに、協働のまちづくりの推進に努めるものとする。」と規定いたしております。

○議長（秀村長利）

　７番　土居幸則議員。

○７番（土居幸則）

　それでは、自治会内にある防犯灯やごみステーションの維持管理費用の徴収がどのように行われているかについてです。自治会の役割については十分理解することができました。その中での役割として、防犯灯やごみステーションの維持管理費用の徴収等があるようですが、今の時代の金融決済においては、銀行振込や引き落とし、電子決済等、ライフスタイルに合わせた支払いができる経済環境ですが、自治会組織内や隣組内では、共働きやシングル、年金暮らしの高齢者等、在宅時間や決済手段が多種多様ではないかと思いますが、そのような状況下で、実際の徴収業務はどのように行われているのか、お尋ねします。

○議長（秀村長利）

　市民協働部長。

○市民協働部長（久家勝行）

　市内には約２８０の自治会がございますが、自治会費や隣組費はそれぞれの自治会で規約などに基づき取り決め、自治会長もしくは隣組長が徴収し、使い道についても自治会が総意をもって決定いたしております。防犯灯の維持管理費については、一般的に自治会が賄っており、自治会に加入していない区域内の住民からも防犯灯の費用については徴収している自治会もございます。また、ごみステーションについては、ごみ集積所を共同利用する市民に対し、市が散乱を防止し、住環境の美化に努め、地域の環境保全に寄与するために補助金を交付していますが、維持管理の費用については、徴収している状況は把握できておりません。

○議長（秀村長利）

　７番　土居幸則議員。

○７番（土居幸則）

　最近では、加入世帯数の減少により、集金業務に苦慮されているとお聞きしますが、その現状についてです。少子高齢化も重なり、加入世帯の減少で、集金業務に大変ご苦労なさっているようですが、新しく開発された住宅地では、若い世帯も多く、フットワークも軽いので、それほど負担にならないのかもしれませんが、旧郡部などは、住宅が隣接せず点在し、坂や階段があると徴収して回ることが大変な負担になるのではないかと思います。そこで、集金業務に苦慮されている現状についてお尋ねします。

○議長（秀村長利）

　市民協働部長。

○市民協働部長（久家勝行）

　加入世帯の減少により、役員を輪番制で担っている自治会については、短期間で順番が回ってくる可能性が高く、集金業務のみならず、市報配付業務などの負担も大きいと思われます。また、若い世代の加入が少ない自治会もあり、後任が見つからず、７０代や８０代の方が役員を担っている自治会もございます。自治会内や隣組内で話し合い、ある一定の年齢以上の会員に対し、役員を免除する規約を設けたり、会費の減額について検討しているところもあるようでございます。

○議長（秀村長利）

　７番　土居幸則議員。

○７番（土居幸則）

　それでは、加入世帯数に対し、非加入世帯の増加で、運営に支障を来す実態に対する対応策があればお示しください。

○議長（秀村長利）

　市民協働部長。

○市民協働部長（久家勝行）

　組織率の低下や加入世帯の半数が７５歳以上の場合など、市役所に自治会運営について相談をされるケースがあります。自治会の維持のため、市も対応策など一緒に考えてまいりますが、現在、新型コロナウイルス感染症のため、自治会加入促進の取組がなかなかできない状況でもあり、最悪、自治会活動の休止に至るケースが出てきております。しかしながら、このような状況であっても、加入促進について先進的な取組を行っている自治会もございます。一例を紹介しますと、ある自治会では、持続可能な自治会を目指して、対立や不平等を払拭することを第一に掲げ、女性や若者の声を丁寧に聞き取り、自治会活動に反映させているところがございます。今後、このような取組は加入促進のモデル事業として、活動紹介やほかの自治会と情報交換の場を設定していくことを検討しています。市といたしましては、加入促進のモデルとなる自治会の取組に対して、今年度より補助制度を始めており、自治会の取組を支援してまいります。

○議長（秀村長利）

　７番　土居幸則議員。

○７番（土居幸則）

　次に、飯塚市協働のまちづくり条例の第１４条に、市職員の意識及び参加推進が記述されていますが、現状の飯塚市職員の自治会加入率は、どのようになっていますか。

○議長（秀村長利）

　市民協働部長。

○市民協働部長（久家勝行）

　この規定は、市職員の参加促進の規定でございます。協働のまちづくりの実現の推進には、市職員自らも一地域住民であり、地域の構成員であるという考えの下、協働のまちづくりへの関心と参画について理解を深め、積極的に地域活動など、まちづくりに参加することを努めると規定いたしております。職員の自治会加入率は、アンケートの調査時期が平成３１年３月となりますが、当時で７８．３１％となっておりました。

○議長（秀村長利）

　７番　土居幸則議員。

○７番（土居幸則）

　自治会の加入促進を図っても、市職員の加入率が低ければ、一般市民への啓発も弱くなり、高齢化が進む中、従前どおりの活動はかなりの負担になるかと思われますが、その点に関してのお考えをお聞かせください。

○議長（秀村長利）

　市民協働部長。

○市民協働部長（久家勝行）

　行政といたしましては、常日頃から自治会を通じて、様々な協力をお願いしているところでございます。そのような中で、市職員の加入率が低いということになれば、地域住民からの信頼は著しく損なわれると思います。確かに法律で加入を強制されるものではございませんが、協働ということであれば、市職員も自治会への加入や、地域活動には積極的に参画すべきであると考えております。市政運営上、自治会は大変重要な存在ですので、自治会との信頼関係を維持するため、また担い手の高齢化に少しでも対応するために、市職員の地域活動への参画は大変重要なことであり、意識を高めるための啓発が必要でございます。現在、担当しておりますまちづくり推進課のほうでは、庁内の各課朝礼に参加させていただき、自治会の必要性及び積極的な加入促進や、地域活動への参加を図るような職員意識の啓発活動を行っております。今後も職員の自治会加入、そして積極的な地域活動への参加を事あるごとに呼びかけていきたいと考えております。

○議長（秀村長利）

　７番　土居幸則議員。

○７番（土居幸則）

　先ほどの質問で市職員の加入率を伺いましたが、本市の世帯数に対する自治会の加入率に関して、各地域の抱える課題等があればお示しください。

○議長（秀村長利）

　市民協働部長。

○市民協働部長（久家勝行）

　令和４年１月時点の自治会加入率は５３．７４％となっております。自治会の課題は、集合住宅の多い地域や戸建て住宅の地域、昔ながらの一軒家が多い地域など、形成や形態によりかなり違っております。特に単身アパートなどが多い地域では、自分が自治会に加入しているかどうかの意識もあまり感じていないような状況となり、仮に加入するとしても、どこに、どのようにしてその窓口を見つければいいのかなど、自治会ということに対する認識が薄く感じられます。また、昔からの地縁集落は自治会加入率が高い傾向がありますが、新たに転入してきた住民の方とのコミュニケーションに課題があり、新規の加入がなかなか進まないといった課題もあるようでございます。

○議長（秀村長利）

　７番　土居幸則議員。

○７番（土居幸則）

　加入率が比較的高い自治会もあれば、残念ながらあまり高くない自治会もあると考えられますが、その差の原因と考えられるものがあればお示しください。

○議長（秀村長利）

　市民協働部長。

○市民協働部長（久家勝行）

　１つには、どのようなタイプの建物なのかによって違いがあると思われます。例えば、長く住むことが想定される戸建て住宅、分譲マンションが多い地域では、転入者であっても加入されるケースが多くなりますが、短期的な住まいである賃貸アパートが多い地域では、どうしても加入率が低くなる傾向がございます。先ほども答弁いたしましたが、古くからある地域では新たな転入者の加入が低く、加入率も低い場合があります。一方、新興住宅地の場合、同世代の方が住まわれることから、コミュニケーションが取りやすく、その結果、加入率が高くなります。ただし、このような地域は年々高齢化し、だんだん加入率が低くなっていくという課題も抱えております。自治会加入率の高い、低いの原因は一概に言えませんが、自治会加入率を上げるための一番の大きな課題は、今まで培ってきたそれぞれの自治会の伝統と文化を守りながら、一方では新たな多様性をどう受け入れていくかということになります。大変難しい課題ではございますが、今後とも自治会連合会においても加入率向上の専門部会で協議されていますので、自治会の皆さんとともに対応を考えてまいります。

○議長（秀村長利）

　７番　土居幸則議員。

○７番（土居幸則）

　自治会への加入率が低いのは本市だけではないと思われますが、他の自治体では、この問題に対してどのように取り組んでいるのか、新規加入を増やす政策や加入特典はないのか、お尋ねします。

○議長（秀村長利）

　市民協働部長。

○市民協働部長（久家勝行）

　他の自治体の取組についてご紹介させていただきます。嘉麻市では、自治会長の高齢化と後継者不足により業務の継続が危ぶまれ、市報の配付業務を日本郵政グループ、ＪＰメディアダイレクトが令和２年４月よりサービスを導入し、問題解決へ導いています。日本郵便が把握する全ての郵便受けに配達でき、情報伝達の公平化にもつながっているということでございます。

次に、北九州市自治会連合会では、新婚さんを対象にした自治会加入キャンペーンを実施しています。「地域住民のつながりの中に、新しい家族と共に加わりませんか」と呼びかけ、豪華な防災グッズのセットをプレゼントしておられます。

また、市内のある自治会では、自治会エリア内の商店で利用できる感謝プレミアム券を加入世帯に配付し、地域の方が地域のお店を利用することで、地域住民同士の交流を図る取組を行っておられます。

○議長（秀村長利）

　７番　土居幸則議員。

○７番（土居幸則）

　飯塚市の理念である協働のまちづくりに協力する思いのある自治会加入世帯の方々が、自治会に入ってよかったと思えるような自治会に加入し、そこで活動することに対して何らかの特典を付与することができないのか、お尋ねします。

○議長（秀村長利）

　市民協働部長。

○市民協働部長（久家勝行）

　自治会の加入メリットは回覧板や市報等の配付以外にも多くございます。例えば、道路や河川での危険箇所の改善、浸水対策、子どもたちの登下校時の見守り、防犯灯設置・維持、災害時の避難誘導、老人クラブ、子ども会、消防団活動への支援などございます。ただ、このような安全安心の確保、居住環境改善が自治会活動によってなされていること、その恩恵を受けていることを加入されていない方は知らないということが問題であると考えております。市といたしましては、このような自治会活動の実践例を分かりやすく伝え、加入のメリットと、人と人とのつながりがいかに大切であるかを理解していただけるような啓発活動を行ってまいります。

○議長（秀村長利）

　７番　土居幸則議員。

○７番（土居幸則）

　今後も高齢化が進む状況の中で、何らかの改善策を講じなければ、ますます自治会からの退会者が増加しますので、飯塚市が目指す協働のまちづくりの理念を実現するためにも、この問題に対しても早急に取り組む必要があると思います。私自身も自治会加入者として協働のまちづくりを応援しておりますので、今後とも協力し合いながら、自治会の活性化に努めてまいりたいと思います。以上で、私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（秀村長利）

　暫時休憩いたします。

午前１０時４９分　休憩

午前１１時０５分　再開

○議長（秀村長利）

　本会議を再開いたします。１５番　田中裕二議員に発言を許します。１５番　田中裕二議員。

○１５番（田中裕二）

　質問通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。今回は、「避難行動要支援者について」及び「スクールバスについて」、以上２点について質問をさせていただきます。

まず、「避難行動要支援者について」でございますが、これまでも同僚議員から、避難行動要支援者への対応については質問をされてまいりました。出水期の近づいてきた現在の状況を踏まえて、その後の進捗状況についてお尋ねしたいと思います。避難行動要支援者への対応において、個別避難計画の作成が進んでいると伺っておりますが、現在の進捗状況と課題についてお尋ねいたします。

○議長（秀村長利）

　福祉部長。

○福祉部長（渡部淳二）

　避難行動要支援者につきましては、本年６月１日時点で５５８０名となっておりますが、対象者全員について一斉に個別避難計画を作成することは困難な状況にあります。そこで２０２１年度につきましては、登録者のうち、浸水想定区域や土砂災害警戒区域にお住まいの方を対象として作成に取り組んでおります。新型コロナウイルス感染症拡大の影響もあり、２０２１年度は９月から実施し、対象者のうち高齢者につきましては、ご案内文書を事前に郵送した上で、ご自宅に職員が訪問し、聞き取り調査を行っております。障がいをお持ちの方につきましては、職員が案内文書を直接ご自宅に持参して、内容をご説明した上で、聞き取り調査を行っているところでございます。現在、ご案内文書をお届けした件数は３６２件となっており、調査が終了した件数は３４９件、９６．４１％となっております。調査結果といたしましては、個別計画の作成を希望される方が１８６件、５３．３％、作成を希望されない方が７７件、２２．０６％、施設入所や長期入院などで対象外となった方が８６件、２４．６４％となっており、個別計画の作成を希望された１８６件のうち、個別計画が完成している方については７２件、３８．７１％となっております。

今後、本年度分の避難行動要支援者名簿登録者から、２０２１年度の個別計画作成対象者の変更や追加を実施する予定としており、課題といたしましては、個別計画作成件数の増加への対応や、名簿の有効な活用方法に加え、対象者名簿作成と個別計画の管理作業の効率化が課題となっております。この課題に対応するために、本年、管理システムの導入を行っておりますが、これまで名簿の更新調査及び避難支援個別計画については、介護認定情報、障がい者手帳の情報など、それぞれのシステムから個別にデータを抽出し、手作業によるデータ管理をエクセルで行うなど、事務量の多さが課題となっておりました。システム導入により、データ管理、各種帳票の作成事務、地図情報の一元管理など、事務作業の効率化、省力化を図ることができるようになります。本年１０月より本稼働を目指して作業を進めているところでございます。

また、この個別計画作成に当たりましては、避難支援者を登録する必要がございますが、核家族化が進み、ご家族の方が遠方にお住まいであるケースも多く、避難支援者の確保に苦慮しているところでもございます。そのようなケースにおきましては、地域の皆様や自主防災組織等の支援が不可欠であることから、それが実現できる体制づくりにつきましても、関係機関や地域の皆様との調整や協議、また協力や支援をいただきながら方策を検討していく必要があるものと考えております。

個別避難計画の作成につきましては、できるだけ早い時期にしっかりとした形になりますよう作成に努め、災害から命を守ることができるしっかりしたまちづくりを進めていきたいと、そのように考えております。

○議長（秀村長利）

　１５番　田中裕二議員。

○１５番（田中裕二）

　丁寧な説明ありがとうございました。ただいまの答弁の中で、何点か確認をさせていただきたいと思います。個別避難計画の作成のためのご案内文書をお届けした件数は３６２件とのことでございますが、この人数はどのような条件で選ばれたのか、お尋ねいたします。

○議長（秀村長利）

　福祉部長。

○福祉部長（渡部淳二）

　令和３年度の避難行動要支援者名簿に登載されている方、約５６００名のうち、要介護３以上、身体障がい者手帳３級以上、療育手帳Ａ判定、精神障がい者保健福祉手帳１級のいずれかに該当する方で、なおかつ浸水想定区域及び土砂災害警戒区域にお住まいの方を対象といたしております。

○議長（秀村長利）

　１５番　田中裕二議員。

○１５番（田中裕二）

　次に、ご案内文書をお届けした方のうち、個別避難計画の作成を希望されない方が７７件であると、このような答弁がございました。作成を希望されない理由を把握しているのであれば、お示しいただきたいと思います。

○議長（秀村長利）

　福祉部長。

○福祉部長（渡部淳二）

　作成を希望しない理由につきましては、同居の家族がおられる、親族が身近におられるなど、既に支援者がおられるとのご意見が多くございました。個別避難計画作成の目的といたしましては、支援者の確保と確実な避難を推進するものでございますが、これらの意見をいただいている方につきましては、個別避難計画の作成を希望されなかったとしても、問題はないものと考えております。しかしながら、少数ではございますが、個人情報を他人に開示したくない、また、今まで大雨や台風で避難したことがないので大丈夫などの理由で個別避難計画の作成を希望されていない方につきましては、支援者の確保や、確実な避難ができる状況であるのか把握はできない状況でございますので、作成計画のためのご案内文書の送付を継続して、計画作成の推進を進めてまいりたいと、そのように考えております。

○議長（秀村長利）

　１５番　田中裕二議員。

○１５番（田中裕二）

　今ご答弁ありましたように、個人情報を他人に開示したくない、また、今まで大雨や台風で避難したことがないので大丈夫と言われる少数の方をどうされるのかというのが大きな課題だと思っております。この個別避難計画の２０２１年度の作成状況は分かりましたが、では、２０２２年度はどういうふうに取り組んでいくのか、お尋ねいたします。

○議長（秀村長利）

　福祉部長。

○福祉部長（渡部淳二）

　今年度の取組につきましては、新たに計画を作成する対象となった方には、昨年度に引き続き、訪問による調査を実施する予定としております。また昨年度、計画を作成した方や、未作成となっていた方には、電話やご案内文書の送付により、調査を継続実施する予定といたしております。

○議長（秀村長利）

　１５番　田中裕二議員。

○１５番（田中裕二）

　避難行動要支援者には、障がいのある方や介護が必要な方など、一般の避難所での対応が難しい方も多くおられると思いますが、そういった方の避難に対応するため、本市においては、介護施設等と協定を結び、福祉避難所を設置するようになっていたかと思います。避難行動要支援者個別避難計画において、避難先の指定をすると思いますが、避難先を福祉避難所にすることができるのかどうか、この点はいかがでしょうか。

○議長（秀村長利）

　福祉部長。

○福祉部長（渡部淳二）

　福祉避難所運営の開設や避難につきましては、通常の避難所に避難された後に、対応が必要な方の避難先を調整した上で、福祉避難所を開設し、避難をしていただくこととしております。現在のところ、福祉避難所の開設につきましては、避難が長期化した場合の受入れを想定したものとなっており、即時に福祉避難所へ避難することは想定いたしておりません。避難行動要支援者個別避難計画を策定する中で、ご自宅と福祉避難所の距離が近く、福祉避難所との事前調整が済んでいるなど、一定の条件が整った要支援者につきましては、即時、福祉避難所へ避難することについての検討も今後進めていく必要があるかと、そのように考えております。

○議長（秀村長利）

　１５番　田中裕二議員。

○１５番（田中裕二）

　避難行動要支援者の避難については、福祉避難所への避難など、様々なニーズに対応した方策を講じていく必要があると思います。

さて、新型コロナウイルス感染症の感染者の発生が続く中、福祉避難所や指定緊急避難場所等にも、発熱者や感染が疑われる状態の方が避難の受入れを要望されるケースも想定されますが、そのような場合の対応についてはどのようにされるのか、お尋ねいたします。

○議長（秀村長利）

　福祉部長。

○福祉部長（渡部淳二）

　新型コロナウイルス感染症の陽性者と判断された方については、避難等を含め保健所が対応することとなっております。また、濃厚接触者については、現在、保健所においては、感染経緯の把握が困難なこともあり、家族がいる場合は口頭で濃厚接触であることを伝えるが、学校や職場等の濃厚接触者については把握しておらず、リストの作成や追跡調査についても行っていないということでございます。

そこで、本年５月２０日に、防災安全課が保健所保健監との情報共有を図り、避難所では一般の方と別に、濃厚接触者用のスペースを作成するか、濃厚接触者用の避難所を準備することとしております。万が一、陽性者が避難してきた場合は、一般の方、濃厚接触者とは別のスペースを用意することが望ましいですが、その対応が難しければ、濃厚接触者用のスペースをさらにパーテーション等で仕切って対応するなどで、他の避難者との接触を最小限にとどめ、感染予防対策を行うこととなっておりますので、福祉避難所等においても同様の対策を講じていくことができるよう対応してまいりたいと、そのように考えております。

○議長（秀村長利）

　１５番　田中裕二議員。

○１５番（田中裕二）

　高齢者の中には、ペットが唯一の家族といった方もいらっしゃると思います。避難を呼びかけても、ペットと一緒に避難できないのであれば、避難をしないといった声も伺っております。実際、昨年の大雨のとき、徳前に住んでいらっしゃる方に、避難されましたかと聞きましたら、ペットがいるので避難をしませんでしたと、実際にこのような声も聞きました。そのようなケースに対応するために、ペットと一緒に避難できる避難所について、福岡県がマニュアルを策定しておりますが、その福岡県が策定したマニュアルには、目的や概要、市町村の役割についてどのように記載されているのか、お尋ねいたします。

○議長（秀村長利）

　総務部長。

○総務部長（許斐博史）

　防災避難全般に関することですので、私のほうから答弁をさせていただきます。福岡県では、平成２９年３月に福岡県災害時ペット救護マニュアルとして、各主体となる、県、保健所設置市、市町村及び飼い主等における災害時に備えた平常時の役割や必要な準備、災害発生から生活再建に向けての動物の救護や、避難所の運営等について、具体的な対応方針を定めたマニュアルを作成いたしております。

本マニュアルでは、１、マニュアル策定の趣旨、目的として、福岡県全域における災害発生に備えた平常時の対策、災害発生から生活再建に向けての動物の救護や避難所の運営に関し、具体的な対応方針を定めたものであり、当該マニュアルは、各市町村において独自のマニュアルや体制を検討する際の参考としての活用と合わせ、災害発生時、避難所においてペットスペースを確保するとともに、ペット同行避難者を円滑に受け入れ、被災ペットを適切に飼育管理する体制が構築できることを期待するものであると記載されております。

また、市町村の役割として、平常時の役割、準備として、各市の地域防災計画にはペットの取扱いに関する位置づけ等を明記するとともに、災害発生時に飼い主による同行避難や避難所での適切な飼育管理が行われるよう、平常時から飼い主に対する啓発等の対策を講じること。飼い主がペットと同行避難後、避難所における共同生活を余儀なくされた場合、避難所におけるペットの受入れや、ペットスペースにおける飼育管理方法等について体制を整備すること。また、飼い主等への普及啓発や、避難所における受入れ及び飼育管理体制整備及び防災訓練における同行避難訓練等の実施について行うことと明記されております。

○議長（秀村長利）

　１５番　田中裕二議員。

○１５番（田中裕二）

　では、この福岡県のマニュアルを受けて、ペットを同行した避難に対応している県内の市町村の数について、どのくらいあるのか、お尋ねいたします。

○議長（秀村長利）

　総務部長。

○総務部長（許斐博史）

　ご質問のマニュアルを所管しております福岡県保健医療介護部生活衛生課に問合せを行いましたところ、県内４５市町村が、各地域防災計画への関係記載を行っているとの回答でございました。なお、実際にペット避難の対応を行っている調査は行っていないということでございましたので、こちらのほうで、ネット上での検索等による調査をいたしましたところ、糸島市や久留米市などでは、避難所の軒下や屋根つき駐輪場といった野外スペースをペットスペースとして活用しているというような情報を見つけております。

○議長（秀村長利）

　１５番　田中裕二議員。

○１５番（田中裕二）

　ただいま答弁がありましたように、福岡県内には、糸島市や久留米市など既にペットと一緒に避難できる避難所を開設している市町村もあるようでございますが、飯塚市ではどのような考えなのか、お尋ねいたします。

○議長（秀村長利）

　総務部長。

○総務部長（許斐博史）

　ペットを伴っての避難につきましては、様々な視点での対応が必要であると思います。本市としましては、毎年６月から３、４回を基本に、広報いいづかにおいて防災特集を掲載し、防災対策や避難対策などの周知に努めており、その中で、ペットを伴っての避難につきましては、避難所では、動物が苦手な方や、動物が原因でアレルギーやぜんそく発作などの症状が出てしまう方もおられますことから、原則、避難所施設内にペットを入れることはできないこと、車中や施設の軒下などで、ご自身で飼育することとなることを周知いたしております。このことと併せ、飼い主の方に準備していただくこととして、ペットの一時預け先の確保、しつけと健康管理、ペット用品の備蓄について理解を求めているところです。

質問者が言われますとおり、ペットは家族と言われる方が多くおられることは十分に理解しておりますが、公助においてできることにも限界がございますことから、まずは市民の皆様一人一人がご自身のペットを含め、安心して避難ができる準備と、ペットの安否に係る不安解消の備えについてお考えいただくことが必要であるかと考えております。また、福祉避難所につきましては、介護施設等でございますので、車中や施設の軒下などでありましても、ペットを伴っての避難への対応は難しいものと考えております。

○議長（秀村長利）

　１５番　田中裕二議員。

○１５番（田中裕二）

　飯塚市ではペットを伴っての避難所への対応は難しいと、このようなご答弁でございますが、先ほども申し上げましたように、高齢者の中には、ペットが唯一の家族といった方もいらっしゃって、避難を呼びかけても、ペットと一緒に避難できないのであれば避難をしないといった声も伺っております。先ほど紹介したとおりでございます。そのようなケースに対応するためには、ペット同行避難所の開設が欠かせないものと考えております。先ほど、福岡県のマニュアルの目的に、災害発生時、避難所においてペットスペースを確保するとともに、ペット同行避難者を円滑に受け入れ、被災ペットを適切に飼育管理できる体制が構築できることを期待するものであると、このように記載されてあるとご紹介がございました。飯塚市におきましては、現在、施設の軒下などで自分で養ってくださいよというふうにしておられますので、先ほどご紹介がありました糸島市や久留米市のように、避難所の軒下や屋根つきの駐輪場といった屋外のスペースをペットスペースとして活用するということが十分できると思います。ぜひともそのような取組を参考にしていただきながら、これは人命に関わることでございますので、ぜひともペットを飼っている方が安心して避難できるような対策を考えていただきますように要望いたしまして、この質問を終わります。

次に、「スクールバスについて」、質問をさせていただきます。今回、この質問をさせていただくのは、知床沖遊覧船転覆事故がございました。そのことから今回、この質問をさせていただこうと思っております。この転覆事故を起こした事業者は、事故後の調査により、運行管理者が出航中に事務所にいなかった。また、船長は決められた地点を通過する際に、運行管理者に連絡をしなければいけないことになっているが、この定期連絡も行っていなかった。さらに、定期連絡に必要な衛星電話や無線も壊れていた。そしてまた、社長は運行管理者に就任する際、資格要件に運行管理の３年以上の実務経験と届けられておりましたが、虚偽だったことも判明して、実際に未経験だったことを認めたと、このように１９項目にも及ぶ法令違反があったことが判明いたしました。事故がなければ、このようなことは分からなかったのですけれども、事故後にしか、そういう会社だったのかというのが分からない。業者を選ぶ際には、そのような事実が事前に分かっていれば、船には乗らなかったのではなかろうかと思います。しかし、利用者にすれば、この船は大丈夫だろうかとか、バスは大丈夫だろうかとか、そんな心配はしないと思うんですね。安全に運行していただけると、そう信じて自分たちは利用しております。飯塚市には海がございませんので、遊覧船というものがございませんが、市が運行委託しておりますスクールバスがございます。このスクールバスの業者選定は、飯塚市が行っております。飯塚市が運行委託している事業者は、安全を最優先して運行していただいている事業者ばかりで、知床の遊覧船のようなずさんな事業者はいないと確信をしておりますが、それでもやはり事業者を選定する際には、安全な運行を最優先させるべきであると思い、今回、スクールバスの事業者選定を中心に質問をさせていただきます。

スクールバスにつきましては、以前何度か質問をさせていただきました。その際、本市のスクールバスの中には、一般の方も乗車できる一般混乗路線が２路線あると、このようなご答弁がございましたが、現在の状況はどのようになっているのか、お尋ねいたします。

○議長（秀村長利）

　教育部長。

○教育部長（山田哲史）

　現在、スクールバスは６地区７路線の運行をしており、現在、八木山地区と筑穂桑曲地区の２路線を一般混乗路線として運行しております。

○議長（秀村長利）

　１５番　田中裕二議員。

○１５番（田中裕二）

　スクールバスの運賃規定は、貸切りバスの運賃設定を運用するようになっておりますが、一般の乗客と混乗であれば、貸切りバスの運賃設定を運用しなくてもよいということになっております。以前、八木山地区のスクールバスは極端に安い運賃になっておりました。今お示しいただいた一般混乗２路線の運賃については、どのように料金設定をしているのか、お尋ねいたします。

○議長（秀村長利）

　教育部長。

○教育部長（山田哲史）

　一般混乗を行っているスクールバスは貸切りバスの料金制度、一般貸切旅客自動車運送事業の運賃の積算方法に基づき設定をしております。

○議長（秀村長利）

　１５番　田中裕二議員。

○１５番（田中裕二）

　今の答弁では、貸切りバス料金制度に基づき設定しているということでございますが、貸切りバスの中には年間契約というものがございます。この年間契約とは、１年を通して、業務単位ではなく、貸切りバス自体をレンタルする契約で、通勤や通学での送迎などで利用されることが多く、業務単位で利用するよりも低コストで貸切りバスを利用できます。一般的に貸切りバスの年間契約では、顧客側には貸切りバスに必要な人件費や維持費、運転手手配に必要な事務作業などが削減対象となり、大幅なコスト削減が可能です。一方でバス会社には、営業コストの削減や受注リスクの低減などの経営リスクをカバーでき、顧客との良好な関係の維持、向上が可能であり、安定した売上げ確保にもつながります。この年間契約をすれば、おおむね運賃を３割程度安く設定できると、このように伺っておりますが、しかし、この低コストになれば、安全性の確保がおろそかになるのではないかと危惧をいたします。そこでお尋ねいたしますが、飯塚市のスクールバスは年間契約をしている路線はあるのか、この点はいかがでしょうか。

○議長（秀村長利）

　教育部長。

○教育部長（山田哲史）

　飯塚市のスクールバスでございますけれども、まず、貸切りバスの料金制度に基づき、スクールバスの料金制度は、時間制運賃とキロ制運賃を合算した計算方法で、各運輸局ごとに定められた範囲内の金額で積算しており、利用者の安全に関わる費用が適切に反映された金額で契約のほうを行っております。年間を通じて特定された貸切りバスでございますけれども、この貸切りバスを専属車両として運送する年間契約特例については適用しておりません。

○議長（秀村長利）

　１５番　田中裕二議員。

○１５番（田中裕二）

　それでは次に、飯塚市のスクールバスの業者選定方法についてお尋ねいたします。以前の質問の際には、業者選定の方法は競争入札で行っているとの答弁がございましたが、現在はどのような方法で行われているのか、お尋ねいたします。

○議長（秀村長利）

　教育部長。

○教育部長（山田哲史）

　指名競争入札で事業者の選定を行っております。

○議長（秀村長利）

　１５番　田中裕二議員。

○１５番（田中裕二）

　いまだに指名競争入札ということでございますが、コミュニティバスの業者選定については、以前質問した際に、プロポーザル方式で業者を決定していると、このような答弁があったかと思います。コミュニティバスの現在の業者選定方法はどのようになっているのか、お尋ねいたします。

○議長（秀村長利）

　市民協働部長。

○市民協働部長（久家勝行）

　コミュニティバスの運行事業者の選定につきましては、本年度もプロポーザル方式で選定を行っております。

○議長（秀村長利）

　１５番　田中裕二議員。

○１５番（田中裕二）

　それでは、コミュニティバスの業者選定をプロポーザル方式で選定している理由、どのような理由からなのか、お尋ねいたします。

○議長（秀村長利）

　市民協働部長。

○市民協働部長（久家勝行）

　コミュニティバスの運行事業者の選定につきましては、当該バスの利用者が不特定多数であること、運賃を収受していること、国土交通省のコミュニティバスの導入に関するガイドラインにて、運行経費の多寡のみを基準とすることなく、収益拡大策、運行の安全性、利用者の利便性、環境への配慮、緊急時の対応能力の観点から、総合的に評価することが重要とされていることなどから、本市におきましても、プロポーザル方式により選定をいたしております。

○議長（秀村長利）

　１５番　田中裕二議員。

○１５番（田中裕二）

　コミュニティバスは安全性を考慮してプロポーザル方式で選定しているということでございますが、スクールバスについては安全性をどう確保するのか、前回もプロポーザル方式で業者選定を要望しておりましたが、どのような理由から現在も競争入札にしているのか、お尋ねいたします。

○議長（秀村長利）

　教育部長。

○教育部長（山田哲史）

　プロポーザル方式は、一般に事業者の企画、提案重視の入札方法でありますが、スクールバスは特定の児童生徒が利用しているため、運行経路や停車場所、運行時刻等は発注者である市で決定しております。その運行条件で安全に運行を行ってもらうために、安全対策の要件を提示した上で、安全コストが適切に反映された貸切りバス料金制度に基づき、指名競争入札で運行業者の選定を行っているものでございます。

○議長（秀村長利）

　１５番　田中裕二議員。

○１５番（田中裕二）

　貸切バス事業者安全性評価認定制度というものがございますが、この制度の概要や目的、どのように規定されているのか、お尋ねいたします。

○議長（秀村長利）

　教育部長。

○教育部長（山田哲史）

　貸切バス事業者安全性評価認定制度は、日本バス協会において、貸切りバス事業者からの申請に基づき、安全性や安全の確保に向けた取組状況について評価認定を行い、これを公表するもので、平成２３年度から運用が開始されております。これにより、利用者がより安全性の高い貸切りバス事業者を選択しやすくするとともに、本制度の実施を通じ、貸切りバス事業者の安全性の確保に向けた意識の向上や取組の促進を図り、より安全な貸切りバスサービスの提供に寄与することを目的としております。

○議長（秀村長利）

　１５番　田中裕二議員。

○１５番（田中裕二）

　スクールバスは貸切りバスの規定を運用するようになっておりますので、今、貸切りバスの話をしておりますが、今、非常に簡単に説明をされましたので、もう少し詳しく説明をいたします。貸切りバスは、観光バスとしての利用以外にも、団体での移動手段や、空港送迎など様々な場面で便利に利用されています。旅行会社が主催するツアーバスのほか、一般のお客様からの依頼も増え、ますます身近な交通手段になってきております。特に、貸切りバスを利用したツアーは値段も安いことから、大人気となっております。

しかし、平成１９年、２００７年２月に、大阪府吹田市でスキー客を乗せた観光バスの大事故が発生し、大阪モノレールの橋脚に衝突し、乗務員死亡、２６人重軽傷という大惨事が起こりました。運転者は連日、大阪・長野間を１人で往復し、法定勤務時間を大幅に超えた過労状態で乗務していたことが判明いたしました。この事故をきっかけに、全国の貸切りバス事業者の苛酷な労働体制が浮き彫りになり、今回の認定評価制度を立ち上げるきっかけとなりました。また、平成２４年、２０１２年に、関越自動車道で発生した高速バスの居眠り運転の事故も記憶にあるかと思います。この事故をきっかけに、より徹底した安全運行のための対策として、１人の運転手が連続して運転してよい時間、距離の短縮と交換運転手配置の厳格化、新しい運賃料金制度の導入など様々な対策がとられていきます。

利用者は、常に安全にバスを運行してくれる会社を選びたいと考えておりますが、自分たちが利用するバス会社が、実際どのように取り組んでいるのかを判断することは非常に難しいのが現状であります。最初に述べさせていただいたとおりでございます。そこで、各バス会社の安全への取組が適切に行われているかどうかを判断する一つの基準として導入されたのが、貸切バス事業者安全性評価認定制度でございます。この認定を受けた事業者には、シンボルマークを表示することができ、安全確保への取組が優秀な貸切りバスと事業者の１つ星からスタートし、高いレベルでの安全確保への取組を維持する事業者と認定されると２つ星に、さらに高いレベルの安全確保への取組をさらに持続すると認められた事業者には３つ星とキャリアップをしていく、このような仕組みになっております。

そこでお尋ねいたしますが、貸切バス事業者安全性評価認定制度の認定を受けた市内の事業者は何者中何者あるのか、お尋ねいたします。

○議長（秀村長利）

　教育部長。

○教育部長（山田哲史）

　貸切バス事業者安全性評価認定制度の認定を受けた市内事業者でございますけれども、６者中３者ということで把握しております。

○議長（秀村長利）

　１５番　田中裕二議員。

○１５番（田中裕二）

　飯塚市では、半分の事業者が認定を受けているということでございますが、それではこの貸切りバス事業者安全性評価認定制度の認定を入札条件にしている自治体はございますか。この点はいかがでしょう。

○議長（秀村長利）

　教育部長。

○教育部長（山田哲史）

　貸切バス事業者安全性評価認定制度について、スクールバスを運行している近隣の自治体及び特別支援学校通学バスを運行している福岡県の取組について確認をいたしましたが、貸切りバス事業者安全性評価認定制度を入札条件としている自治体等はございませんでした。

○議長（秀村長利）

　１５番　田中裕二議員。

○１５番（田中裕二）

　県内ではまだないということでございますが、先ほどの答弁にもありましたように、貸切バス事業者安全性評価認定制度は、利用者がより安全性の高い貸切りバス事業者を選択しやすくなるためのものでありますので、本市のスクールバスの選定について安全性を確保するためには、貸切バス事業者安全性評価認定制度を入札の参加資格に採用をしていただきたいと思います。指名競争入札を続けるのであれば、安全性の確保という意味でも、これは採用していただきたいと思っております。しかしながら、今すぐというのは、これは無理ですね、３者しかございませんから。今すぐには無理なので、例えば将来的に、３年後から導入しますよ、５年後から導入しますよと、そのような検討もぜひしていただきたいと思いますが、そのような検討をしていただけるのかどうか、お尋ねいたします。

○議長（秀村長利）

　教育部長。

○教育部長（山田哲史）

　現在、市内事業所で、貸切バス事業者安全性評価認定制度の認定を受けている事業者につきましては、今、質問議員のほうがおっしゃられたとおり少なく、スクールバスの入札要件とすることが現状では難しい状況でありますが、この制度は、貸切りバス事業者からの申請に基づき、安全性や安全の確保に向けた取組状況について評価されるもので、また、その取組が公表されることで、事業者の安全性の確保に向けた意識の向上や取組の促進に寄与するものと考えております。教育委員会としましても、同制度の普及促進に向けた取組を積極的に支援して、評価認定制度に事業者が自ら取り組むよう、まずは認定事業制度のご案内、周知について、働きかけを行っていきたいというふうに考えております。

○議長（秀村長利）

　１５番　田中裕二議員。

○１５番（田中裕二）

　将来的に入札参加の条件にするように検討をしていただけないかという質問でございますが、これはどうですか。

○議長（秀村長利）

　教育部長。

○教育部長（山田哲史）

　スクールバスの運行について最優先に考えるべきことは、やはり児童生徒の安全性であるというふうに考えております。その中で、今おっしゃられる貸切バス事業者安全性評価認定制度につきましても、周知徹底が行われて、入札に耐え得るものとなった暁には、その条件として組み込むような部分についても、今後、検討は行っていきたいというふうに考えます。

○議長（秀村長利）

　１５番　田中裕二議員。

○１５番（田中裕二）

　ぜひとも検討していただきたいと思います。スクールバスについては、一定の運行条件の下で安全コストが適切に反映された貸切りバス料金制度に基づき、指名競争入札で運行業者の選定を行っているとの答弁でございますが、先ほども言いましたように、どうしても指名競争入札制度が、安全性よりも価格競争に走ってしまうのではないかと危惧してなりません。今回改めて、貸切バス事業者安全性評価認定制度の運用について確認をさせていただきました。教育委員会といたしましても、同制度の普及促進に向けた取組を積極的に支援し、評価認定制度に事業者が自ら取り組むよう、認定事業制度の案内、周知について働きかけたいとの考えが確認はできました。飯塚市では、指名業者６者中３者がこの貸切バス事業者安全性評価認定制度の認定を受けておりますので、あと残りは３者でございます。しっかりと働きかけていただきたいと思います。

この貸切バス事業者安全性評価認定制度の認定を受けた貸切りバス事業者は、国土交通省、また日本バス協会のホームページで確認することができます。また、認定を受けた貸切りバス事業者のホームページやバス、また名刺などにシンボルマークであるセーフティーバスを表示していますので、認定を受けたバス会社かどうかを判断できるなど、事業者にもメリットがございます。飯塚市の指名業者は全て安全性を最優先に考えて運行していただいている優良な事業者ばかりだと思いますので、そうであるならば、ぜひともこの認定を受けていただきたいと、このように思いますので、推進をよろしくお願いいたします。さらに、この認定を受けた事業者をスクールバスの入札条件に認定すると、新たに、最初に述べましたように知床の遊覧船のような、安全性よりも利益を最優先に考えて新規参入してくる事業者、こういう事業者の排除もできると思います。申請条件がございますが、事業者の安全性確保に向けた意識の向上をはじめ、今後とも一層、スクールバスの運行については、安全を第一に考えて選定していただきますように強く要望いたしまして、質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（秀村長利）

暫時休憩いたします。

午前１１時４５分　休憩

午後　１時００分　再開

○議長（秀村長利）

　本会議を再開いたします。２８番　平山　悟議員に発言を許します。２８番　平山　悟議員。

○２８番（平山　悟）

　本日は、通告に従い、「頴田地区における係争問題について」、「地球温暖化対策について」を一般質問したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

本市の市有財産の活用等に関しては、財産活用課の所管事務と思われますが、飯塚市事務分掌規則で、その主な事務としては、市有財産の総括に関すること、市有財産の取得及び処分に関すること、市有財産の評価に関すること、登記事務に関すること、市有林（普通林）に関すること、市有財産の災害保険に関すること、市民総合賠償補償保険の加入及び支払事務に関することとなっております。こういう所管事務の下で、本市の財産に関して、基本的な方針はどのようにしていくつもりなのかお答えください。

○議長（秀村長利）

　行政経営部長。

○行政経営部長（東　剛史）

　本市の第２次行財政改革後期実施計画におきまして、歳入確保への取組として、市有資産の売却及び有効活用を実施していくこととしておりまして、財産処分の基本方針といたしましては、まず市としての利活用を検討し、利活用の見込みがない跡地、跡施設につきましては、売却をはじめとする民間への売却を行っていく予定としております。なお、民間への売却に当たりましては、まちづくりの観点から、地域の活性化につながるよう検討してまいりたいと考えております。

○議長（秀村長利）

　２８番　平山　悟議員。

○２８番（平山　悟）

　歳入の確保として、利活用の見込みのない土地については売却していくとのことですが、さきの３月議会でありました鹿毛馬区との和解の土地について、筆数は１６８筆、面積は約２０４万平方メートルと理解しておりますが、これだけの面積の土地でありますので、この土地の中で、近隣住民に迷惑をかけるような不法投棄または土砂崩れなどがあるのか、現在の現状把握等は行っているのでしょうか。そしてまた、その土地について、今後は売却していくつもりなのか、お答えください。

○議長（秀村長利）

　行政経営部長。

○行政経営部長（東　剛史）

　ご質問の土地につきましては、これまで係争地であったことから、現状把握はできていない状況でございます。今後は、不法投棄等の有無の確認を含めまして、まずは現地等の確認を行い、市として利活用できないか検討し、利活用の見込みがない場合には民間への売却を検討してまいりたいと考えております。

○議長（秀村長利）

　２８番　平山　悟議員。

○２８番（平山　悟）

　まだ裁判が終わったばかりで、現状はまだ把握できていないという状況ですね。これだけの膨大な面積の土地ですから、山林や原野が多いのではないかと推測します。本市がこれからこの土地を維持管理していくには、今、非常に地球温暖化という中で、世界中で大災害がいろいろなところで起こっていると思うのです。それで、やはりこの膨大な土地を維持管理していくには、デメリットのほうが多いのではないかと私は思います。速やかに利活用ができない箇所を確認し、売却を検討していただきたいと要望します。

次に、旧頴田地区の勢田区においても、「勢田区係争区有地等早期解決について」の嘆願書が飯塚市長宛てに提出されていると聞いておりますが、嘆願書の主な内容をお答えください。

○議長（秀村長利）

　行政経営部長。

○行政経営部長（東　剛史）

　勢田区からは、令和２年１０月に「勢田区係争区有地等早期解決について」として嘆願書が提出されております。その嘆願書の内容といたしましては、係争区有地については登記事項記載が大字勢田名義となっており、１市４町合併時以降、平成３０年度まで「勢田区」として課税された固定資産税を納付してきており、実質的にも勢田区所有であると考える。次に、令和元年度から市として係争地であることを認めて、係争地の課税矛盾を是正するとして、課税の中断処置が取られ、合併時以降の納税分について、市は返金も可能とし、受理するか否かは区の判断とするとのことだが、区として納税分の返金は求めていない。次に、数年前に太陽光発電設備を設置する土地開発計画があり、そのとき、市長をはじめ関係部署に協力していただいたが、最終的に県提出資料の不足等で、県の申請期限に間に合わず、開発計画が不調に終わった。次に、勢田区係争地買上げ願い等について、これまでの経緯を考慮していただき、勢田区の貴重な財産である係争地について、所有権更生登記手続等により、勢田区名義の早期ご承認をいただき穏便な解決を申し上げる。最後に、本件以外の植林地、旧町分についても、早期に穏便な解決を重ねてお願いするという内容になっております。

○議長（秀村長利）

　２８番　平山　悟議員。

○２８番（平山　悟）

　今、嘆願書の内容についてご答弁いただきましたが、その主な内容としては、まず係争地については、大字勢田名義となっており、固定資産税も平成３０年まで納付している。実質的には、勢田区所有である。これは勢田区としての最も重要な言い分ではないかと私も思うのですけれど、また、令和元年度から市として係争地を認めて、合併時以降に納税された分の返金については区の判断に任せられたが、区として返金を求めていない。次に係争地については、これまでの経緯を考慮して、勢田区名義であることを承認し、穏便な解決を求めている。また、ここもちょっと大事と思うのですけれど、そして、勢田区名義分だけではなく植林地、旧町分についても、早期な穏便に解決を求めている。このような嘆願書を提出されたわけですが、本市として、今後、どのような対応をしていくのか、お答えください。

○議長（秀村長利）

　行政経営部長。

○行政経営部長（東　剛史）

　勢田区から嘆願書を提出されておりましたが、鹿毛馬区の訴訟があったことから、双方納得の上、訴訟の結果をもって協議していくとしておりましたので、今後は係争地問題解決に向け、協議を行っていく予定としております。

○議長（秀村長利）

　２８番　平山　悟議員。

○２８番（平山　悟）

　この嘆願書については、令和２年１０月に提出されたと理解しております。このときに、この嘆願書について本市から文書で回答すると聞いておりますが、そのことについてはどうなっているのか、お答えください。

○議長（秀村長利）

　行政経営部長。

○行政経営部長（東　剛史）

　勢田区から嘆願書が提出された時期につきましては、鹿毛馬区の訴訟の対応を行っておりましたため、回答等はできなかった状況でございました。今後、協議を行っていくことで、きちんと意思表示をしていきたいというふうに考えております。

○議長（秀村長利）

　２８番　平山　悟議員。

○２８番（平山　悟）

　やはりあのときは、令和２年１０月１日ですか、嘆願書を持っていったときは、まだそのときは鹿毛馬区の訴訟があったので、訴訟が終わってその後に協議をしようということは私も聞いております。これから本当にこの問題について、真摯に協議をしていただくよう、今、最後の分を読みますので、よろしくお願いします。

鹿毛馬区の訴訟の結果をもって協議していく。係争地問題解決に向け、協議を行っていく予定であると答弁されましたが、ぜひ、この問題に対し、双方納得できる解決を行っていただき、文書等で取り決めたものがあったほうがよいのではないかと思います。勢田区の嘆願書には、所有権更正登記手続等により、勢田区名義の早期ご承認をいただき、穏便な解決を申し上げる次第です。また、本件以外にもお願いしております植林地、旧町分につきましても、早期に穏便な解決を重ねてお願いしますと、本当に勢田区は謙虚に市に訴えられております。市から訴訟を起こすようなことはないと思いますが、鹿毛馬区では和解までに約１４年という長い時間がかかっております。それに伴った費用として、弁護士報酬約１千万円、解決金４３０万円、合計約１５００万円がかかった事件で、地域住民と市が争うという残念なことがありました。

今後、勢田区との協議を行っていく上で、鹿毛馬区での司法の判断が出ていますので、この解決策の一つとして、和解金という方法も一つの解決策ではないかと私は思っております。この問題を早急に解決してもらい、鹿毛馬区同様、利活用の見込みのない土地については売却をして、市の歳入の確保をしてほしいと思いますので、この問題を早急に解決してもらうことを強く要望して、この質問を終わります。

次は、「地球温暖化対策について」、質問いたします。近年、気候変動が一因と考えられる異常気象が世界各地で発生し、我が国においても激甚な豪雨、台風災害や猛暑が頻発しており、各地で大きな影響を受けております。このような気象災害等を踏まえ、世界全体の平均気温の上昇を抑えるために、ＣＯ２排出量を２０５０年頃に正味ゼロとすることが必要とされました。これを受けて、世界各国で、２０５０年までのカーボンニュートラルを目標とする動きが広がり、我が国においても２０２０年１０月、２０５０年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すことを宣言されました。さらに、２０２１年４月には、２０３０年度における温室効果ガスの削減目標を２０１３年度比４６％の削減を目指すこととされております。地球温暖化は、世界規模で問題視されていますが、この地球温暖化に及ぼす影響が最も大きなものが温室効果ガスと言われています。

では、温室効果ガスとはどういうものですか。また、環境にどのような影響を与えるのですか、お答えお願いします。

○議長（秀村長利）

　市民環境部長。

○市民環境部長（福田憲一）

　温室効果ガスにつきましては、大気中に熱を吸収する性質を持つガスが存在し、このような性質を持つガスを温室効果ガスと呼びます。主な温室効果ガスには、二酸化炭素（ＣＯ２）メタン、一酸化二窒素、フロンガス等がございます。影響としましては、大気中の温室効果ガスが増加していくことによりまして、地球上の平均気温の上昇につながり、いわゆる地球温暖化が進行することになります。

○議長（秀村長利）

　２８番　平山　悟議員。

○２８番（平山　悟）

　２０世紀半ば以降、世界の平均温度は上昇し続けています。人間が大量に化石燃料を消費し、これに伴い、大量の温室効果ガスが排出され、大気中の温室効果ガス濃度が急激に上昇したことが地球温暖化の要因であると考えられております。温室効果ガスは、経済活動、日常生活に伴い排出されており、国民一人一人の衣食住や移動といったライフスタイルにより排出され、その割合は、国全体の排出量の約６割を占めるという分析もあります。では、温室効果ガス削減のため、私たちができることはどのようなものが考えられますか、お答えください。

○議長（秀村長利）

　市民環境部長。

○市民環境部長（福田憲一）

　環境省は、国民運動「ＣＯＯＬ　ＣＨＯＩＣＥ」として、温室効果ガス削減のために国民が具体的に取り組めることとして、節電、節水、クールビズ、ごみ分別などを掲げた「ゼロカーボンアクション３０」を推進しております。私たちが生活の中でちょっとした工夫をしながら、無駄をなくし、環境負荷の低い製品、サービスを選択することで、こうしたライフスタイルに起因する温室効果ガスの削減に大きく貢献することができるとされております。

○議長（秀村長利）

　２８番　平山　悟議員。

○２８番（平山　悟）

　今、答弁の中に「ゼロカーボンアクション３０」を推進しているとありましたが、政府が宣言したカーボンニュートラルについてはどういうことなのか、具体的に説明をお願いいたします。

○議長（秀村長利）

　市民環境部長。

○市民環境部長（福田憲一）

　カーボンニュートラルとは、温室効果ガスの排出量と吸収量を均衡させることを意味します。排出を全体としてゼロというのは、二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの排出量から、植林、森林管理などによる吸収量を差し引いて、合計を実質的にゼロにすることを意味しております。

○議長（秀村長利）

　２８番　平山　悟議員。

○２８番（平山　悟）

我が国における２０５０年までに、温室効果ガス排出量実質ゼロとする脱炭素社会確立のための目標を踏まえ、近隣自治体でも取組が行われております。環境省は、脱炭素化に取り組む先行地域として、第１弾となる２６件を選定しております。福岡県においては、北九州市を中心とする圏域が先行地域として選定され、太陽光発電などの再生可能エネルギー導入などの取組を計画しています。また、篠栗町においては、２０５０年までに温室効果ガス排出量を実質ゼロにする「ゼロカーボンシティささぐり」の宣言を行い、脱炭素に向けた取組を推進していくとお聞きしています。では、本市はどのように考えているのか、お答えください。

○議長（秀村長利）

　市民環境部長。

○市民環境部長（福田憲一）

　地球温暖化対策としまして、本市が取り組んできた今までの事業と併せまして、本年３月末に策定いたしました第３次飯塚市環境基本計画の中で、地球温暖化対策実行計画（区域施策編）を同時に作成しております。それに伴って、本市もゼロカーボンの表明を行っているわけですが、国、県と同様に２０５０年温室効果ガス排出量実質ゼロを目指し、その目標に向けてさらに取組を加速させていこうと考えております。

○議長（秀村長利）

　２８番　平山　悟議員。

○２８番（平山　悟）

　近年、国内外で様々な気象災害が発生しています。個々の気象災害と気候変動問題との関係を明らかにすることは容易ではありませんが、気候変動に伴い、今後、豪雨や猛暑のリスクがさらに高まることが予想されています。日本においても、農林水産業、水資源、自然生態系、自然災害、健康、産業・経済活動等への影響が出ると指摘されています。こうした状況は、もはや単なる気候変動ではなく、私たち人類や全ての生き物にとっての生存基盤を揺るがす気候危機とも言われています。カーボンニュートラル、脱炭素社会を目指すために、今後、本市はどのような取組を実施していくのか、お答えください。

○議長（秀村長利）

　市民環境部長。

○市民環境部長（福田憲一）

　今日に至るまでの本市における取組としましては、公共施設、例えば学校や交流センターなどへの太陽光発電設備の設置、照明のＬＥＤ化、４Ｒの推進としまして、資源回収事業、グリーンカーテンの普及、また、ペットボトルキャップ回収による再生プラスチック製品への再利用などの取組を行っております。今後もこれらの事業を継続しつつ、また国の補助金等の活用について、民間企業のノウハウや、大学等との連携を図りながら、検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（秀村長利）

　２８番　平山　悟議員。

○２８番（平山　悟）

　今やれることは、今、一生懸命やっている。また今後、この国の補助金等の活用についても、またいろいろ検証しながら頑張るというお答えでした。

２０５０年、カーボンニュートラルの実現のために、革新的な技術の開発と早期の社会への実装が重要です。それとともに、現時点で活用可能な技術を最大限に活用して、すぐに取組を始めることも必要不可欠です。そこで、環境省では、２０２１年６月、「地域脱炭素ロードマップ～地方からはじまる、次の時代への移行戦略～」を決定し、地域の全ての方が主役で、今から脱炭素へ移行をしていくための工程と具体策をまとめています。これから５年間の集中期間に政策を総動員し、少なくとも１００か所の脱炭素先行地域を創出し、重点対策を全国津々浦々で実施することで、脱炭素ドミノにより全国に伝播させていくこととしています。本市においても、将来の世代も安心して暮らせる持続可能な経済社会をつくるため、関係機関や団体、地域企業と連携を図り、「人＋自然＋やさしいまち＝いいづか」の実現に向け、取組を加速させ、推進していただきますよう要望して、私の質問は終わります。

○議長（秀村長利）

　１４番　上野伸五議員に発言を許します。１４番　上野伸五議員。

○１４番（上野伸五）

　久しぶりの一般質問で、打合せの際には、職員の皆さんにはご迷惑をおかけしたのではないかと思いますが、本日は、飯塚市総合計画に都市目標として掲げてある「人が輝き　まちが飛躍する　住みたいまち　住みつづけたいまち」の実現に向け、重要な課題ではないかと考える事項について、「魅力あるふるさとデザイン」と称して、通告に基づき質問させていただきます。

初めに、スポーツツーリズムの実現についてです。来春供用開始予定の総合体育館のオープニングイベントについては、スポーツツーリズムのモデルケースとしてふさわしいイベントを行っていただき、その後の大会誘致につなげていただきたいと考えていますが、どのように予定されておりますでしょうか。

○議長（秀村長利）

　市民協働部長。

○市民協働部長（久家勝行）

　新体育館につきましては、令和５年４月中旬の供用開始を予定しております。その際、落成式を行った後に、オープニングイベントなどの開催を予定しているところです。その内容につきましては、市民の皆さんに体育館を知ってもらいたいということに加えて、広く県内外に、新体育館を、飯塚市を発信できるものという視点で企画を検討してまいります。このオープニングイベントとともに、各種スポーツ大会やイベントの誘致を行っていきますので、新体育館を一つのきっかけとするスポーツツーリズムの取組を進めていきたいと考えております。なお、イベントの内容については、現在、調整を行っているところでございますので、決定次第、ご報告したいと考えております。

○議長（秀村長利）

　１４番　上野伸五議員。

○１４番（上野伸五）

　参加していただくプレーヤーや関係者の方々に宿泊をしていただけるような思い切ったイベントを企画していただきたいと思いますし、市民の皆さんに喜んでいただくことはもとより、県外、全国から人を呼び込み、地元経済に貢献できる、そのような視点での総合体育館の活用をお願いいたします。

その一方、市民にとっても利用しやすい施設であることも重要であります。地元スポーツ団体などが活性化する大会の企画や開催については、どのようにお考えなのか。また、来年度の予約の受付はどのようになさるのか、教えていただけますか。

○議長（秀村長利）

　市民協働部長。

○市民協働部長（久家勝行）

　現時点においては、スポーツ協会加盟の競技団体に大会誘致や大会企画をお願いしているところですが、これまで規模や設備などによりできなかった大会やイベントが新体育館では可能となるものも多くあると思っております。そのような大会、イベント開催によって、地域の活性化とともに、実施組織である競技団体などの活動の活性化も期待いたしております。なお、来年度の施設予約の調整につきましては、スポーツ振興課で行います。この件については、各競技団体には説明いたしており、このような大会イベントの企画希望がある場合は、スポーツ振興課にご連絡いただければ、私たちも開催に向けて支援・協力していきたいと考えております。

○議長（秀村長利）

　１４番　上野伸五議員。

○１４番（上野伸五）

　今、明言していただきましたような地元スポーツ団体が関係するイベント開催への協力に加えて、団体活性化への助成や助言など、地元スポーツ団体に多方面にわたる包括的な支援をよろしくお願いいたします。

次に、高齢者イベントの開催について、総合体育館の設備面で何か特色があるの、お伺いいたします。

○議長（秀村長利）

　市民協働部長。

○市民協働部長（久家勝行）

　新体育館と現在の第１体育館との比較になりますが、エレベーター、洋式トイレの設置などバリアフリー構造となっており、高齢者にも優しい体育館となっております。また、空調設備を完備していますので、年間を通して快適にスポーツやイベントを開催でき、参加ができます。また、観覧席の造りにおいても、壁面固定のロールバック式観覧席を設置していますが、この観覧席を使用した場合、１階アリーナから直接２階観覧席に行くことができますので、いろいろな活用策があると考えております。

ご指摘の高齢者のイベントの開催については、これまで実施している健康展の開催も予定しておりますが、各種競技でのシニアの部、マスターズの部などの大会などの開催誘致を行っているところでございます。

○議長（秀村長利）

　１４番　上野伸五議員。

○１４番（上野伸五）

　私たちが子どもの頃に比べると、たとえ高齢者と言われる方々の中にも大変お元気な方が増えてきているように思いますし、その方々のスポーツ熱も高いと感じております。そのような皆さんを対象としたイベント開催はとても楽しいものになるでしょうし、今ご紹介されたマスターズの大会では、全国から選手が集まり、観光とセットになっている場合が多いようです。最初の答弁にあった市のスポーツツーリズムの取組にぴったりと当てはまるイベントだと思います。

また、観覧席の活用においても、興行のイベントではない場合には、観覧席が選手の控室になりますので、そこから直接アリーナに行けるということは、大きなメリットであると思います。ぜひとも、いろいろな体育館の可能性を引き出して、スポーツツーリズムの取組を進めていただきたいと考えております。

競技イベントには大きく分けて２種類あると思うのです。ヒーローを招く観戦型と、市民がヒーローとなる参加型の２つであります。特に、ヒーロー観戦型の場合、当該競技に携わっている子どもたちの期待と関心はとても大きいと思いますし、本物に触れる貴重な機会となります。オープニングイベントを含め、飯塚市の子どもたちへの配慮は考えていただいていますでしょうか。

○議長（秀村長利）

　市民協働部長。

○市民協働部長（久家勝行）

　この新体育館については、基本計画の中でも、市民に愛されるスポーツ施設になることというのが第一番でございます。当然、その中には、子ども、高齢者だけではなく、子どもたちが本物のスポーツアスリートに触れて、そしてその刺激を受けて、また自分のスポーツを高めていくというようなことも目的といたしておりますので、そのようなイベントについても今後検討させていただきます。

○議長（秀村長利）

　１４番　上野伸五議員。

○１４番（上野伸五）

　大きな大会、特に観戦型の場合は、地元の子どもたちに優先的に見ていただけるような優遇の措置もお願いをしておきたいと思います。とても喜ばれると思います。

観戦型、参加型はどちらの形におきましても、スポーツツーリズムを実現、成功させるためには、スポーツ関係団体や観光・宿泊関係者などと連携を深めることが大変重要だと考えていますので、新しい組織の設立などへのご尽力もよろしくお願いいたします。

ここまで部長と質疑を行っていただきましたが、総合体育館の完成、供用が近づいた今、改めて市長の思いをお聞かせいただけませんでしょうか。

○議長（秀村長利）

　片峯市長。

○市長（片峯　誠）

　今、部長とるるやり取りをしていただきました。私も来年春の開館が楽しみでなりません。これまで、残念ながら飯塚市でやりたくてもできなかったいろいろなイベントやスポーツ競技大会がこの地でできるようになるということは、今まさに質問者がおっしゃいましたとおり、地域の人々にとっての喜びでもあり、地域経済への大きな効果も生み出すものだと期待をしております。

問題点は２点ありまして、その点についてもやり取りの中で、一番はそれを支援する競技団体や市民の動き。今までそんなことしたことがないからですね。皆さん御承知と思いますが、８年前にインターハイのバレーボール男子、今、全日本のエースであります石川選手がその大会で優勝して、それからトントントンと日本のトッププレーヤーになられたその大会があってからこの間、そういう大きなスポーツイベントが本市であっていないのです。誘致の声かけをしても断り続けられています、条件が整っていないので。先ほどのような地域のスポーツ団体のイベントも大事にしていけば、その方々が大きなイベントのとき、共に私どもと手を携えて一緒にやってくれるなというようなヒントもいただきました。

それからもう一つ、飯塚でしても宿泊は難しいでしょうというようなことを関係者から言われ続けてきましたが、皆さん御承知のとおり、今年５月には４００名近い方を受け入れることができた九州市長会も本市で開催できましたし、今年１１月には小中一貫教育全国サミットを開催いたしますので、これだけの宿泊も受け入れることができる飯塚市ですよということを、実績を今年中につくり上げて、いろいろなイベントで大会誘致にもつなげ、ますます元気な飯塚市づくりに、スポーツツーリズムを生かしていきたいと考えております。

○議長（秀村長利）

　１４番　上野伸五議員。

○１４番（上野伸五）

　スポーツツーリズムを通じて、市民の皆さんの笑顔の輪を広げていただきたいと思います。キャンプ施設や調整池については割愛させていただきます。

次の項に移りますが、先に高齢者支援についてお伺いしたいと思いますので、ご対応のほどよろしくお願いいたします。超高齢化社会を迎えている現在、認知症高齢者や要介護者数が増加していると言われていますが、飯塚市における認知症高齢者や要介護者数の推移と、飯塚市の将来に及ぼす影響についてお尋ねいたします。

○議長（秀村長利）

　福祉部長。

○福祉部長（渡部淳二）

　本市における認知症の方を正確に把握することは困難でございますが、厚生労働省の全国での推計状況によりますと、認知症高齢者または認知症の疑いがある高齢者は、高齢者の約４人に１人と推計されております。このことからも、本市も同様の状況であると仮定して推計いたしますと、本年５月末現在の６５歳以上の高齢者人口は４万４４８人でございますので、その４分の１となりますと、約１万人の方が認知症または認知症の疑いがある、そのような状況であると推測されております。

要介護者数の推移につきましては、令和３年３月に策定いたしました飯塚市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画における推計によりますと、令和２年度が８７９６人となっており、計画期間の最終年度である令和５年度には９２３３人、団塊の世代が７５歳の後期高齢者となる令和７年度には９４４１人と、徐々に増加することが見込まれております。

次に、認知症高齢者や介護認定者が増加していくことに係る飯塚市の将来に及ぼす影響ということでお答えいたしますと、医療介護といった分野に係る社会保障費の増加が進み、生産年齢人口世代の負担割合が大きく増えていくことが容易に予想されますので、負担増に伴う社会の活力低下、そのような影響が出てくるのではないかと認識しております。

○議長（秀村長利）

　１４番　上野伸五議員。

○１４番（上野伸五）

　今ご答弁していただいたとおり、飯塚市における認知症高齢者や要介護者数は、今後も増え続けていくことが見込まれておりますが、高齢化率が高くなると、一般的には社会的な活力が失われ、地域が衰退していくという意見がよく聞かれます。飯塚市がよもやそのような事態にならないように、高齢者に対する施策、特に高齢者が元気に健康で過ごせるような取組が今後ますます重要になってくると考えますが、本市においてはどのような取組に力を入れていこうと考えておられるのか、お尋ねいたします。

○議長（秀村長利）

　市民協働部長。

○市民協働部長（久家勝行）

　地域において高齢者の割合が高くなっても、元気に健康で過ごし、地域活動にも積極的に関わることができるような状態にすることで、地域を活性化していくことが、本市としては重要であると考えております。本市での、高齢者の健康寿命を延ばす取組といたしましては、大きく２つの取組を現在実施しております。１つ目の取組といたしましては、健康のまちづくり実現のため、スマートウェルネスシティ事業、略してＳＷＣ事業を推進しております。主にハード面では、街なか健幸プラザや市内各地にウォーキングコースを整備しております。ソフト面では、誰でも気軽に楽しめるをコンセプトに、歩くことを基本に、インセンティブとしてポイントを付与する健幸ポイント事業２０２２を実施しております。この事業ではＩＣＴを活用することで、活動量及び体組成計のデータを記録・分析し、健康の見える化が容易にできます。さらに、ポイントを付与することで、イオン穂波店や各地区交流センターで実施している健康づくり教室やイベントへの参加、さらには特定健診やがん検診の受診を促すことができると考えております。本年度は約３千人の市民が現在のところ参加しておられます。

２つ目の取組といたしましては、運動、栄養、社会参加を重要視し、高齢者の虚弱の状態を予防するフレイル予防事業でございます。この事業は、フレイル予防教室を市内１３地区にて、約半年にかけて、運動、栄養、口腔及び音楽に関する教室などの講義、実習を各地区１０回程度開催いたします。本市の取組で特徴的なものといたしましては、この教室を地域包括支援センターとフレイルサポーターと言われる市民ボランティアの方々に協力してもらいながら実施している点でございます。今後は少しずつではございますが、地域の通いの場や地区の交流センターなどで開催されるイベント等にサポーターを派遣し、活動を本格化する予定としております。

○議長（秀村長利）

　１４番　上野伸五議員。

○１４番（上野伸五）

　年齢にかかわらず、市民の皆さんが元気で生き生きと楽しく生活してほしいという思いは誰しもがお持ちだと思います。各地の交流センターにおいては、高齢者だけではなく若い子育て世代など、様々な年代に応じた事業を積極的に行っていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（秀村長利）

　市民協働部長。

○市民協働部長（久家勝行）

　現在、市内交流センターは施設整備が進み、多用途に使用できるようになっております。その中には、今までになかったダンスやバレーができるような部屋を造っております。その部屋では、今までに利用されたことがないような若い年代の方々がブレイクダンスの練習に訪れるなど、とても活発に利用されているようでございます。そのことにより、交流センター利用者層もかなり若返ってきたと感じております。また、トイレの洋式化、手すりの取付け、スペースを広めにとるなど、高齢者の方に配慮した造りにしていますので、今までよりも高齢の方の使い勝手もよくなっていると考えております。健康を意識した各種体操やフレイル予防の教室など、参加者も多く、高齢者の方にも配慮した事業を今後も積極的に取り入れ、元気で長生きできるまちづくりに活用できる交流センターにしていきたいと考えております。

○議長（秀村長利）

　１４番　上野伸五議員。

○１４番（上野伸五）

　各交流センターが活発に利用されている現状は理解をさせていただきましたが、さらなる工夫を凝らした活用を行うべきだとも思っております。そのためには、行政だけの運営では限界があるのではないでしょうか。以前より検討されていると思いますまちづくり協議会の法人化を促進し、交流センターを地域の事情に応じた自主運営施設としてはいかがかと思います。どのようなお考えなのか、また現況はどうなのか、お尋ねいたします。

○議長（秀村長利）

　市民協働部長。

○市民協働部長（久家勝行）

　市民と行政が協働でまちづくりを推進するためには、地域でできることは地域で、行政がすべきことは行政が、そして両者に共通する課題は協働でという補完性原理に基づき、両者が協議を行い、合意形成を図りながら市の権限と財源の一部をまちづくり協議会に移していくことになります。それに伴い、まちづくり協議会においては、法律上の責任の所在を明確にし、継続した活動の基盤を確立することが強く求められることになります。また交流センターの指定管理や、新たな地域課題を解決するために活動内容を発展させていくには、第三者との契約行為や資産保有など、代表者個人の責任では限界が出てきます。そのために、代表者の負担軽減を図るとともに活動の継続性を確保するために法人格を取得することが重要であると考えております。今、質問議員も言われましたように、私どもといたしましてもこういう観点で、現在、法人化に向け業務を進めております。

昨年度、内部ワーキンググループを編成し、どのような法人の形態をとるのかなどの検討を行い、また実際に法人化している自治体の地域協議会の視察なども行っております。法人化については、メリットもございますが、法律に基づく法人事務、各種届出など、厳格で適正な運営が求められることから、人材確保などの課題もございます。また一旦設立すると、簡単に解散できるというものではございませんので、各地区のまちづくり協議会とは十分な協議が必要となります。そこで、全てのまちづくり協議会が横並びで法人化を目指すのは無理で、機運や体制が整った地区から、順次進めていくことを現状考えております。

○議長（秀村長利）

　１４番　上野伸五議員。

○１４番（上野伸五）

　交流センターを地域の核として、それぞれの地域の歴史や特性を生かした活動が、より自由に、そして自主的に行われることが地域活力の増進に直結すると考えています。これには、組織化、法人化されたまちづくり協議会での運営が最適だと思いますが、ご答弁にありましたように、市内全て同時にとは無理があります。加えて、今議会で複数の同僚議員からも指摘があっていますように、まちづくり協議会の中心を担っていただいている自治会組織の課題も浮き彫りになってきております。まち協自体の運営や体制に今後大きな影響が及ぶのではないかと危惧しております。早急に課題解決に向けてのサポートを手がけ、財源移譲も同時進行的に検討していただきながら、まずは１か所でも構わないと思うのです。まちづくり協議会の法人化をぜひ実現していただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○議長（秀村長利）

　市民協働部長。

○市民協働部長（久家勝行）

　今、質問議員がおっしゃられましたように、私どもとしても地域のことは地域でというような言葉を、そういうことをずっと前から言っております。そのためにも、自立した、自主独立した団体、まちづくり協議会がそういう団体になっていただくことが一番だというふうに思っております。そのためにも法人化は必要なものだと考えております。ただ、先ほど答弁いたしましたように、厳格な事務とか、そういうものが必要になってまいりますので、まずはモデル事業というような形でも、とにかく機運があるところ、そこの地域の人たちがつくっていこうという機運があるところ、そういう条件が整っているところを優先して、事務は進めていきたいと考えております。

○議長（秀村長利）

　１４番　上野伸五議員。

○１４番（上野伸五）

　高齢者支援などに関しましては、先日来、地域包括支援システムの現状や課題解決に向けての質疑も行われておりますので、高齢者の皆さんに笑顔の輪が広がる事業実現に向けてご尽力を続けていただきますようにお願いを申し上げまして、子育て関連についての質疑に移らせていただきます。

初めに、本市における出生率の推移と、少子化が進んだ場合、本市の将来に及ぼす影響についてどのようにお考えか、お尋ねいたします。

○議長（秀村長利）

　福祉部次長。

○福祉部次長（長尾恵美子）

　出生率についてでございますが、１５歳から４９歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、１人の女性が仮にその年次の年齢別出生率で、一生の間に産むとしたときの子どもの人数に相当する、いわゆる合計特殊出生率でお答えいたします。本市では、１０年前の平成２４年度が１．６０であり、平成２９年度の１．７５が直近１０年間で最高値となっておりまして、最新では、令和元年度が１．７１となっています。令和元年度で比較しますと、福岡県では１．４４、全国１．３６となっており、本市の合計特殊出生率は全国平均より高い数値となっています。

次に、少子化が将来に及ぼす影響についてお答えいたしますと、少子化は一般的に世帯規模の縮小、子どもがいる世帯の割合の減少を通じて、単独世帯やひとり親世帯の増大等の世帯類型の多様化が進んでまいります。また、社会的な影響として、子どもの社会性発達に関する影響や、地域社会の活力低下などの影響があり、経済的影響として、生産年齢人口や労働力人口の減少を通じて、経済成長率と経済の活力に対するマイナスの影響、消費や貯蓄に対する影響などが考えられます。

○議長（秀村長利）

　１４番　上野伸五議員。

○１４番（上野伸五）

　逆に、少子化が進んで何かよい影響があるということは考えられますか。

○議長（秀村長利）

　福祉部次長。

○福祉部次長（長尾恵美子）

　やはり少子化が進むことでよくなる影響というのは考えられないと思います。

○議長（秀村長利）

　１４番　上野伸五議員。

○１４番（上野伸五）

　少子化が進むと、ご紹介がありましたように様々な悪影響が出てくる。逆に、少子化を解決できればそれはよいことばかりということになるというふうに思います。赤ちゃんと子どもたちに対する施策、ベビチャ施策、ベビーとチャイルドのことなんですけれども、なかなかしっくりきませんが、当市として、どのようなものを考えておられるのか、お尋ねいたします。

○議長（秀村長利）

　福祉部次長。

○福祉部次長（長尾恵美子）

　本市でも全国の市町村と同様に、子どもや子育て世帯への施策を様々展開しているところですが、これらの支援以外に少子化対策として、子どもを産み育てていく世帯への支援、とりわけ本市に在住している世帯や、今後本市に移り住みたいと考えている世帯が継続して、本市で安心して子育てをしていこうと思えるような、手厚く、また特色のある支援を検討していきたいと考えています。具体的な施策のうち、市町村で実施可能なものの事例として、出会いの場の創出、妊娠出産期では、出産育児一時金の拡充、妊娠中の検診費用の負担軽減、産前・産後ケアの充実、未就学期では、待機児童ゼロの推進、病児・病後児保育や障がい児保育の充実など様々な施策が考えられますので、本市の経済状況や他市事例等を研究しながら効果的な施策の展開に取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（秀村長利）

　１４番　上野伸五議員。

○１４番（上野伸五）

　ごく最近の報道では、日本の人口は１年間で約６４万４千人減ったいうことであります。これは、ある一つの県民人口にも匹敵するような数字だそうです。少子化対策、本来は国を挙げて集中的に取り組むべき、現実的で喫緊の大問題だと思いますが、本日は、飯塚市で対応可能な質疑について深めていきたいと思います。飯塚市における出生率は、ご答弁のように令和元年は１．７１、その２年前の平成２９年、１．７５よりも低下しています。飯塚市総合計画においては、第１次、第２次ともに令和６年度には出生率１．７６とありますが、順調に達成できそうですか。また、現状の出生率を概算で構いませんので、紹介していただけますか。

○議長（秀村長利）

　福祉部次長。

○福祉部次長（長尾恵美子）

　出生数の減少により、令和２年度の合計特殊出生率は、令和元年度の１．７１から、令和２年度、令和３年度と大幅に減少すると思われます。今年度の概算値につきましては、正確な数字ではございませんので公表は控えさせていただきたいと思います。

○議長（秀村長利）

　１４番　上野伸五議員。

○１４番（上野伸五）

　大幅に減少しているのではないかという答弁ですが、総合計画策定時の大きな柱となる数値の一つだと思いますが、ちょっと残念な気持ちです。出生率の数字自体、１．７であるとか、１．５であるとか、予算額などに比べると、数億円や数千万円といった大きい数字ではないので、客観的にはあまりぴんとこないかもしれませんが、出生率の低下が続くということは、人口が減り続ける。当然、出生に関わる世代人口も減り続ける。つまり、出生に関わる数値の全てが減り続けるということになります。複利計算の原理とまでは申しませんが、ある一定時期から加速度的に人口が減少していきます。これは国の予測を見ても明らかです。詳細な数字の紹介は割愛させていただきますが、まさに恐怖を感じるような危機的な現実を、私たちも直視すべきだと思います。飯塚市としても待ったなしに、全力で取り組むべき最重要事項だと思いますが、担当されている藤江副市長は、子ども支援施策の重要性についてどのような認識をお持ちなのか、お聞かせいただけますか。

○議長（秀村長利）

　藤江副市長。

○副市長（藤江美奈）

　少子化は本市だけの問題ではなく、全国的な傾向でございまして、その対策の重要性は十分認識しているところでございます。出生数を増やすため、子育てに魅力的なまちづくりに向けた取組を検討しているところであり、子どもを産みやすい環境の整備、これにつきましては、経済的な問題だけではなく、育児や家事支援、子育てに関する不安などを解消するための様々な支援を拡充していきたいと考えているところでございます。

○議長（秀村長利）

　１４番　上野伸五議員。

○１４番（上野伸五）

　先ほど次長のほうから幾つかの検討施策、また今、副市長からも答弁をいただきましたが、出生率低下の大きな要因の一つに経済的不安があることは間違いありません。そこで、例えば、一時金の支給は出産時のみならず、小学校の入学時と中学校の入学時にも支給、さらに中学校の卒業時にも支給をする。中学校卒業までの間、子どもたち一人一人に対して、市内クーポン券を年に１度配付するなど、詳細な制度設計は別にいたしまして、子育て世代に具体的で有効かつインパクトのある施策を実行するべきではないでしょうか。子ども支援を圧倒的に充実させることは、出生率の改善のみならず、若い世代の移住促進や高齢化率の改善にも寄与いたします。ふるさと納税の大きなテーマともなりますし、数十年間、市内に居住していただくことで生じる多方面にわたる経済効果を考えれば、財政面においても積極的に取り組むべき施策であると思います。子どもたちと共に成長する飯塚市を目指して、思い切った子ども支援施策に取り組んでいただきたいと思いますが、このことに関しては、ぜひ市長のお考えをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（秀村長利）

　片峯市長。

○市長（片峯　誠）

　議会の初日にも若干お答えさせていただきましたが、この少子化対策というのは非常に難しい問題だと私も思っております。部長、そして副市長も具体的事例として、るる答えてくれましたが、まず子どもを産み育てるですから、若い人たちが結婚しようという気になっていただかないといけませんし、できたらある程度、若い年齢のときにそのような機会があれば、体への負担も少ないでしょうし、２人目、３人目のチャンスも広がるでしょう。そんな取組も必要だし、今おっしゃるとおりです、今度は産まれてきた子どもの支援もしっかり充実して、安心して子どもを産もう、子どもを育てようと思っていただけるような取組をしないといけないと思っています。今日のやり取りも参考に、担当の部長や担当の副市長共々に、２０年後の若者の数、そして３０年後の出生率向上のために、子どもの人口増加のために、今ぜひ手を打つべきときだと思っておりますので、今日いただきましたいろいろな提言を参考にしながら、しっかりと取り組んでまいります。

○議長（秀村長利）

　１４番　上野伸五議員。

○１４番（上野伸五）

　期待しております。子どもたちは、未来を明るくし、笑顔を広げてくれる存在であり、飯塚市や私たち大人の大切な財産であります。魅力的な子ども支援を実現していただくとともに、できれば、その申請には移動や時間を伴わない、例えばスマートフォンで申請を完結できるような制度設計をお願いできればというふうに考えております。

次に、地域拠点の整備充実についてお尋ねいたします。本市には、交通要衝地が幾つかありますが、本日は、主にＪＲ福北ゆたか線沿いについてお尋ねいたします。御承知のように、新飯塚駅周辺には商業施設や多くのマンションが隣接、飯塚駅周辺は２０２３年のゆめタウン開業に伴い、にぎわいを取り戻せるのではないかと思いますが、本市には、北九州市、福岡市に直結しているＪＲの駅が幾つもあります。筑前大分駅はニュータウン化が進んでいます。天道駅は大将陣公園と隣接、浦田駅は新総合体育館などのスポーツ施設が隣接していますし、鯰田駅周辺のスーパーは私も利用させていただいておりますが、あの川土手から見える夕焼けはとても美しいものがあります。それぞれの駅の特徴を生かした付加価値を求める施策を実施するべきであると思います。そこでお伺いいたしますが、現在、当市は、駅周辺を整備するための計画や活性化策などはお持ちなのでしょうか。

○議長（秀村長利）

　行政経営部長。

○行政経営部長（東　剛史）

　本市のまちづくりに関しましては、都市計画マスタープラン、立地適正化計画等がございます。これらにとって、特段、ＪＲの駅を拠点とした計画とはなっておりません。しかしながら、飯塚市内にはＪＲの駅が１１ございます。質問議員がおっしゃいますとおり、交通の利便性を生かした地域づくりというのは大変重要であると認識しております。

○議長（秀村長利）

　１４番　上野伸五議員。

○１４番（上野伸五）

　ＪＲ沿線は飯塚市活性化への大動脈だと思っています。駅周辺の整備は、移住定住者の促進を強力に後押しできるとともに、財政面から見ても、全く無の状態からとんでもない価値を引き出す大きな可能性を秘めております。自宅から会社までドア・ツー・ドア６０分の飯塚市を目指して、早急に未利用地の調査、利活用をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（秀村長利）

　行政経営部長。

○行政経営部長（東　剛史）

　市有地の未利用地の把握につきましては、現在も鋭意調査をしているところでございます。駅周辺での調査につきましては、今後、特に調査・把握していきたいと考えているところでございます。また、質問議員がおっしゃいますとおり本市では商業施設も増え、最寄りの駅から大都市圏へのアクセスもよく、交通の要衝となっていることが本市の強みでありますので、今後も未利用地の売却に関して積極的に情報発信を行うとともに、定住化促進に向けて取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○議長（秀村長利）

　１４番　上野伸五議員。

○１４番（上野伸五）

　その際、桂川駅、小竹駅、市外ではありますけれども、多くの飯塚市民も利用しておりますので、この２つの駅周辺につきましても同様なアクションを行っていただきたいと思いますが、お約束いただけますか。

○議長（秀村長利）

　行政経営部長。

○行政経営部長（東　剛史）

　他町でございますけれども、当然そのような考えをお持ちであるというふうに考えております。今後、そういった協議等も行いつつ、鋭意努力してまいりたいというふうに考えております。

○議長（秀村長利）

　１４番　上野伸五議員。

○１４番（上野伸五）

　桂川駅、小竹駅については、まずはその周辺に隣接している飯塚市内の未利用地について、調査、活性化の策をつくっていただければと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

次に、頴田支所周辺の活用計画ですが、現在どのようになっていますか。

○議長（秀村長利）

　行政経営部長。

○行政経営部長（東　剛史）

　頴田地区公共施設跡地等につきましては、民間事業者からの意見や提案を求めるサウンディング型市場調査を、本年４月１日から２８日までの期間で提案書の受付を行いました。残念ながら提案はございませんでした。そういった状況でございます。今後も地元住民のニーズの把握に努めながら、地域活性化やまちづくりの視点を取り入れた活用の検討に取り組んでまいりたいという考えでございます。

○議長（秀村長利）

　１４番　上野伸五議員。

○１４番（上野伸五）

　民間にお願いをしても、現時点で協力が願えない状況であるということですよね。しかしながら、手がけなければならない施策については、飯塚市が積極的に関与していくべきだと思います。頴田支所周辺は、桜の名所でもある公園をはじめ、自然に囲まれた環境でありますし、こども園や小中一貫校も徒歩圏内という子育てには絶好の立地であります。例えば、公共施設の解体と、その後整備される宅地分譲を同時進行的に行っていくなどという手法も検討していただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。先ほどから申し上げていますように、何も手をつけなければ付加価値は生まれません。そればかりか、建物の老朽化に伴う危険性が増大してまいります。より一層の危機感とスピード感を持って取り組んでいただけますでしょうか、お伺いいたします。

○議長（秀村長利）

　行政経営部長。

○行政経営部長（東　剛史）

　先ほどから答弁させていただいておりますように、未利用地等、質問議員がおっしゃるとおりです。やはり、何も手をつけなければ何もならないけれど、それを活用することで、有用な施策が実現できるというふうに考えておりますので、できる限り速度を上げて、そういったことに取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○議長（秀村長利）

　１４番　上野伸五議員。

○１４番（上野伸五）

　頴田支所周辺の整備は、地元にとっても待ち焦がれている事業でありますので、くれぐれもよろしくお願いをいたします。

最後に、飯塚市内の駅周辺におきまして最も利活用価値が高いのは、ここ市役所本庁の周辺一帯だと思います。立岩交流センター跡、道を挟んだ駐車場は、もう早急に手を打ってください。また、正面玄関前の駐車場、隣の有料駐車場と公用車の駐車場につきましては、その上空を利活用しないことは大変もったいないというふうに思っていますので、その検討もすべきではないかと考えています。駐車場の立体化のみならずです。住宅整備や公共施設の集約や魅力的な屋上公園など、市民の皆さんの利便性を高め、子どもたちにも喜ばれる利活用計画の策定を、本日はご提案を申し上げて、一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（秀村長利）

これをもちまして、一般質問を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午後　２時１３分　休憩

午後　２時２５分　再開

○議長（秀村長利）

本会議を再開いたします。「議案第５６号」から「議案第６６号」までの１１件を一括議題といたします。ただいまより議案に対する質疑を受けますが、質疑される議員におかれましては、秩序正しく能率的な運営を行うため、会議規則第５１条に基づき、簡明な質疑を行っていただきますようお願いいたします。また、質疑が長時間に及ぶ場合には、会議規則第５２条に基づき、議長において質疑の回数を制限させていただくことがありますので、あらかじめご了解願います。

「議案第５６号」について、最初に、４番　奥山亮一議員の質疑を許します。４番　奥山亮一議員。

○４番（奥山亮一）

　「議案第５６号　令和４年度 飯塚市一般会計補正予算（第２号）」について伺います。中身は文化財保護費、嘉穂劇場保存整備事業費でございます。その中で用地購入費として、５１９８万円についてでございます。これは前に、今年の施政方針で片峯市長は、嘉穂劇場については運営再開に向けて、建物修復及び新たな活用策の検討について取組を進めていきますということで施政方針されております。いよいよ嘉穂劇場も整備され、皆様がお待ちになっておられる演劇等が始まっていくんだという思いでおります。その中で１つ、総務委員会に付託されておりますけれども、私がちょっと分からないところがありました。基本的な部分でありますがお伺いいたします。令和３年、昨年８月にＮＰＯ法人嘉穂劇場から、建物を含む敷地一帯を無償で譲り受けたのではないかというふうに思っておりましたが、いかがですか。

○議長（秀村長利）

　文化課長。

○文化課長（坂口信治）

　昨年度、飯塚市がＮＰＯ法人嘉穂劇場から贈与を受けた土地は、現在、嘉穂劇場が建っている土地のみとなっております。

○議長（秀村長利）

　４番　奥山亮一議員。

○４番（奥山亮一）

　嘉穂劇場が立っている土地ということみたいですけれども、この議案書の概要の中に、進入路確保というふうに文言がありますが、具体的にはどのようなことなのか、お伺いします。

○議長（秀村長利）

　文化課長。

○文化課長（坂口信治）

　昨年度、市に贈与された土地は接道している部分がございません。このため、劇場を利用しようとすると、どうしても今回購入しようとする土地に足を踏み入れなければなりません。そのため、劇場再開後の会場利用者の通路、演者の資材搬入のためのスペースなどとして利用していくため、今回購入をしようとするものです。なお、購入までの間は使用貸借契約を締結し、無償で利用できるよう所有者から配慮をしていただいております。

○議長（秀村長利）

　４番　奥山亮一議員。

○４番（奥山亮一）

　次に、旧ＮＰＯ法人から本市に無償譲渡されましたが、旧ＮＰＯ法人の意向としては、単に歴史的な建物、また国の登録有形文化財として見学できる施設にするのではなく、今までどおりイベント、演劇などを行うことであったのではないかというふうに思います。もしそうであるならば、希望に沿うように、耐震であるとか改修を行い、さらに安心安全に運営するために、無償か賃貸で行き来できるような交渉にはならなかったのかというふうに思いますが、いかがでしょうか。

　それと次に、進入路と駐車場の地権者もＮＰＯ法人なのかを伺います。

○議長（秀村長利）

　文化課長。

○文化課長（坂口信治）

　今回購入を予定しております土地はＮＰＯ法人嘉穂劇場の所有地ではございません。このため、今後、劇場運営に必要な周辺の土地につきましては、購入するものです。今回この土地につきましては、所有者が異なることから、無償の贈与ということではなく、購入ということで手続を進めております。

○議長（秀村長利）

　４番　奥山亮一議員。

○４番（奥山亮一）

　ということは、ＮＰＯ法人解散前は、地権者とＮＰＯ法人が賃貸契約をされていたということでしょうか。

○議長（秀村長利）

　文化課長。

○文化課長（坂口信治）

　ＮＰＯ法人嘉穂劇場が運営をされていたときには、ＮＰＯ法人嘉穂劇場と地権者とで賃貸契約を結び、借地料を支払っていたというふうに聞いております。

○議長（秀村長利）

　４番　奥山亮一議員。

○４番（奥山亮一）

　次に、私も何回かこの駐車場に車を停めたことがありますが、駐車場収納業務は地権者がされてたのか伺います。

○議長（秀村長利）

　文化課長。

○文化課長（坂口信治）

　駐車場料金の収納業務につきましては、ＮＰＯ法人嘉穂劇場と地権者と時間帯を分けて行われておりました。なお、地権者からはＮＰＯ法人嘉穂劇場に対し、業務代行に係る経費が支払われていたようでございます。

○議長（秀村長利）

　４番　奥山亮一議員。

○４番（奥山亮一）

　次に、先ほども述べましたが、無償賃貸契約が難しいということだろうというふうに推測しますが、どうしてもこの土地購入の必要がある理由について伺います。

○議長（秀村長利）

　文化課長。

○文化課長（坂口信治）

　先ほど答弁いたしましたとおり、昨年、ＮＰＯ法人嘉穂劇場より贈与を受けた土地は周辺道路との接道はございません。劇場本体だけでは全く運用ができず、劇場再開に当たっては、劇場利用者の通路や演者の資材搬入のためのスペースがどうしても必要となっております。これまで劇場を運営するに当たり必要であった土地は、今後も必要な土地であると考え、購入しようとするものでございます。

○議長（秀村長利）

　４番　奥山亮一議員。

○４番（奥山亮一）

　劇場本体では全く運用できないというところを無償で譲渡いただいていますけれども、当然、無償譲渡したらこれがついてきたというふうな内容になるのだろうというふうに思います。

　土地の購入については理解いたしましたが、次に土地を購入する場合、地権者による構造物の解体後に更地として購入をされるのかどうかを伺います。

○議長（秀村長利）

　文化課長。

○文化課長（坂口信治）

　構造物の解体は行わず、現状有姿での購入を予定しております。なお、現状有姿によっての購入となるため、解体費用を差し引いた額で予算を計上しております。

○議長（秀村長利）

　４番　奥山亮一議員。

○４番（奥山亮一）

　次に、具体的に伺っていきますが、購入予定地の面積はどのぐらいなのか、お伺いします。

○議長（秀村長利）

　暫時休憩いたします。

午後　２時３３分　休憩

午後　２時３３分　再開

○議長（秀村長利）

　本会議を再開いたします。文化課長。

○文化課長（坂口信治）

　今回、購入を予定しております全体の面積につきましては、２３７２．１７平方メートルとなっております。

○議長（秀村長利）

　４番　奥山亮一議員。

○４番（奥山亮一）

　次に、敷地内にある駐車場の屋根とか建物の構造物が相当古くなっているというふうに私も見た感じで思います。安全に利用できないのではないかというふうに思いますが、いつ頃建ったものなのか伺います。

○議長（秀村長利）

　文化課長。

○文化課長（坂口信治）

　現在、購入を予定する土地に建っております構造物は主に４軒あります。所有者に確認をしましたところ、まず、劇場正面の駐車場の屋根が昭和６３年、駐車場敷地内にある１階が駐車場、２階が居住スペースとなっている家屋が昭和５２年に建てられております。次に、劇場正面に向かって道路沿いにあります事務所棟は購入物件のため、建築年数は不明とのことでございますが、購入は昭和２９年に行われております。最後、１軒につきましては、昭和１０年頃に建てられた家屋に、平成８年に増築がされたとお聞きしております。

○議長（秀村長利）

　４番　奥山亮一議員。

○４番（奥山亮一）

　今聞きますとかなり古いというようなところが多くあるようです。一番新しい駐車場屋根でも３４年前、古いものに至っては９０年近くも前ということで、かなり経過をしております。これらの構造物はやはり継続して利用していくというのはかなり難しいものだろうというふうに思いますし、また今後、耐震診断が今回予算に入っておりますけれども、診断の調査委託もされており、大型の機械の設置や大型車両の出入りなどを考えると、構造物の解体後、購入しても遅くないのではないかなというふうに思いますが、いかがですか。

○議長（秀村長利）

　文化課長。

○文化課長（坂口信治）

　現在でも貸与されております建物につきましては、会議スペースなどとして活用していることから、当面は現状のまま維持し、今後、敷地及び構造物の全体的な活用の検討において、構造物の継続利用あるいは解体等について決定していく予定としております。

○議長（秀村長利）

　４番　奥山亮一議員。

○４番（奥山亮一）

　老婆心と言うのはおかしいですが、また二重三重の費用がかからないようにということで、何とか改修をしていただきたいというふうに思います。

　最後に、現在、四十五、六台駐車できるスペースが劇場の前にありますけれども、地権者の方が旧ＮＰＯ法人ではないために、今は有料ですけれども購入した後については、駐車場代は市の施設になりますので、劇場利用者の通路確保のための購入ということですので、無料になるのかどうか、お願いいたします。

○議長（秀村長利）

　文化課長。

○文化課長（坂口信治）

　劇場運営に際しては、駐車場が必要ではありますが、今の駐車スペースをそのまま駐車場として利用するのか、あるいは単に駐車場敷としてだけではなく、ほかの形で利用するのかなど、今後検討していきたいと考えております。そのため、駐車場代金の徴収の有無についても、現在のところは未定でございます。

○議長（秀村長利）

次に、１２番　江口　徹議員の質疑を許します。１２番　江口　徹議員。

○１２番（江口　徹）

　同じく「議案第５６号　令和４年度 飯塚市一般会計補正予算（第２号）」です。予算書１０ページ、２款、総務費、１項、総務管理費、１４目の諸費に、空家等対策事業費９６５０万円が組まれています。こちらの事業概要並びに費用内訳についてご案内ください。

○議長（秀村長利）

　経済対策推進室産学振興担当主幹。

○経済対策推進室産学振興担当主幹（大隈友加）

　本事業は、防災、防犯、衛生、景観などの問題により、安全安心で快適な居住環境等に影響を与えております空き家問題をデジタル技術を活用することで、解消するためのシステムの構築・運用に取り組むものでございます。具体的には、空家管理システムとして、飯塚市が保有しております３Ｄ都市モデルに、空き家情報を反映し、空き家を住む場所、働く場所として、価値の見える化を進めることで、空き家所有者の投資意欲を促進するとともに、空き家を活用したい方への情報提供のツールとして運用いたします。

また、ブロックチェーン技術を活用し、情報漏えいや不正、改ざんを防止しつつ、空き家情報を完全に流通させ、空き家を活用したい方と不動産事業者及び空き家所有者をマッチングする空家流通システムを構築いたします。この流通システムの運用におきまして、不動産事業者等と連携し、Ｕターン人材や都市圏企業に物件を紹介するなどで、飯塚市内の中古住宅市場の活性化と都市圏住民の移住、企業の誘致につなげてまいります。

本事業は、空家管理システムと空家流通システムとの連携により、空家流通プラットフォーム、いわゆるサービスを提供・運営するために必要な基盤システムの構築・運用に取り組むものでございます。事業費の内訳としましては、３Ｄ都市モデルを活用した空家等管理システムが７１００万円、空家等流通システムが２５００万円、空家管理システム、流通システムの構築に関する評価機関として、本年度立ち上げを予定しております空家等流通デジタル実装推進会議の委員謝礼金としまして５０万円を計上しております。

○議長（秀村長利）

　１２番　江口　徹議員。

○１２番（江口　徹）

　事業概要並びに費用内訳は分かりました。ただ９６５０万円、およそ１億円を使う案件であります。当然のことながら費用対効果が求められるわけですが、その点についてはどうなっているのか。どなたが個々の利益に対して負担して、何年ぐらいでこれを回収するのか、お聞かせいただけますか。

○議長（秀村長利）

　経済対策推進室産学振興担当主幹。

○経済対策推進室産学振興担当主幹（大隈友加）

　まず、事業の効果でございますが、初年度は不動産事業者の保有する空き家物件について、３０件程度を空家管理システムに反映し、空家流通システムを通して広く周知を図り、都市圏からの移住者３名、都市圏企業のオフィス誘致２件の成果を目指すこととしております。流通システムを構築し、不動産事業者、空き家所有者と空き家流通のネットワークを構築することができれば、閲覧や活用件数が増加すると考えております。

また、空家管理システムにおきましては、個人情報に配慮しつつ、空き家のエリア内、地域内の価値の見える化を図ることにより、空き家を活用した古民家再生や、イノベーション、いわゆる空き家管理ビジネスの活性化も期待できると考えております。

費用対効果ということで、本事業の財源につきましては、内閣府のデジタル田園都市国家構想推進交付金事業の採択を受けておりますことから、事業費９６５０万円の２分の１に当たる４８２５万円は、デジタル田園都市の交付金を充当いたします。また、内閣府からは、既に市町村に通知した新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を別枠で、残り地方負担分の４８２５万円のうち、８割に当たる３８６０万円について、臨時交付金が充当される予定となっております。したがいまして、市の単独費用は、事業費全体の１割に当たる９６５万円となります。

飯塚市が本事業を通して、デジタルを活用した空き家の解消に積極的に取り組むことで、中古住宅市場や、空き家管理ビジネス等において、民間活力を高めることができ、持続的な空き家解消の仕組みづくりにつながるものと考えております。

○議長（秀村長利）

　１２番　江口　徹議員。

○１２番（江口　徹）

　何年でペイするのかという答弁がなかったかと思います。委員会において詳細を詰めてください。併せてもう一問、ブロックチェーン関係で、今までいろいろな補助金であったりとか、やってきたわけですが、ブロックチェーン関係で今までに投資した金額、支出した金額としては幾らになるのか、ご案内いただけますか。

○議長（秀村長利）

　経済対策推進室産学振興担当主幹。

○経済対策推進室産学振興担当主幹（大隈友加）

　本市では、令和３年度からブロックチェーンに関する予算を計上しております。令和３年度１年間で総額２０３２万８１６５円を支出しております。

○議長（秀村長利）

　１２番　江口　徹議員。

○１２番（江口　徹）

　後は審査要望をさせていただきます。先ほども申しましたけれども、この空家等対策事業に関する費用対効果がはっきりといたしません。国の補助金が大きいとはいえ、飯塚市の負担としては、１割の９６５万円にとどまるとはいえ、国費を合わせて約１億円、９６５０万円を使う事業であります。それに見合うような効果があるものかどうか。実際に不動産の業界の方々のご意見等を含めてしっかりと審議していただきたいとお願いいたします。

○議長（秀村長利）

質疑を終結いたします。

「議案第５７号」については、質疑通告があっておりませんので、質疑を終結いたします。

「議案第５８号」について、最初に、１４番　上野伸五議員の質疑を許します。１４番　上野伸五議員。

○１４番（上野伸五）

　私の「議案第５８号」への質疑につきましては、時間がかかりそうでありますので、付託委員会への審査要望とさせていただきます。まず、新総合体育館の設置目的、次に、その規模などの概要について説明をしていただきたい。管理につきましては、指定管理者制度の導入を予定されているのであれば、指定されるのかどうか。もし、その予定をされているのであれば、導入の目的、指定範囲、そして選定スケジュール。使用料につきましては、金額を決める際の考え方の説明をいただきたい。また、現在の飯塚第１体育館と比較してどうなっているのか。また、相違点があるのならば説明を求めます。料金表の中に会員料金とございますが、この説明もお願いいたします。予約や使用方法について、現在と違いがあればお示しください。臨時売店についてございますが、これはどのようなことを想定されているのか教えてください。最後に、定期的な休館日が設定されておりませんが、施設のメンテナンスや従事される方への配慮はどのように考えておられるのか。以上でございますが、議長や、担当常任委員長のほうが、これは議案審議から逸脱していると判断される事項がございましたら、遠慮なく割愛をしてください。以上よろしくお願いいたします。

○議長（秀村長利）

次に、８番　川上直喜議員の質疑を許します。８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　「議案第５８号　飯塚市総合体育館条例」について、お尋ねします。入札が成立しない事態が何回も続くなど、落札に至るまでの経緯が極めて不自然なら、フミン酸などを理由に工事費を７億円も増やしたのも不自然、任意の事情聴取を誰が受けたのか、誰が受けていないかもまともに調査せず記録もなく、総事業費が５７億円まで膨れ上がったのに、各分野のスポーツ愛好家の要望を十分に聞かず、また、大規模災害時に避難所機能を果たす上で、立地が不適切な新体育館の管理と運営に関する条例についてです。指定管理者制度の利用料金制でということになっていますけれど、どういう特徴がありますか。

○議長（秀村長利）

　スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長（瀬尾善忠）

　指定管理者導入につきましては、導入の目的がございます。これは、まず第一に市民サービスの向上でございます。次に、経費削減となります。指定管理者は、民間事業者として蓄積したノウハウがあり、そこで生まれる企画や、アイデアを生かすことで多様化する住民ニーズに応えることが可能となり、新たなサービスの提供が可能と考えております。ここで新たなサービスで得られた対価については、指定管理者のほうで受けていただく。そのためにも、利用料金制を導入いたしまして、それぞれ得た収益については、指定管理者のほうで収益としていただくということを考えております。

○議長（秀村長利）

８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　指定管理者にもうかってもらおうという答弁を今されましたね。体育館というのは、事業を営む者がもうかるために造ったんですかね。それでは、あなた方がもうけさせたいと思っている指定管理者は、どこに頼むのですか。

○議長（秀村長利）

　スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長（瀬尾善忠）

　体育館につきましては、指定管理者が独自のアイデア、ノウハウを基に、得られた収益については指定管理者のほうで受けていただくということを想定しております。指定管理者の指定については、この条例の制定後、選定作業に入り、指定管理者の指定を１２月議会で予定いたしております。

○議長（秀村長利）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　先ほど、誰かの質問に片峯市長が、新体育館をオープンするのが楽しみだと答弁されましたね。この市役所からもうけさせてもらえる可能性がある指定管理者の候補になりたいという人たちも、片峯市長と同じように、わくわくしているでしょうね。私が聞いたのは、どういう分野で、どういう仕事をしている人たちに頼むのかということを聞いたわけです。スケジュールはもう分かったけれど。

○議長（秀村長利）

　スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長（瀬尾善忠）

　指定管理の選定につきましては、当然にスポーツのことをよく分かっている団体、そして当然に管理が十分にこなせる団体ということになります。

○議長（秀村長利）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　それは最終的には市長が任命する選定委員が、市民の目の届かないところで点数配分をして決めていくわけでしょう。そういうやり方をするわけですよ。違いますか。

○議長（秀村長利）

　スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長（瀬尾善忠）

　市で指定管理の選定をする際には、指定管理選定委員会を策定いたします。こちらのほうに、その業者から出された提案書を採点していただいて、優秀なその団体について指定をするということになります。

○議長（秀村長利）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　手を挙げたところが、１つの法人ないし、１つだった場合は、やはり審査してしまうんでしょう、１つでは駄目だと言わないんでしょう。

○議長（秀村長利）

　スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長（瀬尾善忠）

　１者でも選定をいたします。

○議長（秀村長利）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　飯塚市の新しい体育館のオープンは決まっています。日にちを決めます。それを管理運営する、もうかってもいいよということで、公募するわけでしょう。そのときに１者しか応募してこなかった場合は、圧倒的に応募した１者が有利でしょう。あなた方は、まさか市長が任命する選定委員会で、６０点以下の落第点をつけないでしょう。間に合わないから、オープンに。もうそのときには年間の、さっきのスポーツ大会とか何とかの企画もばあっと入っているでしょう。全部倒れていくでしょう。だからあなた方は、たった１つ、３者でもしかしたら話し合って、今回お宅がいってくださいというようなことになっても、飯塚市の選定委員会は落第点は絶対につけられないわけですよ。だから話し合って１者がいけば、競争とかなんとか言っていますけれど、絶対にその勢力が取れるようになっているわけですよ、仕組みとして。このことは、市民ならみんな分かっている、飯塚市みんな分かっている。分からないふりをしているのはあなた方だけだ。それで、そういうふうにして、何とかしようと思っている勢力が大規模災害が生じたときに、市民が行くようになっているわけですから、なかなか行きにくい場所ですよ。でも行くわけでしょう。そうしたら収益が上がらないでしょう。どうするんですか、このときは。

○議長（秀村長利）

　暫時休憩いたします。

午後　２時５６分　休憩

午後　２時５８分　再開

○議長（秀村長利）

　本会議を再開いたします。スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長（瀬尾善忠）

　災害時におきましては、新体育館が避難所になります。これが、通常避難所になるというのは、避難所はいろいろな施設がございますので、そこですぐにその補填をということは想定をいたしておりません。

○議長（秀村長利）

　市民協働部長。

○市民協働部長（久家勝行）

　すみません、当初の質問についてちょっとお答えさせていただきます。当初の利用料金制度は何のためにするのかというお話、質問を受けておりました。それにつきましては、これは自治法とか、本市の指定管理者制度導入のガイドラインとかそういうものにも明記しておりますが、指定管理者制度というのは、そもそも公の施設の設置目的を効果的に達成するために、実施する制度でございます。利用料金方式についてもこの効果的に利用料を徴収することができ、なおかつ市民の利便性も向上するという、そういう判断で実施を考えていくものでございまして何も業者の利益を優先するというような、業者の利益のために利用料金制度を実施するものではないということで、御承知をお願いいたします。

○議長（秀村長利）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　先ほどの答弁と何か矛盾がありますか、部長の答弁は。

○議長（秀村長利）

　市民協働部長。

○市民協働部長（久家勝行）

　基本的には矛盾というよりも、私のほうが今答弁したのは、質問者が違ったような形で、もし捉えられていたらいけないと思いまして、再度答弁したということでございます。

○議長（秀村長利）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　平成１２年から承知していますので、さっきの課長の答弁で大丈夫です。あなたはその前の原理原則をおっしゃっていただいたので、それをありがとうと申し上げたい。

それで、避難所のときの補填は、今は考えていないと。公募のときの提案を求める中には必ずそれが入ってきますよね。それを今答弁しないというのは、隠しているからなんですよ。なぜ答弁しないのかというところは、さっき久家部長は、あえて市長が待ったをかけたから、慌てて話をしているのと根底的につながるものがあるのではないかと心配するわけですよ。それで条例案は、片峯市長、条例案はそもそも法がそうですけれども、指定管理者制度にしなさいとは書いていない、できると書いているわけですよ。市長、そうなっていませんか。

○議長（秀村長利）

　スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長（瀬尾善忠）

　することができると記しております。

○議長（秀村長利）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　そうすれば、新体育館に指定管理者制度を導入することのデメリットは必ずあります。ないわけがないでしょう。だからあなた方は、こういうデメリットが考えられるのだけれど、これが顕在化しないように、市民が大きな負担、あるいは公的施設の管理運営に瑕疵が出ないようにしなくてはならないというふうに、考えて検討しているはずなんですよ。それで私が今から４点、こうしたことを検討したか、お聞きします。

１つは、指定管理者が市役所に代わって、公の施設を運営するので、市役所は時間がたったら、これは自分が責任を負わないといけない施設だったかなと、そういう意識が弱くなってしまうのではないかと。職員もどんどん変わっていく。毎回、指定管理者はどうしますかで選んでいく、３年か５年かで。そうなってくると、飯塚市役所の体育館というのは市立体育館だったかなということになっていかないかという、ノウハウも分からなくなるし、そういったことについては検討しましたか。

○議長（秀村長利）

　スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長（瀬尾善忠）

　指定管理者導入の際のデメリットとして、まず一番に挙げられるのが、今議員がおっしゃられた自治体が運営の意識を持ちにくくなる可能性、それと自治体が管理運営するスキルをなくしていく、少なくなっていくという可能性がございます。これについてはこれまでも十分、スポーツ施設は指定管理者に、これもなっておりますので、その検討については行っております。ただ、そうならないように自治体は運営意識を持ち、指定管理者をチェックする、定期的にチェックをしていくということが重要かと考えております。

○議長（秀村長利）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　問題意識を持ったけれど考えていないという答弁に聞こえました。既に企業局水道事業なんかでは、もう承知のとおりなんですよ。もう市役所はノウハウが分からなくなってくる。退職したら、委託業者のところに雇ってもらうと。政治家だって、じゃあ俺もというふうに思うかもしれないですよ、民間企業だから。

○議長（秀村長利）

　川上議員、議案のほうにお戻りください。８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　それで２点目は、その体育館を使う利用者と市役所の担当が日々顔を合わせるわけではないでしょう。目の前にいるのは、そのお金をもうけることができる、それは指定管理者だから。そうすると利用者の要望が、利用していない人もいるかもしれないけれど、要望が指定管理者を通じて市役所に届きにくくなるか、あるいは指定管理者に不都合なことは届かないということがないか。いっぱい今、指定管理を出していますからね。検討されていると思うのだけれど、体育館ですからね。災害時のこともあるけれど、けがとか、命に関わるようなことも起こり得るわけですよ。こんな小さなことでと思うかもしれないけれど。それといろいろ要望がある。あるいは指定管理者の接遇に対する意見とか、指定管理者に直接言えないでしょう。言っても届かないですよ。そういうことについては、何か検討はしましたか。

○議長（秀村長利）

　スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長（瀬尾善忠）

　確かに指定管理者を出した際、市の職員と直接の利用者が、顔を合わせる場面というのは少なくなります。ただそれを補うために、アンケート調査を各施設で現在も行っております。この新体育館においても、そういうことは行う予定でございます。それが一点。それと、今の問題提起についてですけれども、それがなかなか声が通りにくくなるということをなくすために、定期的な指定管理者と行政での協議を行うようにしております。それによって間接的ではございますが、その声が届きにくくなる、そのタイムラグをなくすということで、検討というか、今実際に行っているところでございます。

○議長（秀村長利）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　それが信用されないのは、例えば上下水道事業経営審議会、市長の諮問機関を、完全非公開を企業局が提案して、市長がそれを容認しているんだから。それから市立病院管理運営協議会でも、傍聴者を追い出した後に人事を扱ったりしているでしょう。そういうことをする片峯施政の下で、課長が言われたようなことが本当にできるのかという心配しているわけですよ。

それから３点目は、利益を確保しなくてはなりませんから、その株式会社は。指定管理者になる株式会社は、株式会社だから、そうしたら経費をどう削減するのか。これはもうしょうがないですよ、株式会社だから、当然。利益をどう確保しようかと。そうしたらオープン前に―――。

○議長（秀村長利）

　株式会社とはまだ決まっていないです。株式会社とは決まっていないです。

（　発言する者あり　）

どこか、全く決まっていないでしょう。

（　発言する者あり　）

　いや、仮定の話をされているから。８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　それでそういう人たちは、請け負ってからこういうことをしていきますよ。それとサービスの低下につながっていかないかと。働いている人たちの処遇だって問題が生じるのではないですか。とにかく受ける前に移動観覧席とか、もうもらえる物はいっぱいもらっておこうというようなことで、今回の財産の取得なんかも出ているんだったら大変なことですよ。その勢力が手を挙げてくるのだから。ほかに出てくるなとなだめて、後でどうにかするからねとかいう話に仮になってですよ、１者で出てきたら、この体育館は飯塚市立体育館ですか。その勢力の体育館ではないんですか。だから、こういう危険はないのかということをあなた方は検討したのか、ちょっとお尋ねします。

○議長（秀村長利）

　スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長（瀬尾善忠）

　まず、今質問議員がおっしゃられた問いといたしまして、一つがサービスの低下があるのではないかということについて、これについては、まず株式会社ということを言われましたが、そういうことは一切決まっておりませんが、サービスの低下に対しましては、まず先ほど言いましたように、定期的な行政と指定管理者の協議を行います。その中で、今何をやっているか、今後どうするかということを協議いたします。それと、サービスを低下させるというところの、サービスという基準を考えたときに、まず提案書が指定管理者から最初に出されます。その提案にのっとって管理運営をしていただくことになりますので、ここは一つの基準と考えております。これを守っていただくということが必要ですので、それを守っていただければサービスの低下には当たらないというふうに考えております。

○議長（秀村長利）

　市民協働部長。

○市民協働部長（久家勝行）

　先ほどその前の点とも関連しますけれども、市民の方の苦情処理をどうするのかというようなこと、それから今回のサービス低下をどうするのかということなんでございますが、これは今回の体育館のみにかかわらず、指定管理者制度については市のほうとして、そういったところを、指定管理者がきちんとやっているかどうかという形を評価するための評価委員会というのを設置しております。この評価委員会の中で、先ほど質疑をされました議員さんが言われるようなところについては、外部の委員さんがチェックして、評価して、ランクづけをし、そして、改善点とかそういったものをきちんと整理されます。これについては、公表もされているということでございます。

それから１点目のところですけれども、体育館を指定管理者にすることによって、市職員の意識が、体育館に対する意識が変わってくるのではないかというご質問ですけれども、今回、本市が指定管理者にする大きな目的というのは、この新体育館というのがもちろん大きなところとしては、市民のスポーツ振興ということでございますが、新体育館というスポーツツーリズムの拠点施設であるということ、そして今後、各種競技大会、九州大会、全国大会とか、それから商業スポーツ、そういったものについて誘致をしていくというようなことを考えたときに、なかなかやはり、いろいろな競技の知識が必要になること、それからいろいろなスポーツ関係者との人脈が必要になるというようなことを考えたときに、どうしても定期人事異動があるような市役所職員での対応が厳しい。専門的な知識を持っている民間の団体に、ここの運営をお願いすることこそ、今度の新体育館の能力がより高められるのではないかということで、指定管理者制度ができるというふうにしています。このできるというのは、なぜできるというふうにしているかというと、指定管理者は議会の議決が必要だからできるというような規定になっております。そういうことで、あくまでもそういう目的でやるわけでございまして、職員が新体育館に対する意識が低下するというようなことは全くございません。

○議長（秀村長利）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　できる規定は、議会に議案を出すからできる規定にしているのですか。部長、そういうことなのですか、これは。

○議長（秀村長利）

　市民協働部長。

○市民協働部長（久家勝行）

　申し訳ございません。できる規定は、どちらでもいいと。当然、指定管理者にしてもいいし、しなくてもいいというようなところで、できる規定にしているということでございます。

○議長（秀村長利）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　変なところで議会を引っ張り出さないでくださいよ。関係がないでしょう。それで市職員は定期的に異動するから、民間に任せたほうがいい。その論理はないでしょう。責任のある人事をやってくださいよ、そうしたら。１年後ごとに課長を動かすような人事するから、防災もきちんと回らないではないですか。アップしたんですか、だいたい水防計画書は。

それから、４点目は、指定期間の終了を迎えるでしょう。そうしたらノウハウは、その株式会社、その指定管理者に蓄積するわけですよ、３年なり４年なり。市役所には蓄積していない、その会社だけ蓄積していくんです、いろいろなノウハウが。事業でこうすれば喜ばれる、こうすればもうかる、こうすれば節約できるというのは、全部そこに集中するわけ。そうしたら、５年たってまたやりましょうというときに、じゃあ私がというところは出にくいですよ。しかも地元のいろいろな政治勢力と癒着が始まっていたとすれば、なお難しいですよ。そうしたら、そういうことで絶対許さないと、これは総合体育館という名前の大規模貸し館ではないのだから、民間の。体育館として、大体何で総合とついているんですか。だからそういった角度でチェックしたか、お尋ねします。

○議長（秀村長利）

　スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長（瀬尾善忠）

　確かに指定管理者、その施設を指定管理者にするに当たって５年を経過する、その後の更新になったときに、その指定管理者はその施設のノウハウであったりというのを蓄積しているというのは、まさしくそのとおりと思います。ただし、そこにいろいろな競争相手がいれば、また違うところのノウハウというのもあって、そういうところでしのぎあってやっていただければというのが指定管理者の本質かと思っております。

○議長（秀村長利）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　かなりかみ合いましたね。今の話からいけば、直営でやることを拒否する理由はないんですね。今の話を聞いていたら、３０年指定管理の起案をつくりそうだね。市役所がきちんと直営で責任を持っていくという考え方、これは検討したでしょう。検討していないか、したかをちょっとお聞かせください。

○議長（秀村長利）

　市民協働部長。

○市民協働部長（久家勝行）

　先ほども答弁いたしましたけれど、新体育館の基本的な機能というのは、新体育館の基本計画の中でも位置づけられていることでございますので、そういう中でいうと、先ほど答弁しましたように大会とか、そういうことが開催できるノウハウとか、それともう一つは今、ニュースポーツも含めて、いろいろなスポーツ種目が増えてきている中で、やはりスポーツ知識を持っている専門職員を配置するというようなことが必要ということでございますので、そういった中でいうと、今の段階ですけれど、まだ指定管理するかどうかというのは、はっきりしているわけではございませんが、指定管理も視野に入れたところの、指定管理ができるというような形での条例の提案をしているということです。

○議長（秀村長利）

質疑を終結いたします。暫時休憩いたします。

午後　３時２０分　休憩

午後　３時３３分　再開

○議長（秀村長利）

　本会議を再開いたします。会議時間を午後５時まで延長いたします。

「議案第５９号」について、８番　川上直喜議員の質疑を許します。８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　「議案第５９号　飯塚市特別用途地区建築条例の一部を改正する条例」についてです。今回の条例改正の意義についてお尋ねします。

○議長（秀村長利）

　都市計画課長。

○都市計画課長（城戸健児）

　市内６か所に点在する商業系用途地域につきまして、現在の土地利用状況や今後の土地利用方針に合わせた建築物の用途制限を行い、商業・業務等多様な都市機能を中心拠点へ集積させることによりコンパクトなまちづくりの実現を図るための改正となります。

○議長（秀村長利）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　そのコンパクトというのが、国が言うコンパクトなまちづくりであると、切り捨てられる方が出てくる危険性があるので、それはちょっと心配ですけれど、そういった点でいえば、今度、市民意見を聴いていると思うけれども、どのように聴いたか、お尋ねします。

○議長（秀村長利）

　都市計画課長。

○都市計画課長（城戸健児）

　市民説明会を昨年、令和３年６月２８日から７月２９日までの約１か月間、市内全地区の１３会場にて実施しております。説明会開催に当たりまして、事前予約の申込みやマスクの着用、手指消毒、換気等、感染防止対策を講じた上で実施いたしました。また、会場での説明のほか、ホームページ上にも資料を掲載し、意見募集を行い、市民説明会等での意見に対する回答をホームページにて掲載しております。

また、地権者説明会につきましては、令和３年９月２４日から令和３年１０月８日までの期間において、新型コロナウイルス感染拡大防止を考慮し、ホームページ上にて掲載することと併せ、本庁、各支所、各交流センターにおきまして説明会資料を配布し、意見聴取を行いました。都市計画案の原案の縦覧につきましては、令和３年１０月２２日から１１月５日までの２週間行い、意見書の提出期間を令和３年１１月６日から１１月１２日の１週間としておりましたが、申出期間中に意見書の提出がなかったため、公聴会については開催しておりません。また、都市計画案の縦覧につきましても、令和４年２月８日から２月２２日までの２週間行いましたが、意見書の提出はございませんでした。都市計画決定に関する事項となりますので、学識経験者及び団体代表、市議会議員、関係行政機関の職員、地域住民の代表で構成されております飯塚市都市計画審議会において調査、審議を行っております。令和３年３月３０日、令和３年７月２日及び１１月２４日の審議会にて報告を行い、令和４年２月２８日開催の飯塚市都市計画審議会にて付議を行い、原案のとおり承認を受けております。

○議長（秀村長利）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　今回の場合は、地権に関わることがあったので、個人の権利に直接関わるようなことがあったのですけれど、都市計画審議会では、そういうことを理由に完全非公開で行こうとか、上下水道経営審議会みたいなことはしなかったわけですか。

○議長（秀村長利）

　都市計画課長。

○都市計画課長（城戸健児）

　都市計画審議会等につきましては、所定の手続を踏んで開催しております。

○議長（秀村長利）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　手続を取らなくても、最初から公開となっているわけですね。情報公開条例第１６条でも保証されている。それで、市民意見の主なもの、全部言うわけにいかないと思いますけれど、どういったものがあって、どう対応したのか、お尋ねします。

○議長（秀村長利）

　都市計画課長。

○都市計画課長（城戸健児）

　代表的な質問としまして、今回の用途地域の見直しにより、資産価値が下がるのではないかといったような質問がございました。そのため、今回、特別用途地区の指定を行います市内２か所を例とし、実際に鑑定評価を行いましたところ、用途地域を変更することのみで大幅な価格の変動はないということでございました。そのような市民説明会での意見及び鑑定結果を含め、意見・回答をホームページ上で掲載しております。また、地権者説明会に関しましては、７件ほどの意見提出がございましたが、その７名の方には、全員に対し個別に説明を行っているところでございます。

○議長（秀村長利）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　説明会を開いて説得するというようなことではないんですね、今のお話だと。資産価値が下がるのではないかと言われたら、そうであるかどうか実際に調べてくれたと。現実には、こういうことなんですというふうにするわけでしょう。私は、市民の意見の聞き方というのは、それはそれで大事なことではないかなと。聞いて、出る、そうではないんですよ、我慢してくださいっていう自分の都合だけを、飯塚市が水道料値上げのときみたいに、というふうにとらなかったのはすばらしいなと。議案に賛成するかは分かりませんよ。それからなぜ１３か所でやったのかをお尋ねします。

○議長（秀村長利）

　都市計画課長。

○都市計画課長（城戸健児）

　今回の市民説明会に関しましては、今回の用途地域の変更だけではなく、都市計画マスタープラン、緑の基本計画等につきましても併せて説明を行いましたことから、市内全地区での説明会を開催しております。また、都市計画法第１６条第１項におきましては、都市計画の案を作成しようとする場合において、必要があると認めるときは、住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとされております。また同条第２項では、都市計画等の案は、土地の所有者等の意見を求めて作成するものとされておりますことから、コロナ禍ではありましたが、可能な限り意見聴取に努めたところでございます。

○議長（秀村長利）

質疑を終結いたします。

「議案第６０号」について、８番　川上直喜議員の質疑を許します。８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　「議案第６０号」、市立病院に救急科を設置するということなんですね。どういう経過をたどって議案上程まできたのか、お尋ねします。

○議長（秀村長利）

　企業管理課長。

○企業管理課長（松本日出登）

　市立病院におきましては、２次救急医療機関として救急医療を提供しており、地域の中核的病院として救急医療を強化していくために、日頃より医師確保に向けた、関係大学との協議を行っているところでございました。このような動きの中で、令和４年４月からの救急専門医について招聘の見込みが立ったとの報告を受けました。４月１日より救急部を立ち上げ、専属の部署による救急対応が拡充され、救急搬送の受入れが増加しているところでございます。救急科の標榜につきましては、令和４年４月２６日に指定管理者により、企業管理課へ書面提出がなされ、市としても広く周知することで、さらなる救急医療体制の強化を図ることができるものと考えまして、本案を提出したところでございます。

○議長（秀村長利）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　１次医療機関、２次なんですけれど、それから３次医療機関、飯塚病院もあります。こういう地域医療構想全体の中で、市立病院が救急科を設置する、地域医療全体の中での意義としては、どういったものがありますか。

○議長（秀村長利）

　企業管理課長。

○企業管理課長（松本日出登）

　救急医療の体制については、従来は当番制による外来勤務等の内科系と外科系の医師を必要に応じて救急対応を行う体制としておりましたが、令和４年４月より救急専門医を招聘して、当該救急医療の専門医のほか、専従の看護師を配置した救急部を組織して、救急医療体制の整備強化を図っております。

○議長（秀村長利）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　地域医療全体の中で、救急医療がどのように、市立病院が救急科を設置することによって下支えを分厚くできるのかということについて、経済建設委員会で十分に審査していただきたいと思います。それから、このことによって、医療スタッフに新たな負担が生じるのではないかというふうに思うわけですね、コロナ禍ということもありますし。それで必要な財政措置があると思うんだけれど、どういう手だてがありましたか。国、県、市、それぞれあろうと思うんだけれど、お尋ねします。

○議長（秀村長利）

　企業管理課長。

○企業管理課長（松本日出登）

　市立病院としましては、利用料金制を採用した指定管理による運営を行っており、本市としては、市立病院の交付税措置分を交付金として交付するほか、特段の財政措置は行っておりません。

○議長（秀村長利）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　ところで厚生労働省は、全国の公立病院・公的病院の統廃合再編計画を出して、最近、批判を浴びて一部修正しているようですけれども、飯塚市立病院が対象になっていること自体は外れていないんですね。このこととの関係は何か交通整理していますか。救急科をつくることが、あるいは感染症病棟をつくることが、国の厚生労働省の名指しの攻撃を跳ね返す力になるんだとか、そんなことを考えていますか。

○議長（秀村長利）

　企業管理課長。

○企業管理課長（松本日出登）

　市立病院につきましては、地域の中核的病院として、また公立病院として、現在もコロナウイルス感染症の対応に従事しているところでございます。国においてもコロナ対応で公立病院の果たすべき重要性が認識され、病院再編については、病床の削減や統廃合ありきではなく、地域の実情を踏まえ、地域の中で病院が担う役割分担と連携強化に主眼を置くことに見直されているところでございます。

市立病院としましては、コロナウイルス感染症については、引き続き福岡県の要請に迅速に対応するとともに、地域の２次救急医療機関として、市民の方が安心して救急医療を受けることができるように、救急医療体制の強化に努め、その役割を果たしてまいりたいと考えております。

○議長（秀村長利）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　最後に一言。片峯市長、飯塚市立病院は、ダウンサイジングも含めて、再編統合の対象などと考えずに絶対外してくれというのを、市議会のほうは既に意見書を上げているので、片峯市長のほうも頑張ってもらって、市立病院を残すと、充実していくと、地域医療のために。そういうふうに頑張ってもらいたいと思います。

○議長（秀村長利）

質疑を終結いたします。

「議案第６１号」について、最初に、１３番　小幡俊之議員の質疑を許します。１３番　小幡俊之議員。

○１３番（小幡俊之）

　「議案第６１号」ですね。「財産の取得（移動式観覧席）」についてちょっと何点かお尋ねいたします。令和２年だったと思いますけれども、新体育館の建設工事の入札が行われまして、所管の委員会でも、入札制度でいろいろと質疑、質問したんですけれどね。この「議案第６１号」の議案が上がってくるまで、私はこの移動式観覧席が、建築本体工事に入っていたものと、私の勉強不足でしょう、そう思っていたんですよ。建築の入札から２年たって、２年後に私から言わせれば、ぽつんと上がってきたんですけれども、なぜこの移動式観覧席が当初の建築本体工事に含まれていたのに、別途工事で発注されたのかについてちょっとお尋ねしたいので、まずは令和２年の新体育館の建設工事における、たしか１回目、２回目、３回目で落札しましたよね。１回目、２回目、３回目のそれぞれの入札日と当時の建設予定価格をご案内ください。

○議長（秀村長利）

　スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長（瀬尾善忠）

　新体育館建設工事につきましては、当時３回の入札を実施しております。１回目の入札は予定価格が２８億４８７７万４５００円で実施をいたしましたけれども、実勢価格と刊行物の乖離があり入札不調となっております。２回目の入札は、本体工事から外構工事と１階に設置する固定及び移動式観覧席設置工事を外しまして、予定価格２８億４７３１万１５００円で実施をしましたが、こちらも入札不調となりました。３回目の入札につきましては、再度資材価格等を直近の単価に見直し、当初予定より工期が短くなることから、２回目で外した外構工事と１階に設置いたします固定の観覧席等の工事を元に戻しまして、予定価格３０億６２０７万１１００円で実施をし、成立いたしております。したがいまして、３回目の入札では、今回予定をしております備品として購入予定の移動式観覧席を外した状態となっておりました。

○議長（秀村長利）

　１３番　小幡俊之議員。

○１３番（小幡俊之）

　詳しい説明を初めて聞いたんですよ。言われていたのかもしれませんけれどね。まず１回目の２８億４千万円でしょう。これはちょっと答弁漏れだけれど、１月にあったんですよね。２ＪＶが入りましたよね、間違いないね。その２ＪＶが予算が合わないということで不調になりました。次、２月だったかな、２回目の入札を行いました。そのときも基本的には不調になったのだけれど、今おっしゃった外構と固定式観覧席と移動式観覧席を外したんですね。この外構、固定式観覧席、移動式観覧席、３つの工種を外したにもかかわらず、１回目と２回目はほぼ同額でしょう。ということは数億円分が工事範囲から、請負業者側からすれば、身軽になって同額で入札したと。ここは３ＪＶで入札して、２ＪＶが辞退されたもので、１者ＪＶでは入札にならないという理由で不調になりましたね。３回目、これ５月でしたか。ちょっと月は間違っているかもしれませんけれども、今説明がありましたとおり、外構工事と固定式の観覧席をまた戻して、理由は工期が短くなったということで、今度３０億６千万円になったわけでしょう。今、説明どおり移動式観覧席は約８千万円弱ですよね。これを加えたら、１回目の入札のときの２８億４千万円から、３回目の入札は同じ建物を建てるのに、同じ中身を建てるのに、２８億４千万円がいつの間にか３０億６千万円になる。なぜ、質問ですね、３回目、外構と固定式は戻しましたと、観覧席のない体育館なんかあり得ませんから、もちろん固定式は戻すのでしょうけれど、なぜここで移動式だけ外したのですか。移動式を外したその理由を教えてください。

○議長（秀村長利）

　スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長（瀬尾善忠）

　当初の考えは、建物に付随する観覧席として１階の移動観覧席も工事に含めておりました。設計の見直しの中で、建物に固定するものではありませんので、今回、購入予定の移動観覧席については、建物に固定していないものですので、備品として捉え、移動式観覧席は本体工事に含めないことにしたものでございます。

○議長（秀村長利）

　１３番　小幡俊之議員。

○１３番（小幡俊之）

　固定式ではないというのは分かるんですよ、移動式だからね。これは、そもそも設計事務所が本体工事の中に決定していたんでしょう。移動式でも壁の中に収納しなければいけないので、そのものが、スケールがはっきりとしておかないと設計できないではないですか、倉庫の大きさ等のね。何百席かも設計されていたんでしょう。これを備品としてなぜ外したのということを聞いているんですよ、もともと入っていたんでしょう。そもそも外さずに、第１回目の予定どおり、戻すことができたのではないですか。なぜ戻さなかったのか、分かりますか。

○議長（秀村長利）

　スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長（瀬尾善忠）

　３回目の入札に当たって、設計の中の様々な部分について見直しを行いました。その中で、今回購入予定の移動観覧席につきましては、先ほども申しましたけれども、建物にくっついているものではないということで、備品ということで見直しを行ったところでございます。

○議長（秀村長利）

　１３番　小幡俊之議員。

○１３番（小幡俊之）

　それは聞きましたよ。なぜ、外さければいけない理由が、何ですかと聞いているんですよ。備品は備品ですよ、最初から。では、逆に聞けば、なぜ１回目のときに入っていたんですか。それは、なぜ入れていたか分かりますか。

○議長（秀村長利）

　スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長（瀬尾善忠）

　当初、基本設計、実施設計を行う中で、観覧席については、トータルで３千席を目標といたしておりました。その中で、固定の観覧席、移動の観覧席というのを選定する中で、設計を行ったものでございます。そのため、一体の、一つの設計として当初考えておりましたので、工事で当初は設計をしたところでございます。

○議長（秀村長利）

　１３番　小幡俊之議員。

○１３番（小幡俊之）

　設計は分かるんですけれどね。要は、１回目が２８億４千万円でしょう。このとき不調になりましたよね。入札予定の業者と市の担当が、執行部も含めて話し合ったんですよ。何が駄目で不調になったのか。資材高騰等もあって予算が合わないと、３億円合わないということだったんですね。これは委員会でもちゃんと尋ねていますからね。３億円足りないけれど、２回目に２億５千万円減額して発注したんですよ。それでも不調になった。３回目、この移動式だけ外せば、３億円戻ってくるんですよ。当初の１回目と３回目の差額、１回目が２億８４００万円ですよ、３回目が３億円以上になっている。結局、予算が合わない分を調整しながら、予算が合うようにして発注したのではないかなと、かなですよ。というところから、今日初めて、その移動式の観覧席が外れた理由は、はっきりしませんけれど、外れたのは事実だね。これは、今回備品として発注されたのですか。５月１９日に入札が行われていますね。この入札の経緯をちょっと教えてください。どういった入札を行ったか。

○議長（秀村長利）

　スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長（瀬尾善忠）

　本年４月、年度に入りまして、２事業者に参考見積りの依頼を行い、見積りをいただいております。その後、執行伺いを、こういう備品を買いますという決裁を受けまして、その後４月２８日に指名業者への入札関係書類の配付を行っております。その後、５月１９日に入札を行いまして落札者が決定し、５月２０日に仮契約を結んでいるところでございます。

○議長（秀村長利）

　１３番　小幡俊之議員。

○１３番（小幡俊之）

　２業者から見積りをとった。これはメーカーからという表現なんですかね。

○議長（秀村長利）

　スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長（瀬尾善忠）

　メーカーではなく、指名業者からいただいております。

○議長（秀村長利）

　１３番　小幡俊之議員。

○１３番（小幡俊之）

　備品の入札に参加できる業者さん２者から仮見積りを取ったということですね。それで初めて予算を組んだのか。それとも設計の段階から想定されていたんですか。その点は分かりますか。

○議長（秀村長利）

　スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長（瀬尾善忠）

　予算につきましては、今回定価の８割で予算を組んでおりました。

○議長（秀村長利）

　１３番　小幡俊之議員。

○１３番（小幡俊之）

　当初から定価の８割。定価の８割ということは、定価があるメーカー品ですね。それをわざわざ業者から、２者から取ったわけ。これは他メーカー、固定のメーカー、どちらですか。

○議長（秀村長利）

　スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長（瀬尾善忠）

　予算作成においては、そのメーカーの定価の８割を予算額ということで想定しておりました。今回、４月に入った段階で、参考見積りということで、市内業者にそれぞれ、そのメーカーの品についての見積りをいただいたところでございます。

○議長（秀村長利）

　１３番　小幡俊之議員。

○１３番（小幡俊之）

　もう一度確認しますね。メーカーの８割の予算だったんでしょう。２業者から見積りを取ったのは、同じメーカーから同じメーカーのものを、２業者で取ったのですか。

○議長（秀村長利）

　スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長（瀬尾善忠）

　すみません、仕様書に基づいて２者から、その参考見積りをいただきました。

○議長（秀村長利）

　１３番　小幡俊之議員。

○１３番（小幡俊之）

　この仕様書をちょっと案内してください。これは通常、工事の請負契約等だったら、少なかれ議案として出てきたら、落札業者は書いてありますけれど、入札参加のメンバーとか、工事の平面図とか立面図とか明細が出てくるではないですか。これは今回、「議案第６１号」のどこかにあるかどうかは知りませんけれど、仕様書もなければ、図面もなければ、どういったものなのか、分からないんですね。今、ちょっと説明できる範囲で結構ですから、説明してください。

○議長（秀村長利）

　スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長（瀬尾善忠）

　まず、今回購入予定の移動観覧席でございますが、ユニット数が６ユニットございます。１つのユニットが８４席確保できますので、総席数が５０４席となります。設置時の段数といたしましては７段、１列が１２席ございまして、それが７段あるのが１つのユニットとして、これが６ユニットあります。アリーナ内を移動させる際は、普段は倉庫の中に収納いたしまして、専用の台車で設置したい場所、任意の場所に移動させるというものでございます。

○議長（秀村長利）

　１３番　小幡俊之議員。

○１３番（小幡俊之）

　想像の世界でざっと分かります。移動式観覧席も電動式があれば半電動式、完全手動式とか、いろいろありますけれども、そういった図面的なものがあれば委員会に提出されませんか。できましたら、協働環境委員会ですか、所管の委員会に資料要求されて、どういったものかだけでも見ないと、入札がありました、金額はこれですといっても約８千万円近くのやつですからね。ぜひ、資料要求をしてください。

それでちょっと戻りますが、メーカーの８割を、地元の業者さん２業者に見積りを出していただいたと。５月１９日に入札がありましたね。４月２８日には公告、こんな品物ということを、入札される方に示したのでしょう。これは物品の入札、どこの物品業者で、業種的にはどこで入札されたんですか、お願いします。

○議長（秀村長利）

　契約課長。

○契約課長（山本直樹）

　この移動式観覧席につきましては、業種につきましては、椅子という分類でございまして、事務用品の指名業者の中の事務用の家具類という登録のある業者さんに指名をしております。

○議長（秀村長利）

　１３番　小幡俊之議員。

○１３番（小幡俊之）

　事務用家具ということは、事務用品の業種のほうに指名したということですか。それをちょっと確認します。

○議長（秀村長利）

　契約課長。

○契約課長（山本直樹）

　そのとおりでございます。

○議長（秀村長利）

　１３番　小幡俊之議員。

○１３番（小幡俊之）

　事務用品は、飯塚市の指名業者２９者おられますよね。今回、１３者が指名されていますね。２９者中１３者を指名した、これは指名競争入札ですから、市のほうで指名されたんでしょう。２９者中から１３者を指名した理由を教えてください。

○議長（秀村長利）

　契約課長。

○契約課長（山本直樹）

　事務用品の登録業者がおりますけれども、その中で事務用家具類の取扱いのある業者ということで、それぞれ品物ごとに登録をいただいております。また、物品の指名業者の登録につきましては、３業種まで登録は可能としておりまして、その中で、事務用家具類で、市内第１希望業者ということで、この該当する１３者を全者指名しているところでございます。

○議長（秀村長利）

　１３番　小幡俊之議員。

○１３番（小幡俊之）

　２９者中から１３者を選んだ、指名した理由は今、事務用家具を取り扱っている業者を１３者選んだと、それで指名して入札したということですね。あれは事務用家具なんですか、移動式観覧席。その見解をちょっと教えて。

○議長（秀村長利）

　契約課長。

○契約課長（山本直樹）

　本市におきまして、今回の移動式観覧席のような大きな物の過去の発注の実績はございませんので、今回が初めての発注でございました。本市の物品の業種につきましては、大きく１８業種に分かれておりますが、その中で、過去、例えばその事務室で使用する椅子、それから例えば交流センターや学校の体育館などで使うような椅子類につきましては、過去、全て事務用家具類において登録ある業者を指名しておりましたので、今回につきましても、同様の椅子の発注ということで、事務用家具類に登録がある市内第１希望業者を指名することといたしております。

○議長（秀村長利）

　１３番　小幡俊之議員。

○１３番（小幡俊之）

　ちょっと説明に無理があると思うね。これは事務用家具ではないから、そもそも建築工事に入っていたんですよ、これ。下手に抜くものだから、事務用品の業者を選んで事務用家具とか、ちょっとこれは納得いかない。まあ事務用家具としましょう。１３者指名しましたね。入札結果は１０者が辞退されております。この１０者の辞退理由等は確認されましたか。

○議長（秀村長利）

　契約課長。

○契約課長（山本直樹）

　辞退された業者さんの辞退理由につきましては、大きく２つでございました。期限までに納品ができないという理由、２つ目が商品の取扱いがないという理由でございます。

○議長（秀村長利）

　１３番　小幡俊之議員。

○１３番（小幡俊之）

　それは１０者全員に聞いたのか、それとも数者。今の答えは、２つ言われましたね、辞退理由。全員が同じ考えだったのですか。

○議長（秀村長利）

　契約課長。

○契約課長（山本直樹）

　入札を辞退する場合につきましては、業者から辞退届が提出されますので、その辞退届に記載されている理由を申しました。

○議長（秀村長利）

　１３番　小幡俊之議員。

○１３番（小幡俊之）

　そうですね、辞退届を出さなければいけないとなっていますのでね。１３者中１０者が辞退されて、理由はそれぞれあるんでしょう。３者が残りましたよね。建築は１者入札は駄目だけれど、この物品は１者でも２者でも３者でもいいんですか。その点を教えてください。

○議長（秀村長利）

　契約課長。

○契約課長（山本直樹）

　物品につきましては、１者では成立しないという規定は設けておりません。

○議長（秀村長利）

　１３番　小幡俊之議員。

○１３番（小幡俊之）

　設けていないということは１者でも、随契でもやれるということ。結局、１３者中１０者がいなくて３者が応札されましたね。３者が応札されたのは、今の課長の説明でいけば事務用家具を取り扱っているところだから、入札は成立していると。１０者はやめたけれど、３者いたと。入札執行をされたのでしょうけれども、この３者が応札されていますね。それぞれ金額が出ていますね。これはホームページに出ていましたので、この３者の会社名、所在地、代表はそれぞれ分かれば教えてください。

○議長（秀村長利）

　契約課長。

○契約課長（山本直樹）

　申し訳ございません。落札者のところにつきましては、資料を持っておりますが、落札していない２者については、資料を持ち合わせておりません。落札した業者につきましては、グッドイナフ株式会社、住所が飯塚市新立岩４番４号、代表者が代表取締役　原田拓郎、資本金が５００万円、物品等の事業を行っている会社でございます。

○議長（秀村長利）

　１３番　小幡俊之議員。

○１３番（小幡俊之）

　後の方は、また委員会のほうで尋ねてください。今手元の資料がないそうです。もちろんこの３者が残ったけれど、３者は事務用品の取扱いをしているということで、この物品は、去年でいけば１１月１日ぐらいから、指名願いを出しますよね。指名願いの中には、会社の所在地とか役員名簿とか、商業登記簿謄本、財務諸表、許認可関係の書類等を出しますね。従業員の数とかも。取扱い品目、パソコンであればどこのメーカーと取引きがあるとか、全部出して、去年の１１月に指名願いを受けていると思うんですが。

まずは、これは入札が成立したのかというところからちょっと聞いているので、今日２点聞きたいのは、入札がそもそも成立するのか。もう一つは、落札された業者さんの価格と会社の証書を調べたいと思っているんだけれど、今３者中１者しか、落札したところしか資料がないということですから、入札が成立するということは、この事務用家具がちゃんと会社の商業登記簿謄本の中の事業目的、うちはこんな事業を取り扱っていますという、定款の中にもありますけれど、その事務用家具があるのかどうか、委員会のほうでしっかりチェックしてください。ただこれは事務用家具が、移動式観覧席が、事務用家具だと認めたわけではないんだけれど、そこで入札されていますので、そこのところを資料要求していただきたいと思います。うちの会派にも、該当する委員会にメンバーがおりますので、そちらのほうにも頼んでいきたいと思います。いろいろなチェックの仕方がありますよね、やはり。有資格者がいるのか、もしくは取扱品目として適合するのか、さっき課長のほうから１０者は扱っていないという理由で辞退された方もおられますので、その点をチェックしてください。

最後の質問。物は３者が金額を入れておりますね。７１３０万円と７２５０万円と８千万円と、これは税抜きで、これは全員同じメーカーのやつ、それとも仕様書の中には、同等品という文字があるのですか。それとも、さっきおっしゃったとおり、どこどこのメーカーとか、指定ですか、教えてください。

○議長（秀村長利）

　スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長（瀬尾善忠）

　それぞれ３者の入札した物についての確認はいたしておりません。なお今回の入札に当たって、商品を指定したということではございません。

○議長（秀村長利）

　１３番　小幡俊之議員。

○１３番（小幡俊之）

　では確認します。金額は入っていたけれど、物は何なのか分からない。同じものではなかったということですね。値段は統一されていない。同じ品物で統一したわけではないということですね。移動式観覧席のメーカーは、そんなに数が全国的にもないのだけれど、３者はそれぞれ違うメーカーだったかもしれない。仕様書には合致していたからオーケーだという判断ですね。分かりました。後は委員会のほうで、いろいろと進めていただきたいと思います。今日聞きたかったものとかあったのだけれど、ほかの２者のデータがないということで、私の手元でいけば、応札に応じた３者、福岡ソフトウェアセンターと株式会社Ｓ・Ｙさん、ここら辺の、今言った商業登記簿謄本を要求されて、今課長が説明あった物品の事務用家具だったか、これの取扱いがちゃんとあるのかどうか、指名願いの資料も添えて確認してください。よろしくお願いします。

○議長（秀村長利）

　次に、８番　川上直喜議員の質疑を許します。８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　移動式観覧席と固定式観覧席があろうと思うんだけれど、移動式観覧席を選んだのはどういう理由ですか。

○議長（秀村長利）

　スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長（瀬尾善忠）

　今回購入する移動式観覧席でございますけれども、メインアリーナのスペースを有効活用することを目的に購入するものでございます。先ほどもちょっと申しましたけれども、１つのユニットが１列に１２席、７列あり合計８４席、これが６ユニットございますけれども、それぞれがひな壇状の観覧席になります。通常、折り畳んだ状態で収納し、使用の際に１段ずつ引き出し、ひな壇を形成するものでございます。そのため使用するに当たって、レイアウトを自由に設定することができます。そのため用途や規模に応じて、最適な観覧環境を提供できるというふうに考えまして、購入するものでございます。

○議長（秀村長利）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　何人が座れるのですか。

○議長（秀村長利）

　スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長（瀬尾善忠）

　５０４席でございます。

○議長（秀村長利）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　そうすると取得価格が７８４３万円ですから、１席当たり幾らになるんですか。

○議長（秀村長利）

暫時休憩いたします。

午後　４時２０分　休憩

午後　４時２０分　再開

○議長（秀村長利）

　本会議を再開いたします。スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長（瀬尾善忠）

　１席当たりに直しますと１５万５６１５円となります。

○議長（秀村長利）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　これは何年使えますか。

○議長（秀村長利）

　スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長（瀬尾善忠）

　今回の入札に当たっての条件でございますけれども、納入後１５年以上のメンテナンス、部品供給を保証できるものとして入札を行っております。

○議長（秀村長利）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　グッドイナフ株式会社は十分に満足と言うんでしょう。誰が満足するかという問題だけれど、ここが納品する物は、耐用年限は何年ですか。

○議長（秀村長利）

　スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長（瀬尾善忠）

　先ほど申しました納入後１５年以上のメンテナンス、部品供給を保証できることとなっております。

○議長（秀村長利）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　１つの椅子が１５年しかもたないようなやつを買おうとしているわけね。あるいはそれから先何年もつか分からない、耐用年限も分からないような物に８千万円もかけようとしているのが片峯市政ということなんだけれど、このグッドイナフ株式会社は、設立は何年ですか。

○議長（秀村長利）

　契約課長。

○契約課長（山本直樹）

　グッドイナフ株式会社につきましては、指名願いで提出されています登記簿履歴事項全部証明書におきましては、会社の設立年月日は平成２９年１月５日となっております。

○議長（秀村長利）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　西暦で言うと。

○議長（秀村長利）

　契約課長。

○契約課長（山本直樹）

　西暦で言いますと２０１７年となります。

○議長（秀村長利）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　資本金が５００万円と。当初から５００万円ですか。増資して５００万円、減資して５００万円、どっちですか。

○議長（秀村長利）

　契約課長。

○契約課長（山本直樹）

　当初から５００万円となっております。

○議長（秀村長利）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　５年ぐらいたっているんだけれど、実績をちょっとお尋ねします。

○議長（秀村長利）

　契約課長。

○契約課長（山本直樹）

　申し訳ございません。実績と申しますと設立してからということだと思いますが、今、資料を持ち合わせておりません。

○議長（秀村長利）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　先ほど小幡議員の質問の中で、２９者の中から１３者を選びましたと。事務用家具を扱っていますと。それだけの理由で１３者を選んだわけね。その会社は本当にあるのか、実績があるのかなというのは、もう何も考えずに指名したわけですね。ちょっと答えてください。

○議長（秀村長利）

　契約課長。

○契約課長（山本直樹）

　指名登録業者につきましては、入札参加資格審査申請を、今では２年に１度という形でしていただいておりまして、一番最初の新規の登録の業者につきましては、会社のほうに出向きまして、事務所があるか、パソコンがあるかなど、営業の実態があるかというのを、契約課職員が現地に、会社に赴きまして確認を行っております。それから、事務用品の取扱いがあるかというのは、指名の登録の際に希望業種を、先ほども申しましたが１８分類に、飯塚市のほうで分けておりますが、その中で取り扱える業種、品物について、登録する会社のほうからの申出によりまして、指名の登録を行っております。

○議長（秀村長利）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　あなた方が議案を出しているのですよ、私は出しているわけではないのですよ。本会議で通告しているではないですか、質疑通告を。聞いてみたら、資料がないとか言って、真面目にやってくださいよという感じですよ。市民の税金をこれだけ使おうというのに。資料を持ってきてなかったら答弁しなくていいということになっているのですか、飯塚市役所は。聞いたことないね。

このグッドイナフは、今度、契約課の職員が訪ねて行ったのですか。

○議長（秀村長利）

　契約課長。

○契約課長（山本直樹）

　今、申されましたのは、その仮契約をした後ということでしょうか。ということでしたら、その会社のほうには出て行ってはおりません。

○議長（秀村長利）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　社長の名前は分かりましたけれど、聞いたことのない名前ですよ。それで従業員と言われる方は何人ぐらいいるのですか。

○議長（秀村長利）

　契約課長。

○契約課長（山本直樹）

　指名の登録のときに提出されている資料におきましては、従業員が１名となっております。

○議長（秀村長利）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　それは代表取締役の方なのですか、使用者だから、それは従業員と呼ばないと思うけれど。この原田拓郎さん以外に働く人がいたという意味ですか。

○議長（秀村長利）

　契約課長。

○契約課長（山本直樹）

　代表とは別と考えております。

○議長（秀村長利）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　考えていますとはどういう意味ですか。

○議長（秀村長利）

　契約課長。

○契約課長（山本直樹）

　申し訳ございません、登記簿に書いています代表取締役を含む役員以外で提出いただいておりますので、役員以外の従業員が１名いるというふうに確認しております。

○議長（秀村長利）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　お会いになったのですか。

○議長（秀村長利）

　契約課長。

○契約課長（山本直樹）

　直接はお会いしておりません。

○議長（秀村長利）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　想像しているわけね。紙の中で、いるだろうと思っているだけなんでしょう。会っていないというか、存在していないかもしれないのでしょう。どうなんですか。

○議長（秀村長利）

　川上議員に申し上げます。質疑は簡明にお願いいたします。

　（　発言する者あり　）

　契約課長。

○契約課長（山本直樹）

　このグッドイナフ株式会社だけではなくて、指名登録業者様からは、全者に同じような書類を提出いただいておりますが、それに書かれてあるものについては、そのとおりであるというふうに認識しております。

○議長（秀村長利）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　自分をそのようにだまさないほうがいいですよ。資料は持ってきていない。その会社がどんなことをしているかもよく分からないという状態で、今あなたはいるということでしょう。市長がそういう状態ということですよ。市長は詳しいかもしれないよ。そうしたら調達能力、この移動観覧席を、本当にグッドナイフというのが調達能力があるかどうかは、いつ分かりましたか。

○議長（秀村長利）

　契約課長。

○契約課長（山本直樹）

　物品を納めるに当たりまして、特段その資格が必要なものではございませんので、取扱いのある業者であれば納入ができるものと考えております。

○議長（秀村長利）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　調達能力というのは、信用と実績ではないですか。それが確認されていないんでしょう。昔、福岡市で、国会議員にも出た人がいたけれど、「ケヤキ・庭石事件」とかに絡んだ人ですけれど、もうこちらの会社からこちらに物を移して、こちらの会社からこちらに移して、１周している間に、２倍も３倍もケヤキが大きくなったという話がありましたよね、博多湾の人工島ですよ。そういうことを許したらいけないから、きちんとその会社がどうかということを調べるのは当たり前ではないかと思うわけ。そういうことを全然やっていないわけね。議会で聞かれた、資料を持ってきていないというわけでしょう。そうしたら１３者のうち１０者が、なぜか分かりませんけれど辞退しているわけね。それで、残ったのが株式会社Ｓ・Ｙ、小正にあるんだね。２９８番地２３でしょう。プロスペリティＳＹの中にあるのですか。教えてください。

○議長（秀村長利）

　契約課長。

○契約課長（山本直樹）

　申し訳ございません。今、すぐにちょっと確認できかねます。

○議長（秀村長利）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　通告しているじゃない。これは市議会議員と関係のあるところですか。明確に答弁してください。

○議長（秀村長利）

暫時休憩いたします。

午後　４時２５分　休憩

午後　４時２５分　再開

○議長（秀村長利）

　本会議を再開いたします。会議時間を午後６時まで延長いたします。８番　川上直喜議員に申し上げます。会議規則第５１条第１項の規定により、発言は全て簡明なものとし、議題外にわたり、またはその範囲を超えてはならないこととされておりますので、このことをご理解の上、質疑を行っていただきますようお願いいたします。契約課長。

○契約課長（山本直樹）

　先ほどご質問いただきました株式会社Ｓ・Ｙにつきましては、代表取締役、坂平由美となっております。

○議長（秀村長利）

　８番　川上直喜議員

○８番（川上直喜）

　私の質問は、市議会議員と関係のあるところかと聞いたのです。

○議長（秀村長利）

　川上議員、範囲外にわたっておりますのでお願いいたします。８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　範囲外になっていないということを、今から質問の中で明らかにしますけれど、そういうことなんですよ。今度、受注した代表取締役と市議会議員は政治的に深い間柄なんですよ。

○議長（秀村長利）

　８番　川上直喜議員に申し上げます。上程されている議案については、この後委員会に付託され、詳細な審査が行われます。本市議会では委員会中心主義の議会運営を行っておりますので、本会議における議案質疑については、簡明に発言していただきますようお願いいたします。８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　２９者のうち１３者で１０者が辞退、３者がなぜ残ったのかと。もう１者残ったのは、ここで名前が出てくるのがおかしいと思うぐらいの会社なんですよ、１０億円企業だから、資本金。３セク、福岡ソフトウェアセンター、代表取締役は飯塚市の幹部のＯＢですよ。１人なんですよ、代表取締役。

○議長（秀村長利）

　８番　川上直喜議員に申し上げます。議会における発言に際して、その真偽の定かでないものや、主観や臆測での発言で、個人名や法人名を発出することにつきましては、その結果において個人の権利を著しく侵害するおそれがございますので、また、地方自治法及び会議規則において、議員は、品位の保持と尊重が求められ、その発言は全て簡明にするものとして、議題外にわたり、またその範囲を超えてはならないとされておりますので、このことを理解の上、発言を行っていただきますようお願いいたします。８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　私は、個人名は受注者以外、契約相手以外は出しておりません。出したのは執行部だから。ここの福岡ソフトウェアセンターの副会長は誰ですか。取締役副会長が片峯　誠飯塚市長なんですよ。発注者が副会長を務めている会社が、自分が発注していて仕事をくださいと来ているんですよ。こういう姿でこの３者が残っているわけですよ。この受注者と、自分と関係の深い市議会議員の縁のある会社と、それから発注者が、絶大な力ですよ、１０億円。ここにしか移動式観覧席を渡そうという会社は、信用と実績は、ここにしかということではないけれど、ここが最も信用と実績を置いているではないですか。なぜそこがとれないのですか。なぜ片峯市長が発注者で、副会長を務めている会社が受注できないのですか。おかしいでしょう―――。

○議長（秀村長利）

　川上議員に申し上げます。先ほどから再三申し上げておりますが、議案に対する質疑の内容が議題外にわたっております。よって会議規則第５１条第２項の規定により、注意いたします。８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　入札そのものについて質問しているんだから、議案そのものでしょう。○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○（発言取消）○○○○○○○○○○○○だからこれは、経済建設委員会で、これは入札の在り方そのものについて、それから本当に観覧席が妥当なものなのか、耐用年限も分からないで買ってくる。こんなことがまともかどうか、経済建設委員会でしっかり審議してください。終わります。（発言する者あり）

○議長（秀村長利）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　経済建設委員会ではなさそうなので、協働環境委員会でよろしくお願いします。

　（「議事進行について」と呼ぶ者あり）

○議長（秀村長利）

　○○番　○○○○議員。

○○○番（○○○○）

　○○○○○○○○○○○○○○○○○○（発言取消）○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

○議長（秀村長利）

暫時休憩いたします。

午後　４時３２分　休憩

午後　４時４４分　再開

○議長（秀村長利）

　本会議を再開いたします。８番　川上直喜議員、先ほどの発言中に、一部不適切な発言があると認められますので、今後は考えて発言をしてください。それと地方自治法第１２９条の規定により、発言の取消しを命じます。８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　どの部分の取消しを命ずるわけですか。私は経済建設委員会と言って、○○議員の名前を出したところを削るということですか。

○議長（秀村長利）

　○○議員の名前を出したところです。８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　それは申し訳ありません。私が経済建設委員会と思い込んだものだから、そういう発言になりました。大変失礼しました。その分についての取消しは認めます。

○議長（秀村長利）

質疑を終結いたします。

「議案第６２号」については、質疑通告があっておりませんので、質疑を終結いたします。

「議案第６３号」について、８番　川上直喜議員の質疑を許します。８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

「議案第６３号　訴えの提起」、内野宿長崎屋ですが、中身が建物退去、土地明渡しとなっています。現状で、建物がどういう状態になっておるのか、内野宿長崎屋の管理棟ということなんですけれど、提案理由の中には、不法に占有というようになっていると思いますが、土地はどうなっているのか、お尋ねします。

○議長（秀村長利）

　商工観光課長。

○商工観光課長（小川敬一）

　土地についてでございますが、土地につきましても当該建物、管理棟建物の市有地の一部に、本市の許可なく無断で構造物を設置しているところもございまして、市としましては、顧問弁護士と協議、相談しながら、不法占有に当たるという形で考えております。

○議長（秀村長利）

　８番　川上直喜委員。

○８番（川上直喜）

　建物退去というのは、建物を不法に占有というのは、具体的にはどういう状況なのですか。

○議長（秀村長利）

　商工観光課長。

○商工観光課長（小川敬一）

　建物につきましては、先ほど申しました内野宿長崎屋の管理棟の部分でございまして、管理棟につきまして、不法に占有をしている状況が令和３年４月１日以降続いているところでございます。

○議長（秀村長利）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　質問に答えてもらっていないですね。どういう状況が不法占有ということになっているのか。つまり何の契約もなしに鍵をかけて、持ち主、市役所の介入を排除すると。自分勝手に使える状態にしているのか、それとも契約があったのが切れた状態なのか、この方とですよ。何をもって不法に占有というふうに言っているのか明確でなければ裁判できないでしょう。門前払いになるでしょう。どういう状態なのですか。

○議長（秀村長利）

　商工観光課長。

○商工観光課長（小川敬一）

　本建物につきましては、質問議員が言われますように、従来、令和２年４月１日から令和３年３月３１日まで、内野地区の活性化事業と観光事業の拠点として使用することを条件に、一般社団法人内野地区活性化協議会と土地建物賃貸借契約を締結いたしておりました。その後、令和３年３月末、３月３１日をもちまして賃貸借契約を解除、締結を更新しておりませんが、その後、今回被告であります個人が不法に住みつき占有している状況が続いている状態でございます。

○議長（秀村長利）

　８番　川上直喜議員

○８番（川上直喜）

　契約切れというか、契約を切ったわけですね、何かの理由で。何かの理由で契約を切ったのだけれど、退去しないというのを不法占有状態と言っているわけですね。そのことと土地に構造物を作っているとは何のことですか。

○議長（秀村長利）

　商工観光課長。

○商工観光課長（小川敬一）

　当該土地の一部に、住みついている被告が舞台を設置している状況がございます。

○議長（秀村長利）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　土地に構造物を設置したり、あるいは田畑を作って栽培などを始めると、それは不動産侵奪罪に該当する可能性があるわけですね。その場合は、刑事事件になるわけですよ。ですから、そこのところをはっきりしないと、とりあえず民事でということでいいのかね。そういうことがちょっと、平恒の採石の関係でありましたけれど、不動産侵奪罪の場合は、刑事告訴しましょうというのが、財務省理財局の、国の場合の考え方ですよ。だから、ここのところで間違うと、訴えができるかってことになりかねないかと思うから聞いているわけですよ。

それで、あなた方が、まだ議決していないけれど、被告と呼んだこの方、管理棟をそのように不法占有し、土地を何か構造物を作って、何をしているんですかね。収入を得るようなことをそこでしているんですか、それとも自分の生活をしているだけですか。

○議長（秀村長利）

　商工観光課長。

○商工観光課長（小川敬一）

　現在におきましては、もう自分の生活をしている、収益とかを上げるような活動は一切されていないという形でお聞きしております。

○議長（秀村長利）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　そうしたら、民事で訴える場合でも、近い将来に、近くだね、近く、市が公用または公共の用に供する必要があるという判断をしておく必要が示されているんですよ。国の、先ほど理財局のやつでも。ここは退去を求めて、市が公用または公共の用に供するように考えているのかどうかを確認したいと思います。

○議長（秀村長利）

　商工観光課長。

○商工観光課長（小川敬一）

　質問議員が言われますように、今回、こういう形で明渡し訴訟を経まして、速やかにこの分については退去していただきまして、当初の目的でございます筑穂地区、内野地区の活性化と、また飯塚市全般の観光の拠点として、本市としましては努めてまいりたいという観点、また地元の自治会長を含め、地域の方からもそういうご要望を受けておりますので、速やかに一日も早く、そういう形の部分に復して再出発を図っていきたいというふうに考えております。

○議長（秀村長利）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　それで、今こういうような話をしなければならないようになった経過を市民の方も知りたいと思われるんですよ。その経過をちょっと説明してください。

○議長（秀村長利）

　商工観光課長。

○商工観光課長（小川敬一）

　ここに至った経緯につきましてでございますが、先ほど申しました令和２年度末まで、一般社団法人内野地区活性化協議会と土地建物の賃貸借契約を締結しておりました。しかしながら、過去において様々な複雑な経緯等もございまして、本協議会の状況等につきましても、真実が正確に把握できなかった状況もございました。今回いろいろ、内野地区の活性化協議会とも再三にわたり話を進めてまいりまして、最初に先ほど申しました○○氏が退去しないという状況で、こういう形の訴訟に至った経緯でございます。

○議長（秀村長利）

　８番　川上直喜議員

○８番（川上直喜）

　そんなことで何にも分からないですよ。裁判のほうも負けますよ。

内野宿長崎屋は、合併後、２００９年から１３年まで市の施設として指定管理にしたんでしょう、内野地区活性化協議会。ところが、もうそろそろ市の施設としては責任を負わないで、公共のものとしては責任を負わないで法人化してもらって、活性化協議会が何かになってもらって、そしてそこに無償貸与をしましょうというようにしていくわけでしょう。そのために、内野宿の長崎街道内野宿条例を廃止したではないですか。一般社団法人化した活性化協議会に無償貸付けという話なんでしょう。自分でやっていってくださいと。それは地元としても歓迎したところがあるんだけれど、きちんと見ていたかということを今問われていると思うけれど、そこで、この内野地区活性化協議会の設立と相前後して、ここで共同したというふうに活性化協議会は書いていますけれど、長崎街道内野宿冷水峠デザイン研究会というのが存在していますね。ここにあなたが言う被告の方が、４人いる理事の中の１人として存在しているではないですか。活性化協議会とこのデザイン研究会が内野３３１３番に同居しているんでしょう。あなた方、全部知っているわけでしょう、それは。それで、あなた方が被告と呼んでいる方は、いつからこの管理棟に住み始めたのですか。

○議長（秀村長利）

　商工観光課長。

○商工観光課長（小川敬一）

　令和２年１１月から１２月にかけてという形でお聞きをしております。

○議長（秀村長利）

　８番　川上直喜議員

○８番（川上直喜）

　あなた方が契約したのは、令和２年４月１日ということなんでしょう。その後、住み込み始めたという言い方なのかな。そうしたらおかしいでしょう。内野地区活性化協議会に貸したんでしょう。そこのどういう関係でもない人が、一緒に事業をやっているとか、そういう共同目標でいろいろ頑張っているのかもしれないけれど、こちらの理事の１人である人が、こちらで借りたのに住み込み始めるとは、どういうことなのですか。許したのですか。

○議長（秀村長利）

　商工観光課長。

○商工観光課長（小川敬一）

　市としましては、一般社団法人の内野地区活性化協議会のほうに賃貸借契約でお貸ししておりました。ＮＰＯのほうにつきまして、詳細につきましては、いろいろ情報等々は耳にしておりましたが、本市としましては、賃貸借相手先である内野地区活性化協議会と話合いをしてきた経緯がございます。また、○○氏につきましては、内野地区活性化協議会で、この長崎屋につきまして主体的に管理をしていた、中心的な存在であったという形でお聞きしております。

○議長（秀村長利）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　何の関係もないんでしょう。その被告というふうにあなたが呼んでいる人は、内野地区活性化協議会と。共同事業者というか、一緒に頑張りましょうというぐらいの間柄なんでしょう。役員でも何でもないんですよ。起業者でもないんでしょう。何でその人がそこに住み始めるわけですか。その瞬間からおかしいでしょう。それに気がついたのはいつですか、あなた方が。

○議長（秀村長利）

　商工観光課長。

○商工観光課長（小川敬一）

　正式に把握したのは令和３年５月でございます。

○議長（秀村長利）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　失敗しましたね。しかもあなた方は、契約はいつと言いましたかね。令和だの西暦だの言うので分からなくなった。これに書いている契約は、更新をする更新契約なのですか、それとも新規契約だったんですか、内野地区活性化協議会との間柄で。

○議長（秀村長利）

　商工観光課長。

○商工観光課長（小川敬一）

　令和２年４月１日に契約をした時点では更新という形でやっています。

○議長（秀村長利）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　そうすると、ちょっと分かりにくいんだけれど、その更新のとき、契約更新のときはもう既に住んでいたわけでしょう、違うの。

○議長（秀村長利）

　商工観光課長。

○商工観光課長（小川敬一）

　先ほど申しました令和３年５月に正式に把握しましたけれど、３月に実態の調査は行って、その時点で住んでいる形跡があるのではないかという形で、正式に分かったのが令和３年５月でございます。

○議長（秀村長利）

　８番　川上直喜議員

○８番（川上直喜）

　分かったときなんでしょう。だから、あなた方が、その方が住んでいることを承知の上で、前の契約を継続して、そして更新までしたということではないのですか。

○議長（秀村長利）

　商工観光課長。

○商工観光課長（小川敬一）

　契約の最終的に解除といいますか、更新をしていない契約の最終日といいますか、令和３年３月３１日をもって更新をしておりませんので、先ほど申しました部分については、正式に把握したのは令和３年５月でございますので、その時点におきましては、令和３年度につきましては更新はいたしておりません。

○議長（秀村長利）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　だから別のこと言いましょうね。それで令和２年４月１日が契約日かね、更新。

○議長（秀村長利）

　商工観光課長。

○商工観光課長（小川敬一）

　そのとおりでございます。

○議長（秀村長利）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　最後の契約が令和２年かな、４月１日と言ったでしょう、賃貸借契約締結。ところがその１月程度前、つまり令和２年３月６日、何か起こったでしょう。つまり、この方が、４人の理事のうちの１人をしている、あるいは、いた特定非営利活動法人の長崎街道内野宿冷水峠デザイン研究会、これは法に基づいた改善命令が出たでしょう。契約の１月ほど前、３月６日、あなた方はこれを知っていて契約を結んだのではないですか。

○議長（秀村長利）

　商工観光課長。

○商工観光課長（小川敬一）

　今言われましたＮＰＯ法人冷水峠デザイン研究会については、今質問議員が言われたようなことは把握しておりませんでした。

○議長（秀村長利）

暫時休憩いたします。

午後　４時５０分　休憩

午後　４時５２分　再開

○議長（秀村長利）

　本会議を再開いたします。商工観光課長。

○商工観光課長（小川敬一）

　質問議員が言われる３月６日については、市としては把握しておりませんでした。

○議長（秀村長利）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　それで契約を結んで、いつか分かりませんけれど、発効したのは４月１日なんでしょう。３か月後、４か月後、７月２１日には、このデザイン研究会というのは、第４３条、設立認証の取消というということになっているのではないですか。これは知っているんでしょう。

○議長（秀村長利）

　商工観光課長。

○商工観光課長（小川敬一）

　申し訳ありません。市としましては、先ほど申しますように一般社団法人内野地区活性化協議会と契約をしておりまして、質問議員が言われますＮＰＯ法人冷水峠デザイン研究会に関しては、我々としては詳しいことは把握していない状況です。

○議長（秀村長利）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　それで把握していないと胸を張ったら駄目ですよ。そして、解散するんでしょう。理事長が清算人になって、今、清算過程なのかな。大した財産はなさそうなんです、ネットで見ると。今、この方が、あなた方が相手にしようという方が、解散しているはずの団体の中で、どういう地位を占めているかもまだ分からない状態でしょう。それだったら十分な、市長が市民を訴えるわけですから、状態がどうかと。民事なのか刑事でいくのか。経過の中で飯塚市長に瑕疵がなかったかどうか。きちんとチェックしてからでないと、私がここで聞いて答えられませんというような状況の中で、市民を訴えるということになるかどうか検討したほうがいいんではないですか。

いずれにしても、この件について一致するところは、速やかな解決、問題の解消を図って、もう内野地区の本当の意味での活性化へ地域を上げて頑張れるように、公助、自助、共助とか、そんな突き放したことを言わないで、やはり一体となって地域を支えていくというふうにいかないと。

どなたか言われていました。今年は小学生が２人増えて、それはものすごく地域で喜ばれている。飯塚の街のほうはコンパクトシティでいいかもしれないけれど、市役所の言う周辺部、そこでこそ豊かな暮らしができるようにするためには、稼いでくださいとか、自立してやってくださいとか、あまり妙なことを言わないで、手厚く共同して支援して共生していくという方向で考えながら、この裁判のことも考えてもらいたいと思います。終わります。

○議長（秀村長利）

質疑を終結いたします。

「議案第６４号」から「議案第６６号」までの３件については、いずれも質疑通告があっておりませんので、質疑を終結いたします。本案１１件は、議案付託一覧表のとおり、それぞれの常任委員会に付託いたします。

「議案第６８号　令和４年度 飯塚市一般会計補正予算（第３号）」及び「議案第６９号　契約の締結（口春（頭首工）災害復旧工事）」、以上２件を一括議題といたします。提案理由の説明を求めます。久世副市長。

○副市長（久世賢治）

ただいま上程されました議案のうち、まず予算関連議案から提案理由の説明をいたします。

「議案第６８号　令和４年度 飯塚市一般会計補正予算（第３号）」につきましては、コロナ禍における原油価格・物価高騰等総合緊急対策等、新型コロナウイルス感染症対策に要する経費を補正するものでございます。

一般会計補正予算書の３ページをお願いいたします。第１条で、歳入歳出予算の総額に１４億５７９万２千円を追加して、８２８億４８３４万５千円としようとするものでございます。なお、内容の説明につきましては省略させていただきます。以上で予算関連議案の説明を終わります。

続きまして、予算関連議案以外の議案について、説明いたします。

議案書３ページをお願いいたします。「議案第６９号　契約の締結」につきましては、口春（頭首工）災害復旧工事について、丸島・オカベ特定建設工事共同企業体と、１億７７６５万円で請負契約を締結するものでございます。以上、簡単ですが、提案理由の説明を終わります。

○議長（秀村長利）

　提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

市長にお尋ねします。急激な物価高が暮らしを直撃していることについて、市長は１６日、どなたかの質問に対して、収入の低い貧困層が多い中で、物価高がこのまま進めば格差の問題がある中で、子育て世代への影響が大きくなるとの認識だと。少しでも何か支援する必要があるのではないかということで、というような発言されました。覚えていると思います。これについては私も発言しましたけれど、弱々しい、少し。だけれど方向性は歓迎すると。いろいろ議会からも提案してくれというような趣旨のことも言われたので、川上はもう３月からやっていますと、２年前の、というようなことも申し上げたのですけれど、今度の予算を見ると、国の臨時交付金だけでも五億何千万円とあるのに、飯塚市の独自財源、後で差し引きする考えがあるかもしれないけれど、含めると、本当に弱々しいと思うんだけれど、その中でもこれはというのは、市長がおっしゃった子育て世帯支援応援券のことだろうと思うけれど、これについてどういう仕組みなのか、どういう考え方でこれを出したのか、お尋ねします。

○議長（秀村長利）

　片峯市長。

○市長（片峯　誠）

　実は、趣旨は一緒ですというように言っていただきました。今のこの経済状況と、市民の暮らしの状況、そして最も厳しい状況に置かれていらっしゃるだろうという方々のことを考えたときに、職員と一緒にいろいろなことを考えました。水道料金の問題をどうするかということも、実は考えました。しかしながら、実施時期がシステム変更の関係で最低５か月かかるので、それでは緊急対策にならないと。もう一つ、質問者が提案されておりました給食費、無償なのか半額なのか、もしくは学童の費用等々も検討いたしましたが、これは一般質問のやり取りの中でもありましたが、実は減免措置ということで、給食費や学童のことでは既に対応しておりますので、本当に厳しい方々に、それではお届けすることにならないのではないかということで、もっといい方法はと思ったときに、話す中で、思い切ってゼロ歳から１７歳以下ということにしていますが、高校生までの子どもたちに対して、もう議案書が皆さんお手元に届いていると思いますので、この場でお話ししますが、１人当たり３万円の地域振興券を、というように考えました。それは一番はそういう世帯に対してのことですし、その方法であれば、今まさに地元の商店だとか飲食店で、コロナ後にお客さんが戻って来ずに苦労なさっていらっしゃる方々に対しても、地域でお金が回ることにもつながるので、その方々に対してもプラスになるのではないかというようなことも協議しまして、その方法を提案させていただいている次第でございます。

○議長（秀村長利）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　２年前、４月２８日に緊急対策を出したときに、ひとり親の世帯に５万円ということを打ち出したんだけれど、後で国のお金と差し替えるということになって、市の財源には影響はほとんどなかったと思うけれど、そのときに生活保護世帯に対しては、生活保護世帯のひとり親世帯は除外したんですよね。今度はどうなるのですか。

○議長（秀村長利）

　片峯市長。

○市長（片峯　誠）

　そのときの除外は、国が給付する分については除外していただけますが、収入認定を。市が配布する分については収入認定になるので、実質収入とはならない。これは、議員はその当時、厚労省に申請すれば許可が下りるかもしれないじゃあないかと。そういう努力も併せて、本当はするべきではないかという指摘もたしかあったと思います。今回は、地域振興券ということで、様々な方法、担当課が確認をしてくれまして、収入認定に当たらないということですから、生活保護世帯に関するお子さん方も全員もちろんそうですし、対象とさせていただくようにしております。

○議長（秀村長利）

　８番　川上直喜議員

○８番（川上直喜）

　共産党としても国の通知は見ております。確認しました。少し片峯市長の認識と違うところがあって、地域振興券だからオーケーですではなくて、福祉事務所が組織的に判断してよいよと。それは８千円以内か、あるいは災害対応かというようなことだったので、福祉事務所のほうで、部長のほうで、災害的な打撃に対する対応という判断をされたのだろうと思うわけですよ。２年前もできたわけですよね。でも、この議会での論戦と、福祉事務所から国への意見、要望などが伝わっていって、あるいは厚生労働省がここでのやり取りを見ているかもしれないけれど、そういう通知を出してきたのではないかと。声を上げれば少し政治はよくなるかもしれないということと思いますが、そこで規模の問題がちょっとあるんですよね。

３万円ということなんだけれど、これはどれぐらいの比重かというと、片峯市長が仕方がない、仕方がないと言って水道料を３５％上げるんだけれど、当の子育て世帯は、水を使う量が多いわけですよ。子どもの人数にもよるけれど。すると、私が聞いている範囲では、２万円とか３万円とか年間で上がります。だから、水道料を上げた分ぐらいにしかならないというふうな見方もあるわけです。ないよりいいけれど。

だから、さっき片峯市長が検討を実はしたんだとおっしゃったんだけれど、私たちは国の交付金を配ればいいという仕事ではないでしょう。過去最高水準の財政調整基金も持っているのに。それから、全国からものすごい支援を受けてふるさと応援金も来ている。それ以外のお金もある。そう考えれば、こっちに応援券を６億９千万円出すか、給食費に出すか、あるいは水道料を引き下げるかとかではなくて、全部やったらどうですかというのを聞きたかったわけですよ。配ればいいということではなくて。

後は討論みたいになったら具合が悪いけれども、直方市の話も聞きました。宮若市の話も聞いたではないですか。九州市長会をやって、１００を超える市町村が集まって、片峯市長がこの小中一貫校はどうですかとか言って、見てもらっているんだけれど、そこで子どもたちは給食費を、高いのを払っているわけですよ。うちは給食費はただだけれどなと思って見た市長もおられるかもしれません、鹿児島の。鹿児島県に給食費がただの市があるでしょう。だから、よその自治体がどういうことで努力して工夫しているかをもっと職員が見聞きして、片峯市長にインプットできるようにしてもらいたい。忖度してから、もうこんなこと言わないほうがいいだろうみたいなことではいかんでしょう。

○議長（秀村長利）

　川上議員、討論になっております。８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　質問を終わります。

○議長（秀村長利）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

　質疑を終結いたします。本案２件は、議案付託一覧表のとおり、それぞれの常任委員会に付託いたします。

　以上をもちまして、本日の議事日程を終了いたしましたので、本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

午後　５時１３分　散会

◎　出席及び欠席議員

　（　出席議員　２８名　）

１番　　秀　村　長　利

２番　　坂　平　末　雄

３番　　光　根　正　宣

４番　　奥　山　亮　一

５番　　金　子　加　代

６番　　兼　本　芳　雄

７番　　土　居　幸　則

８番　　川　上　直　喜

９番　　永　末　雄　大

１０番　　深　町　善　文

１１番　　田　中　武　春

１２番　　江　口　　　徹

１３番　　小　幡　俊　之

１４番　　上　野　伸　五

１５番　　田　中　裕　二

１６番　　吉　松　信　之

１７番　　福　永　隆　一

１８番　　吉　田　健　一

１９番　　田　中　博　文

２０番　　鯉　川　信　二

２１番　　城　丸　秀　髙

２２番　　松　延　隆　俊

２３番　　守　光　博　正

２４番　　瀬　戸　　　光

２５番　　古　本　俊　克

２６番　　佐　藤　清　和

２７番　　道　祖　　　満

２８番　　平　山　　　悟

◎　職務のため出席した議会事務局職員

議会事務局長　　二　石　記　人

議会事務局次長　　太　田　智　広

議事調査係長　　渕　上　憲　隆

書記　　安　藤　　　良

議事総務係長　　今　住　武　史

書記　　生　山　真　希

書記　　宮　山　哲　明

◎　説明のため出席した者

市長　　片　峯　　　誠

副市長　　久　世　賢　治

副市長　　藤　江　美　奈

教育長　　武　井　政　一

企業管理者　　石　田　愼　二

総務部長　　許　斐　博　史

行政経営部長　　東　　　剛　史

市民協働部長　　久　家　勝　行

市民環境部長　　福　田　憲　一

経済部長　　兼　丸　義　経

福祉部長　　渡　部　淳　二

都市建設部長　　中　村　洋　一

教育部長　　山　田　哲　史

企業局長　　本　井　淳　志

公営競技事業所長　　樋　口　嘉　文

経済政策推進室長　　早　野　直　大

福祉部次長　　長　尾　恵美子

都市建設部次長　　臼　井　耕　治

都市建設部次長　　大　井　慎　二

契約課長　　山　本　直　樹

スポーツ振興課長　　瀬　尾　善　忠

経済対策推進室産学振興担当主幹　　大　隈　友　加

商工観光課長　　小　川　敬　一

都市計画課長　　城　戸　健　児

文化課長　　坂　口　信　治

企業管理課長　　松　本　日出登